

人 口 増 加 強 興 亞 洋 基

人 口 問 雖 研 究

第 二 卷 第 三 號

昭和三十一年三月刊行

研 究

人口増加と失業との関係に就ての諸説の研究..... 北岡壽逸 (一)

徳川時代の婚姻年齢に關する一考察..... 關山直太郎 (一七)
社會環境が乳幼児の發育に及ぼす影響に關する一考察..... 笠間尙武 (二六)

資 料

紹 介

ロデリッヒ・フォン・ウンガルソニ・シュテルンペルヒ稿「佛蘭西の民族」

生物學的衰退」(雪山)

彙 報

國民體力法施行令の一部改正——臨時農地價格統制令並臨時農地等管理令の公布
——厚生省衛生局の營養食調査——熱帶醫學研究所に於ける厚生醫學科の新設
——財團法人人口問題研究會主催第十二回人口問題同政者會合の開催——中央農林協議會の東亞國土計畫要目の決定——兒童母性研究會の第三回協議會の開催——一九三九年獨逸國勢調査の若干細目集計の發表——一九三九年ソ聯邦國勢調査結果の報告

文 獻

邦文人口問題關係文獻(一〇)

人 口 問 雖 研 究 所

人口問題研究

第二卷 第三號

研究

人口増加と失業との關係に就ての諸説の研究

北岡壽逸

一、序言——人口と國力

人口の増加は一面に於ては國力——國土の人口扶養力——の増大の結果であり、他面に於ては、國力増大の原動力である。前者即ち人口の増加が、國の扶養力増大の結果たる方面を力説したのが、マルサスの人口論である。

マルサスは人間の繁殖力を動物と同一視し、之を無限に強大なるものと見、人口増加は唯社會の扶養力に依つて制限されると考へた。而して社會の人口扶養力とは生活必需品の生産力であり、その主たるものは食糧なりと考へ、人口の増殖力は食糧の生産力に依つて抑制せられると考へた（マ

人口増加と失業との關係に就ての諸説の研究

ルサス人口論第一版一三一五頁）。後者即ち人口が國力増進の原動力たる方面を強調し、人口の減退を以つて國力衰退の兆なりとし人口の増加を以つて國家發展の要因と考へることは、ギリシャ、ローマ以來殆んど凡ての國家主義者の考へた所であつて、殊に近世國家主義隆盛時代の元首、プロシヤのフレデリック大王、オーストリアのマリヤ・テレサ、佛國のコルベールやルイ十四世等の人口増加政策が、この見地に立つたものであることは言ふまでもない。現時に於ける伊太利及獨逸の人口増加政策も亦人口を國力發展の原動力と考へるが故であり、現下我國の「生めよ殖へよ」の要望も亦この見地に基く。

時と所との制約を離れて學問的に見る時は人口と國力とに關する以上の二面の觀察は何れも半面の眞理なりと言はざるを得ない。先づ第一に國土の人口扶養力が増大した結果として、人口の著大なる増加を見た事は史上多くの事例を見る所であるが、手近い著しい事例としては、例へばジャバは一八一五年に於ては人口四百五十萬と推定されたが、一九三〇年には四千七十二萬となつた⁽¹⁾。オランダが之を領有して治安を維持し、富源を開発し、衛生状態を改善した結果、人口は主として自然増加に依つて百年間に十倍した譯である。日露戰爭當時人口五百萬と稱せられた滿洲が我國に依る治安の維持と投資開發とに依つて、その後四十年にして人口四千萬を超ゆる（昭和十三年）に至つた事もその著しい例である。北米合衆國に於

て最初の一七九〇年の國勢調査に於いては人口三百九十二萬九千人なりしも、一九三〇年には人口一億二千二百七十七萬五千人となり、百四十年間に三十一倍の増加を示したのも人口扶養力の増加が如何に人口の増加を齎すかを示す好例の事例である。

その逆の場合即ち扶養力の缺乏の爲に、自然に生れ来る人口が抑制され居る例も亦妙くない。顯著な事例を二、三擧げるならば、其の一は徳川時代の我國人口であつて、明治に入つてより、相當著しい人口増殖力を示した我國民が、徳川時代に於て出産率の衰へて居たと云ふ證據は何處にもない。然るに享保六年(西紀一七二二年)頃と稱せらるゝ最初の人口調査以來百二十五年を経た弘化三年(西紀一八四六年)の人口調査に至る迄人口は殆んど増加がない。文政十一年(一八二八年)二千七百二十萬を最大とし、寛政十年(一七九八年)の二千二百八十九萬を最少とし一進一退の状態であつて⁽²⁾、殊に凶年に莫大なる餓死者があり、半年に於て殺兒墮胎の行はれた事は社會に人口扶養力のない時に如何に人口はその自然の繁殖力を制限せられるかを示す事例である。

其の二は印度の人口狀態殊にその飢饉年の死亡者である。十九世紀に於ける印度の飢饉の回數三十一回餓死者概數三千二百四十萬と推定せらる⁽³⁾。食物の不足が人口の増殖を制限する最も顯著なる事例であらう。

國の扶養力乏しき場合人口の自然増加が抑制さるゝ顯著なる事例の其の三は支那の人口現象である。支那の人口動態統計は頗る不備で信頼すべきもの極めて乏しきも、トムソンの實驗的調査に依れば第一表の如く極端なる多産多死で、人口千人中四〇人乃至四十八人と言ふ多産を以つてして人口の自然増加が殆んどない。平時に於ては相當の率を以つて人口が殖えても一朝凶作に遭遇すると忽ち増加人口が一掃されてしまう状態がよく現は

れて居る。人口扶養力の餘裕のない國に於ける多産と云ふ事は如何に残酷なものであるか⁽⁴⁾わかる。

第一表 支那の出生率及死亡率

| 年次 | 出生率 | 死亡率 | 自然増(減) |
|-----|------|------|----------|
| 第一年 | 四八・三 | 四二・七 | 五・五 |
| 第二年 | 四四・一 | 三六・一 | 八・〇 |
| 第三年 | 四五・〇 | 五三・〇 | (+) 一二・〇 |
| 平均 | 四五・二 | 四三・六 | 〇・六 |

支那に於ける人口の多産多死を推測する今一つの方法は、支那民族中治安維持され衛生状態もよく經濟生活も比較的安定して居る臺灣本島人の状態を以つて、支那本土を類推することである。臺灣本島人の最近十年の平均出生率は千人に付四四・七五、死亡率は一〇・五で、自然増加率は千人に付二十四餘と云ふ現在世界に於て人口統計の存する限りに於ては他に比類なき高率を示す。二十八年にして二倍になる譯である。支那人口四億萬がこの率で増加するものとせば年に九百六十萬人餘の自然増加を見る筈である。然るに支那は過去何十年か殆んど人口の増加を見ないのであるから、年に千萬人近いものはマルサスの原理の適用を受けて豫防的又は積極的事實は主として積極的事實に抑制せられて居ると見て差支はない。

斯くの如く扶養力の増加が人口の増加となり、扶養力の缺乏が人口の増加を制限すると云ふ事は半面の眞理である。その逆の場合、即ち扶養力豊かなるに拘らず、人口増加せず、或は扶養力乏しき事が人口を制限せざして、却つて人口増加が國の扶養力を増加したる事例も亦史上妙しとしない。前者の例は之を現下の歐米諸國に見る。現下米國、英帝國、佛國、ベルギー、スエーデン等の西歐諸國は何れも生活必需品に缺乏せず、食糧は寧ろ過剰で、農產物下落に苦しみつゝあるに拘らず、出生率の減退著し

く、近時の傾向にして持続せんか、西歐諸國及米國は何れも人口減退を見るに至るべき事は多くの學者の一致する所である⁽⁵⁾。又人口減少が國の衰退となり、人口増加が國力の増進となつた事はギリシャ、ローマ以來史上その例頗る多い⁽⁶⁾。近くはフランスの國威の不振はその根本的原因を同國の人口停滞的傾向に歸せざるを得ない。

二、人口増加が國力發展に貢獻する要件

人口の增加が國力増進の原動力たりとするも、之が爲には國は人口扶養力を有しなければならない。然らずんば生れ出でたる人口も餓死夭折となり、人口増加とならざること先に印度及支那の例に示したる如くである。

扶養力は之を自然經濟的に見れば食糧及生活必需品の生產力であるが、現代私有財產組織の下に於ては扶養力は職業の形を採る。一國の食糧生產力は直ちに各個人を扶養するものではない。各個人は職業を通じてのみ生産物の分配にあづかる。職業のあることは扶養力を意味し、失業は即ち扶養力の缺乏を意味する。英帝國には食糧あり餘り價格の低落に苦しまうとも、失業者にとってはそれは食糧の不足であり、扶養力の缺乏である。固より文明國に於ては失業保険、失業扶助、救食法等の社會施設は失業者を餓死はせしめない。この點に於て印度や支那とは異なる。然し社會保險は一時的であり、救食も亦暫定的なるを本質とする。慢性的なる失業は結局に於て人口を抑制すること扶養力の缺乏と同様である。

加之、大量慢性的失業者の存在と云ふ事は人生に暗い影を投げて出産を阻止する。蓋し失業とは世の中に求められざる人であつて、かゝる者の長期に亘つて多數に存在する事は失業者の生活を暗くし、彼等のみならず一般の人をして、子を生み子を育てる事に熱意を有せざらしめ、やがて失業者たるべき子を生まざる事が社會に貢獻する所以に非ざるやを思はしめ、

出産の熱意を奪ふ。失業者の存在を以つて人口過剩の證左なりとし、又は失業者を以つて過剩人口なりとし、産兒制限を以つて失業緩和の一方途なりとなす事は、全く誤れる見解なる事後述するが如くなるも、極めて通俗的には失業者の存在は人口過剩を示すものであり、産兒制限は之が対策なりと考へられる。英國に於て出産減少は憂ふべき現象なる事は、識者の認識する所なるも、一般民衆は小家族を希望するものが多く、その大きな理由の一は失業の存在と云ふ事である⁽⁷⁾。

更に人口が國力振興に寄與せんが爲にも亦凡て職業（廣義である。學生軍人政治家藝術家をも含む）を通じてなされる。何等の職業無き事は無爲徒食を意味し、それは一國の經濟に貢獻する所無くして、却つて國家の負擔たる事を意味する。人口が國力發展の力たる事も亦失業なき事を條件とする。

斯くの如く失業——勞働能力あり、勞働意思あるに拘らず勞働の機會を與へられないと云ふ事——は扶養力の缺乏であり、産兒制限の示唆であり、國力發展に寄與する事をも阻止する事である。失業は人口増加を不可能にし、且之を有害無意味なものとする。

然るに第一次歐洲大戰後、第二次歐洲大戰に至る間の世界は終始失業問題に悩まされ、殊に一九三〇年後の數年は主要產業國何れも失業に悩み、世界の失業は少くとも三千萬と稱せられ⁽⁸⁾、英、米、獨の主要產業國に於ては労働者の三分の一前後は失業せる狀態であつた。

斯くの如き失業状態は人口政策に關連して種々の問題を與へる。第一は失業は人口過剩の結果なりやと云ふ問題である。俗説は之を肯定するが果して然りやと云ふ問題である。この問題を否定した場合然らば人口制限、又は出産減少は失業緩和に役立つかと云ふ問題である。俗説は之をも肯定

するが故に篤と検討する必要がある。この問題は實際上は分れて二となる。一は移入民の制限、移出民の奨励が失業緩和に對する效果如何の問題で、二は出産減少、産兒制限の失業に及す影響如何の問題である。更に第一問が否定された場合即ち人口増加(又は人口過剩)が失業とならざる場合に於て、それは如何なるか、人口増加の歸趨如何と云ふ問題である。以上の諸問題を論ずる前に人口過剩及其の標準となるべき適度人口の觀念に就て一應その觀念に關する學說を述べておく必要がある。

今や世界を擧げて戰爭に從事し、一般的失業なるものは存在しない。現に存する失業は一時的跛行的な失業にすぎず、一般的に感ぜらるゝものは勞働の不足である。平時の如き一般的失業は戰時には無い。然し戰争は異例であり、平和は常態であり、やがて回復すべき平和の日に於て又失業の生ずべきは豫想される。ヒットラーは平和克復後の失業對策を考ふるの用意を忘らない。我國が眞に平時經濟に復して失業に苦しむのは何れの日か想像するを得ざるも、今や人口増加を以つて國策とする時代に於て、この問題を考究しておくのは必しも徒爾ならざるを思ふのである。

三、人口過剩の意義

失業と人口との關係に關する論に入る前に人口過剩の意義に就て明かにしておく必要がある。人口過剩とは種々の意義に解せられる。第一それは食物その他生活必需品との關係に於て人口過剩なること、即ち人間に對して生活必需品の不足することである。マルサスの云ふ人口過剩は之である。私は之を絶対人口過剩と云ふ。先にあげた印度や支那の人口過剩はこの意義である。

之を定義すれば、人口過剩とはその時の生産及び分布の組織並にその技術的狀態に於ては如何に經濟的活動をなすもその住民の肉體的生活維持に必要な最少限度の食糧及び生活必需品を確保すること能はざるが如き領土と人口との關係を云ふり。即ち絶対人口過剩とは人口の一部が餓死を免れ得ざる人口を云ふ。

第二に經濟上の通説に依れば人口過剩とは收穫遞減の原則が勞働にその適用を開始した場合を云ふ、即ち土地及自然の富源に對して新に勞力を加へた場合に生産の絕對量は増加するも、加へられたる勞働に對應する生産は漸次に減少し行く場合を云ふ。而して斯の如き收穫遞減の法則が未だ開始せず、加へられたる勞働が最高の收穫を擧げ得べき人口狀態を適度人口といふことが出来る。

適度人口の觀念を初めて明かにしたのはキヤナンである。彼は「人口の増加のために生産が必ずしも減少するとはいへず、又人口の減少が常に產業の生産力を増加するとともいへない、產業の生産力は時として人口の増加に依つて促進され、時として人口の減少に依つて促進される。或る一定の時、或る一定の土地の上に勞力を加へて最高の生産を擧げ得べき勞力の量は一定してゐる」と云つた¹⁰。人口と勞力との割合は一定と考へることが出来るからこれによつて明かなことは、適度人口とは土地と人口との關係を主としたものであり一定の時一定の土地を前提として最大の生産を擧げ得べき人口を意味する。適度人口に關する經濟學者の說は大體この範圍を出ないものであるが尙近時の學者の說を擧ぐれば、

ウォルフは、「適度人口とは自然富源と人口との割合であつて最も生産的な割合を云ふ。而して生産的とは生産の總體にあらずして一人當りの最終消費財に依る收入に依つて計られる」と云つて居る¹¹。適度人口が常に一人當りの生産を云ふことは特に注意を要するところである。

フェアチャイルドは、「適度人口とは最高の生活程度を維持し得べき人

口である」と云ひ⁽¹⁾、ドルトンは「最高の收入を擧げ得べき人口である」といふ⁽¹³⁾。

以上述べた觀念はすべて經濟的のものであり、適度人口を超えた人口が即ち人口過剩である。

そこで人口過剩なる觀念は收穫遞減の法則を前提とし土地と人口との關係であつて、農業國に於てはその觀念は頗る明かなものである。即ち人口の増加に應じて耕作すべき土地が過少となり、又は全くなくなればこれは明白なる人口過剩である。新に來る住民が從來の住民の耕地を減少することによつて耕地を割當てられるとすれば即ち生活程度の低下を來す、又全く耕すに土地なしとすれば絕對人口過剩である。

然しながら、交換經濟を原則とする工業國に於ては人口過剩の觀念は農業國の如くにはつきりしない。工業の生産力は、外國貿易が行はれる場合に於ては外國の狀態によつて刻々に變るといふも過言ではない。例へば國民經濟從つて國民生活が輸出貿易に依存する國に於て外國が輸入關稅を上げるならば、それだけ直ちにその國の工業生産力從つて原料食料輸入力の減少となり從つて人口扶養力は減少する。その他技術の發明、生産組織の變更等一つ一つの變更が悉くその工業生産力、人口扶養者に影響を及ぼすが故に、如何なる人口を以て最高の收入、或は最高的生活程度を維持し得べき適度人口となすべきやの判断は容易でなく、且それは時々刻々に變更する。

然し乍ら長期に亘つて人口增加に伴つて一人當りの生産が増加してゐるならば、それは人口過剩に至らない、これに反して人口の增加に伴つて一人當りの生産が減退するならば人口過剩に入つたものと考へられてゐる。モンペルトが、人口數と人口扶養力との間に量的均衡が失はれて長期に亘

つて生活程度の低下が生ずる場合にはこれを人口過剩といひたい⁽¹⁴⁾、といつてゐるのは、人口過剩の實際標準に關する通說を代表したものといふことが出来る。ベバリツヂも英國に於て人口の増加にも拘らず一人當りの收入、生産及び實質貨銀の上つて居る事を以て人口過剩を否定する證據として居る⁽¹⁵⁾。

固より理論上右の如き標準は上記の適度人口を超ゆると云ふ意味に於ての人口の相對的過剩を示すものではない。生活程度の向上と云ふ事實があつても、これによつて人口過剩なしと云ふを得ない。人口がもつと少ければもつと生活程度の高くなることがあり得べきであるからである。例へば米國が移民を許してもつと人口增加を計るとするも生活程度は向上するであらうが然し人口制限、移民制限は人口過剩を防ぎ生活程度を向上する手段たるを得べきである。

第三に過剩人口に關してマルクスの下した解釋がある。彼は資本主義の下に於ては可變資本の不變資本に對する相對的累進的減少を理由として、勞働需要が減少し、茲に必然的に人口の過剩を生ずると云つた。マルサスの人口對食料の關係に於ける人口過剩を絶對的人口過剩と云ふに比して、マルクスの勞働對資本の關係に於ける人口過剩を相對的人口過剩と云ふ。マルクスが資本主義の下に於て必然的に過剩人口を生ずると云つた事は誤謬に基く獨斷なるを以つて今之を論ぜざるも、彼の云ふ過剩人口とは慢性的失業者と云ふ程の意味に同じく巷間の俗説と同様である。

失業とは、本來の形に於ては、各種の職業に付いて、その供給が需要を超ゆることである。從つて一方に於て勞働の不足あることを寧ろ常態とすべきである。然し深刻な失業時代に於ては凡ての職業に就て勞働過剩を告ぐるにその一方、失業者が多數にして且慢性的なる時は、失業勞働者は職業

に就くためにあらゆる條件を譲歩し職業の種類を問はずして就職するに至り、労働は融通性を有し、略同質の一團と見ることが出来る。この場合に於ては失業とは職業全體に對し労働人口全體が超過すると云ふ形を探るに至る。而し云ふ迄もなく労働人口の總人口に對する割合は略一定なるを以つて失業とは結局人口が職業に超過する形態を探る。之を以て多數且慢性的失業者の存在を以つて人口の過剩なりとし、或は人口増加を以つて失業發生の原因となすことは、我が國に於ても通俗的常識的には廣く考へられたところであり、歐米に於ても、失業を以つて人口過剩の證據となし、人級の間に於て廣く考へられたところである⁽¹⁶⁾。失業者は社會的に必要としない人口、即ち過剩人口なりとする見方もある⁽¹⁷⁾。併ながら失業と人口との關係は斯く簡単なものではない。殊に失業を以つて直ちに人口過剩となし、人口増加を以つて失業の發生又は増加の原因となし、これが對策として人口の減少を主張するが如きは單なる謬見といふに止まらずその害極めて重大である。本文の問題は失業と人口との關係であり、失業を以つて人口過剰とする事は問題の研究を否定する事になるが故に私はかかる觀念は否認するものなるも、時として慢性失業をマルクス的過剩人口と云ふであらう。

四、歐米に於ける人口過剰と失業との

關係に關する諸説

歐洲大戰前に於ては人口過剩の存在は否定せられ、失業と人口過剩といふことは無關係のことと考へられてゐた。マーシャルは外國貿易が行はれ無限の土地が世界至る所に開發せられ食糧及び原料の生産が殆ど無限に増殖せられる今日に於ては、最早食糧に關して抱いたマルサスの虞れは全然去つたものであつて、人口過剩といふことは文明國に於ては問題となら

ないと云つた。これはマルサス的人口過剩の否認である⁽¹⁸⁾。ベバリツヂは戰前の失業問題を論じて、人口過剩を上記第一の意義に解して、失業は人口過剩と關係がないといふことを力説した。彼はその證據として、戰前に於て英國の收入及び生產力が漸次増加してゐることを述べ、例へば收入については一八六七年には、人口一人當り收入は二十七磅であつたに拘らず、一九〇一年には一人當り四十磅になつたと云ひ、石炭、鐵の一人當り生産額、棉花、羊毛の一人當り消費額、造船の一人當り生産額等の統計を掲げて、一八五五年以來漸次増加の一途にあることを示し又貨銀と物價との關係を示して實質貨銀が漸増しつゝあることを以て少くとも英國に於ては人口過剩といふものはない、而も見透し得る限りに於て人口過剩なるものは想像出來ないとさへ云つた⁽¹⁹⁾。それは云ふまでもなく世界に於ける無限の土地が開發せられ、國際間に原料及び製品の自由なる交換が行はれることを前提としてゐる。而して彼は失業なるものは產業の一時的部分的の不適合であるとしてこれを產業に必要な労働の豫備となし、恆久的の失業なるものを否認した。

然るに戰後になつては歐洲に於ける人口過剩の問題が一般論議の對象となり、歐洲が人口過剩に陥つてゐるといふ説が續出したのであるが、その中には戰前既に歐洲は人口過剩に陥れりとなすものがあつた。その代表的なものとしてケーンズを擧ぐるを得るであらう。彼は平和會議に政府委員の一員として列席したが、大戰末期に考へられてをつたとき理想が毫も實現せられず、歐洲の前途が暗澹たるを思ひ職を辭して歸り、「平和條約の經濟的結果」といふ名著を著したのであるが、その中に於て戰前に於て歐洲は既に人口過剩に陥つてをり、これが歐洲不安定の一因を爲してゐたと云つた。彼は更に、戰爭の結果歐洲は貧困化し、労働は收穫遞減の原則の

適用を受け、産業は混亂に陥つて益々人口過剰の現象を呈したとなした。

而して現時各國に於ける恒久的な失業を以て人口過剰の證據と爲し、英國に於ては當時存する労働者を有利に使用し得る見込はない」と云つた。このケーンズの議論は論者が一般輿論に強い指導力を持つてゐる人なるが故に多大の物議を醸して、この觀念が廣く普及した。そこで失業問題の權威ベバリツヂはケーンズの人口過剰論を反駁して、人口過剰と失業とは關係がないといふ自分の持説を主張したのであるが、ケーンズはこれに對して更に反駁を加へて、イギリスは一九〇〇年以後既に労働收穫遞減の法則が作用したことを述べ、その證據として輸入食糧に對する輸出工業生産品の量が漸次増加してゐる數字を擧げた。これに對してベバリツヂは直ちに反駁を加へ、異なる統計に依り輸入食糧に對する工業品輸出量の増加せざることを述べ更に戰前に於ては労働に對する生産量が年々遞増してゐることを述べたのである。私は種類の非常に多い且つ時々刻々値段の變動する輸入品と輸出品との交換比率の比較といふやうなことが出來るべきかどうかを疑ふ。隨て今ここに英國が戰前に於て既に人口過剰に陥れりや否やといふ問題についてのケーンズとベバリツヂの論争を批評することは避けようと思ふ。唯、戰前に於ては人口過剰にあらずと力説したベバリツヂも、その後英國の失業が固定化して遂に減少せざるに及んで、人口過剰が失業の原因ではないといつたその舊説を稍々變更して、人口過剰は或る場合に於ては失業の原因となるべきことを認め、(學說の變更ではない)戰前と戰後との事實の相違の認識にすぎないが)戰後に於ては英國が人口過剰に陥れることを承認した。彼が英國の人口過剰にあることを承認した論據は、英國の基礎産業の労働者一人當りの生産が遞減してゐる事實であつて、殊に英國産業の基本ともいふべき、石炭業の從業労働者一人當りの生産減少に、彼

は人口過剰に陥れる事實を認めざるを得なかつた。その他、鐵、造船、羊毛、棉等の人口一人當り消費量も遞減してゐることを示した。而して彼は人口增加と失業の關係について巧妙なる比喩を示してその關係を說いた⁽²⁰⁾。

彼は曰ふ、「人口と産業との關係は長い四角の水桶を通る水の如きものである。その水桶の蓋は労働に對する需要を示し底は生活程度を示す。何れも上下に動き得る。兩側は多孔性で水が溢れ得るやうになつてゐる。その溢れたものが失業者である。そこで一方の入口からは若い労働者が入つて来る、他方の出口からは老人が出る。青年労働者の流入が多くなると蓋を押上げる壓力となる。即ち産業の需要を増加せんとするのである。産業がこれに應じて擴張せられるならばその水桶の收容能力が大きくなつても水は漏れることなく通過する。又蓋の産業が停止してをつても底を押下げるならば、即ち生活程度を下すならば、それによつても水桶の收容能力は増加して水は圓滑に流れる。しかし上の産業も擴張せず下の生活程度も下らない場合に於ては増加した水は兩側から溢れ出ざるを得ない、それが即ち失業である」といふのである。斯くして産業の發展、生活程度、失業の三者の間の關係を極めて常識的に説明した後、最後に結論として、

「失業とは一國に於ける勞務に對する需要と、その勞務の報酬として労働者の要求するものとの間の不均衡であつて、かかる不均衡は要するに勞務に對する需要が減じたか若しくは勞務の報酬に對する要求が増加したかに歸すべきものである。之が救濟策は剩れる労働者を他國へ持つて行くか、労働者の勞務に對する報酬即ち賃銀を生産力と均衡の保てるところまで引下げるか、何れかの外に方法はない」と云つた⁽²¹⁾。

惟ふに人口過剰といふことは土地と人口との關係に於ては極めて明白であつて、農業國に於ける人口過剰は生活程度の低下若しくは失業となること

は明かである。而して後に述べるが如く何等かの生活保障のある場合に於てそれは失業となるのである。例へば、多少なりとも失業者救濟施設あるボーランドの如き農業國に於ては人口過剩は忽ち失業者となつて現れ、その状況は悲惨で國家の負擔は大きい。これに反し支那、印度或は我が徳川時代の如く、失業救濟施設の全然ない所に於ては、人口過剩は直ちに生活低下となり、一定の度が過ぎると所謂絶対人口過剩となつて餓死となり墮胎となり嬰兒殺しとなつて人口の減少となる。

然るに一國が工業化し外國の豊かなる土地が利用せられ、それが工業生産物と自由に交易せらるゝ場合に於ては人口過剩といふことは斯く簡単ではない。マージヤルの云つた如く十九世紀に於てはマルサスの原理行はれることなく、ベバリツヂの云つた如く人口増加にも拘らず、生活程度は向上した。然るに戦後輸出の販路は狭められ工業生産品の輸出に對して壓迫が加はると、ここに人口收容力の減退を示し、人口過剩の問題を生ずる。殊に戦後に於ては後進國の工業の發達、各國の經濟的國家主義に基く貿易の障礙、高率關稅、輸入割當制等は輸出貿易に依存する歐洲農業國をして人口過剩に陥らしめた。歐洲に於ける産業國が如何に輸出貿易に依存してゐるかは正確なる統計がないが、オーリン教授は一九一九年より一九二三年までの休戦後の状態を基礎として、英國は二三%、カナダは二九%、アメリカは一〇%、ドイツは二三%(一九三一年は三六%を占む)、日本は二〇%と推定した⁽²⁾。斯の如き場合に於て輸出貿易の萎縮が人口收容力の減少となり人口過剩となることは容易に了解出来る。而して、この場合にベバリツヂの云つた如く生活程度の低下か失業かといふ岐路に立つ。そこで生活程度の低下を阻止せんとせば失業の増加となる。而して、後に述べる如く、失業者の生活を保障し一般の生活程度の低下を防止せんとするもの

を總稱して失業保険及扶助制度といふならば、人口過剩は失業保険及扶助制度のある國に於ては失業者となり、失業保険及扶助制度のない國に於ては生活程度の低下となる、と云ひ得るであらう。この生活程度の低下に對して如何なる解決の方法があるかは後に東洋殊に我國に關連して論じたい。

五、移民問題と失業

人口過剩が失業の原因であるとすれば、これが對策は人口の減少でなければならぬ。而して現に失業してゐる者即ち生産年齢人口の減少は移民の外には考へられない。これ何れの國に於ても移民が失業對策の最も重要なものとして考へられる所以である。

失業對策として考へられる移民政策はこれを分つて二つとする。即ち一は移入民國に於ける移入民制限及び移入民の本國送還であり、二は移出民の獎勵である。併ながら世界の主要國が一齊に失業が増加し、人口過剩の壓迫を感じる場合に於て、移出移入民の制限は國權の發動によつて實行出來ても、移出民の獎勵は未開發の植民地を有する國の外はこれを實行するを得ない。これを具體的にいふならば、戰後未だ失業が左程多くない内にアメリカは一九二一年移入民を制限し、一九二四年之を更に厳格にし、不況以來失業の激増と共に移入民も愈々厳格に制限した。歐洲内部に於ては移入民を受ける國は主としてフランスであるが、フランスは一九三一年以來漸次移入民を制限し、一九三四には極めて厳格なる移民制限方法を執り、又既に入つてゐる移民さへも送還を圖つた。移出民を自國の領土内に送り得る國は歐洲に於てはイギリスの外にはない。然るにイギリスの各自治領も失業に苦んだが故にそれも事實不可能であつた。英國の戰後の失業と移民との數を見るに第二表の如く移出民は最高の場合に於て失業の十分の一である。一九三〇年英國の失業の深刻化すると共に移出民は却而減少

し歸還者増加し、一九三一年には三七、〇〇〇、一九三二年には四九、〇〇〇、一九三三年には三三、〇〇〇、一九三四年には二一、〇〇〇と年々歸還者の方が移出民を超過した。

第二表 戰後英國の失業と移民

| | 失業(平均) | 移出民 | 歸還者 | 純移出民 | 單位千人 |
|------|--------|-----|-----|------|------|
| 一九二二 | 一、六五〇 | 一九九 | 七一 | 一二八 | |
| 一九二三 | 一、五八一 | 一七四 | 六八 | 一〇六 | |
| 一九二三 | 一、三三四 | 二五六 | 五七 | 一九九 | |
| 一九二四 | 一、二〇二 | 一五五 | 六四 | 九一 | |
| 一九二五 | 一、三三七 | 一四〇 | 五六 | | |
| 一九二六 | 一、五〇五 | 一六六 | 五一 | | |
| 一九二七 | 一、二七八 | 一五三 | 五五 | | |
| 一九二八 | 一、二四六 | 一三七 | 九八 | | |
| 一九二九 | 一、二三八 | 一四四 | 七八 | | |
| 一九三〇 | 一、九五四 | 五六 | 八八 | | |
| 一九三一 | 一、六三七 | 五九 | 二六 | | |
| 一九三一 | 一、九五四 | 五六 | 三七 | | |
| 一九三二 | 二、六三七 | 九二 | 七一 | | |
| 一九三二 | 二、七四五 | 三四 | 七六 | | |
| 一九三三 | 二、五二一 | 二七 | 五六 | | |
| 一九三三 | 二、一五九 | 二六 | 五九 | | |
| 一九三四 | 二、〇三六 | 二九 | 五〇 | | |
| 一九三五 | 一、七五五 | 四七 | 四六 | | |
| 一九三六 | 一、四八四 | 三一 | （一） | | |
| 一九三七 | | 四二 | （一） | | |
| | | （一） | 一〇 | | |

(國際労働局發行労働統計に依る)

ボーランドである。歐洲大戰前に於けるイタリーの移民を見るに第三表の如く、大戰前に於て年平均六十萬に及んだ移出民が、戰後に於て、米國移民制限政策に依つて大縮減を來した事は經濟的に伊太利の大打撃であった。蓋し伊太利の如き自然の富源の乏しい國に於ては移民の送金といふものは重大なる財源であつたからである。然しムツソリニは移民の如き消極的政策を不可とし、積極的に伊太利國內の富源の開拓に依つて國力の増進を計るべしとなし、智識階級の外は移民を奨励せず、寧ろ抑制し、逆に在外伊太利人の歸國を勧告した。尤もその後に於ても伊太利の移民は佛國を主とする歐洲大陸へ出たがその數は不況と共に漸減した。他の大陸への移出民は移出減じ、歸還者増加し、一九三一乃至一九三三年は歸還者の方が移出民を超過した。

第三表 伊太利の移民

| | 移 | 合計 | 他大陸 | 歐洲及び 地中海 | 地中海 | 陸地 | 歐洲及び 地中海 | 歸還者 | 單位千人 |
|----------|----------|-------|-------|-------------|-----|----|-------------|-----|------|
| 一九〇二—一九一 | 一九〇二—一九一 | 六、〇二七 | 三、四九八 | 二、五二九 | | | | | |
| 一九一二—一九二 | 一九一二—一九二 | 三、四九六 | 一、九八六 | 一、五一〇 | | | | | |
| 一九二二—一九三 | 一九二二—一九三 | 七一 | 四〇二 | 三〇八 | | | | | |
| 一九三二—一九四 | 一九三二—一九四 | 八七三 | 五六〇 | 三一三 | | | | | |
| 一九三三—一九五 | 一九三三—一九五 | 四七三 | 二三三 | 二四六 | | | | | |
| 一九三三—一九六 | 一九三三—一九六 | 一四六 | 六七 | 八〇 | | | | | |
| 一九三三—一九七 | 一九三三—一九七 | 一四二 | 七四 | 六八 | | | | | |
| 一九三三—一九八 | 一九三三—一九八 | 二八 | 二三 | 三三 | | | | | |
| 一九三三—一九九 | 一九三三—一九九 | 三五三 | 一〇六 | 二四七 | | | | | |
| 一九三三—一九九 | 一九三三—一九九 | 六一五 | 四〇九 | 二〇五 | | | | | |

茲に於て歐洲の實際問題としては移入民の制限、移出民の奨励といふものは當該國の失業緩和の役割を爲さずして、他國の移入民制限政策のために失業増加に苦んだ事例が頗る多い。その最も標本的なものはイタリー及び

ともポーランドに歸つて職業を見出すこと極めて困難であつて、ためにボーランドの失業問題を激化した。

要之、實際の問題としては移民の制限は尠くとも歐洲に關する限り失業緩和の政策にあらずして失業激化の原因となつた。若し十九世紀に於ける如く、世界の一方に於て人口が増加し工業が發達しても、世界の他方に於て無限の豊饒なる土地や鑛物が開發せられて而も通商と移民の自由があり、人口の需要が増加すれば、移民政策は失業緩和の政策である。一八二〇年米國の移民統計の出來て以來一九三七年迄の米國への入國者は三千八百萬餘、同年間に歐洲を出た移出民は歐洲の舊大陸から新大陸に移つた數は六千三百五十萬に達すると云ふ⁽²⁴⁾。これ十九世紀に於て如何に人口増加するも失業問題もなければ人口過剩問題もなかつた所以である。然るに如何に人智が發達すると雖も最早新しい半球が發見されるとは考へられないからかゝる移民を再び繰り返すことは絶對に不可能である⁽⁵⁾。南洋等に於ては開發すべき土地が相當廣いけれども、十九世紀に於ける世界の如くではない。而して何れの國も失業に苦しんでゐるが故に現在に於ては通常の方法では（生活程度の維持を前提として）世界的には移出民によつて人口過剩を緩和し失業を減少することは出來ない。

(國際労働局發行) 力二二上 八失業問題 P一八及國際勞働統計に依る)

ものであつてその送金は例へば一九三一年に於て百五十萬フランに及び、ボトランドの重要な収入であつた⁽²³⁾。然るにフランスが移入民制限政策を執ると共にボトランドは失業に苦しみ、更にフランスの外國人排斥政策が強化してボトランド人を本國に返還し、それと共にボトランドの失業状態は益々激化した。ボトランドのフランス地方に於ける移民の中には長くフランスにをつてボトランド語さへ話すことの出來ない者があり、然らず

ふことは興味ある問題である。

この問題は極めて複雑で單に十九世紀移民の盛なりし頃に失業なく、移入民を防止して以來失業の生じたりし故を以つて、移入民の制限が失業の原因であるなどと簡単な推論をなすを得ない。

この問題は要するに人は一つの口と二本の手を持つて、一方に於て消費者たると同時に、他方に於て生産者であると云ふ事實に歸する。消費者の方面を高唱する人は移民の制限が消費の不擴大、生産の萎縮を來したる事を強調する。ヘルシュ教授は曰ふ「大戰前年々入國し來つた百萬人の移民は年々それ丈の市場を加へたのである。商品の販賣と云ふ見地よりすれば、百萬の移民の入國は百萬の人口を有する新しい國を合併したに等しい。而も百萬の新移民に販賣するには運搬も要らず、特別の支出も要らない」と(26)。彼は近時米國不況の特質であり、その根源とも云ふべき農業不況は人口增加の減退にありとなし、又移民の制限に依り生活程度の向上を計らんとするが如きも、單なる幻想で、之を事實に徵するも理論上よりするも誤謬であるとする。何となれば外來移民は不熟練又は半熟練労働者で、その増加に比例して熟練労働の需要を増加し從來の労働者の地位を上げる。かかる移民の制限はその代りに農村よりの都市集中と、米國の場合は黒人の南部より北部に進出する事を助けるにすぎないとなし、彼は更にかかる移民制限策は産業の沈滯となり、失業となり、遂に米國をして移民國より移出民國とするであらうと極論する(27)。

惟ふに移入の制限が或る程度迄労働者の生活程度の維持引上を容易ならしめる事は之を認めざるを得ない。然し失業に及ぼす影響如何を見れば、人口が自然の富源特に食料生産に對する關係に於て過剰となりたる場合を除くの外、人口の減少は、人口の増大に比して失業を多くするの傾向あり

と云はざるを得ない。何んとなれば第一に社會は結局その住民の消費と生産とに依つて均衡を計るものとせば、人口の多い社會は人口の少なき社會に比して均衡を得ることが容易である。殊に一切の産業は膨脹發展を前提として成立して居る場合に人口の停止は産業を萎縮せしむることを否定し得ない。第二に國際的競争の行はるゝ世界經濟に於て、貨銀の高い、生活程度の高い國は、生活程度の低い國に比して——他の條件が同一であるならば——失業の多い事は大體の傾向なるを以つてである。關稅其の他の方法に依る國內市場の保護も或る程度以上の外國の競争を防止し得ず、輸出貿易に就ては貨銀及び生活程度の高い事はその限度に於て不利なる事云ふを俟たない。

之を世界全體の立場より見れば通商の自由の障害が世界の不況と大失業の根源であると同様の理に基き、移民の自由の障害も亦失業の大原因たることは疑ない事と思ふ(28)。

六、出產減少と失業

移民の外に人口減少策として考へられるのは出產減少策である。死亡率の増加を計ると云ふが如きは文明國であり得べからざることである。

出產減少の問題は失業問題と必然的因果關係を有することなく、歐洲に於ては佛國は一八三〇年頃、其の他の國は一八七五年頃から出產率漸次減少し戰後に於てはその減退の勢が更に甚しこと周知の如くである。十九世紀後半の出產減退は同時に死亡率の非常なる減退を見たが故に、人口の増加は寧ろ激成せられた。然し出生率の減退は將來荷減退の傾向にあるに反して死亡率の減退には限度がある。既にフランスに於ては死亡率が出產率を超えて人口の減少を見るに至つたが、爾餘の歐洲諸國はまだ出生の方が

死亡よりも多いけれども、やがてフランスの後を追ふ傾向にあること一般人口學者の定論である⁽²⁹⁾。

斯くの如き人口減少の傾向が失業問題に如何なる影響を及ぼすかといふことが人口學者經濟學者の重大問題である。本章の冒頭に述べたやうに、人口過剩が失業の原因であり、隨て失業緩和の方策としては人口減少出産減少が挙げられることが歐洲に於ける常識ではあるが、學者の説はこれに反して殆どすべて人口減少出産制限を以て失業緩和にあらずして失業増加の原因と爲してゐる。その主なるものを紹介するならば、

スノーは人口増加の停止が産業不振及び失業の原因たるを論じて曰ふ。「過去數十年歐洲の産業は十年に一〇%乃至一二%の人口増加を前提としてその規模を擴大して行つた、然るに今や人口は十年に五%しか増加しない。来るべき十年に於ては殆ど人口は増加しないであらう。これが産業の發展を阻止する」と⁽³⁰⁾。

ドイツのギュンターは、人口減少の傾向が年齢構成を變化し、幼少年者の減少、老人の増加となることを述べ、幼少年者は生産に從事せずして専ら消費のみを爲すものであり、老人は生産能力も減退するが、同時に消費能力も減退するとなし、年齢別の消費係數並に生産係數を想定し、人口減少の結果消費を主とする幼少年者が減少し、生産を主とする青壯年者の増加となつて失業増加を來すと結論した⁽³¹⁾。

ジユネーヴ大學のヘルシュ教授は、近時に於ける失業の原因として「を挙げ、人口の年齢構成が變更せられ、純消費者たる幼少年者が減少し、消費比較的少く生産能力の多い青壯年者が増加することを以てその一つとし、而してこれは一時的の原因にあらずして恆久的原因なるを以て、これ

を以て失業の構成的原因とした。その一は技術の進歩に拘らず消費が停止することであつてこれまた失業の有機的恒久的原因とした⁽³²⁾。

フランスの出産率問題委員會副議長のボベラ氏も出産率減少が失業増加となることを述べて左の三つの理由を擧げた⁽³³⁾。

第一、純消費者たる幼少年者の減少すること。

第二、青壯年及老年者の比較的增加することに依り、生産の減退せざること、而して老人は消費力に於て若者に比して少いこと。

第三、育児の負擔を免れた女子が家庭を離れて職業を求めるに至つたこと。

尙最近イギリスに於ても人口減少に基いて産業不振失業増加の傾向あることを說いてゐる者が多い。例へばその一つとしてレッダウェイは、(一)人口減少の結果は産業の擴張を阻止する。(二)若い者は新産業に對して適應力が強いに反し老人は適應力が少い。茲に於て若い者の減少は新産業の勃興を阻止する。(三)人口の停止若くは減少は資本の投下を減少する。殊に住宅、都市計畫及び瓦斯水道の如き設備等に對する資本の投下が減少する。(四)必需品の需要減少は輸入貿易を少くし、これに應じて輸出貿易も減退する。等の事情を擧げて人口減少が失業の増加となるべきことを述べてゐる⁽³⁴⁾。

尤も、この幼少年者が純消費者であるが故にその減少は消費の減少となつて失業を起すといふ論に對しては、有力なる反対説がある。モンベルト教授は、理論上幼少年者が消費者たるにあらずして、幼少年者を有する父兄の購買力が消費能力を有するのであるからして、若し幼少年者が減少すれば、その購買力は他に振向けるべきものである。故に幼少年者の減少によつて消費力が減退するといふのは一の俗論に過ぎないと爲してゐ

る⁽³⁵⁾。これは均衡理論から来る當然の歸結であるが、一方に於ける消費力減退が直ちに他の方面の消費力増加となるものではない。假りに今極端な事例をあげて、出産が全然停止した場合に、先づ第一に産婆、産醫その他出産關係の労働者が失業し、次で、保姆、小學校の先生と漸次失業が波及し、衣食住もその需要を減ずる。是等の失業者が俄に新たに職を得べしとは考へられない。私はモンベルトの説にも拘らず、出産減少は少くとも

過渡期に於ては失業の減少たるべきを信ずる。

過渡期の現象をはなれ人口が減少のまゝ安定したる場合に於て、人口減退が市場の縮少を來すが故に産業の萎縮と失業とを超すと云ふ上記の論に對しても反対説がある。其の論旨は人口の減少は貨銀の増加、生活程度の向上となるべきを以つて市場の縮少、生産の萎縮を來さないと云ふにある。然し私は之に對しては二つの反対勢力があると思ふ。第一は貨銀の騰貴は物價の騰貴を伴ふ事である。第二は國際自由競争に曝されて居る限り、一國のみ貨銀が上り、利潤が増加する事を許されないと云ふ事である⁽³⁶⁾。第一の物價騰貴に就ては、人口の減少に伴ふ一人當りの自然の富源及資本の増大は、或程度迄一人當りの生産の増大となるべきを以つて物價騰貴は貨銀騰貴に及ばず實質貨銀の増加生活程度の向上となるであらう。

現に米國労働者の貨銀と歐洲舊工業國の労働者の貨銀との間に大差あるはこの理由に依つて説明せらるべきである。然し固より、それには限度があり、貨銀の増大は第二に舉げた國際競争に制限せられ、又資本の高利も亦國際競争の制約を受ける。之に對しては關稅政策に依つて防止し得るも、それには自ら限度があり、更に輸出貿易に於ては保護の方法なきを以つて高質銀國は外國の競争を受けて輸出産業はその限度に於て萎縮する⁽³⁷⁾。斯くて人口減少に伴ふ高質銀に依つて生産の萎縮を防止せんとすることは結

局限度があり、人口減少は或程度に於て生活程度の向上となるべきも、失業の増加となることは免るを得ない⁽³⁸⁾と想像せらる。歐洲諸國の人口増加率の非常なる減少と失業の増加とが並存せること、米國が人口自然増加の減少と、移民の制限に伴ひて厖大なる失業を有する事は是が證左とすべきであらう。

七、人口增加の歸趣

人口の過剰は溢れて失業となるか、押されて生活程度を下ぐるかの外なきは、ベリツチの好妙なる此喻に於て示した通りである。歐米諸國に關する限りに於ては、歐洲の人口扶養力は厖大なる失業者を包容しつゝ尙国民の生活の支持には事缺かない。況んや生活程度を低下して就業すればそれだけ生産を増加すべきを以つて國民生活を支持し得べき事は疑ない。即ち歐米に於ては人口過剰は失業が生活程度低下かの問題で生命線には觸れない。況んや近く人口は減少の傾向にあり之に依つて失業増加の虞ありと雖も國民の生命的維持の問題は脅かされて居ない。之に反して印度や支那に於ては生活の保障なき窮民は無限にその生活程度を引下げるから、其處には失業問題はないが既に食料が不足し外國より輸入する力も乏しく、人口は絶對過剩の限界にあり、凶作には餓死者を生ずる状態で、生活程度の低下は即ち生命線以下への轉落である。マルサスの原則は正にその適用を見て貧窮と悲惨が人口の是以上の増加を抑制して居る。この中間にある我が國は如何。

若し國土の面積及び耕地を以つて人日扶養力を示す標準とすれば人口一人當りの國土及び農民一人當りの耕地は第四表の如く我が國は世界第一の人口稠密な國である。

に面し我が國近海は世界で最も豊富なる漁場である。加ふるに我が國人は北はカムチャツカより南は南極迄出漁する。鑛産物も工業力も國民の勤勉も凡ては人口扶養力たらざるはない。之我が國が徳川末期の人口三千萬人(38)より六十年経て略、同一地内に大正十四年人口六千萬人を包容して而も人口一人當りの食料其の他必需品に於て増加した所以である。故にベバリツヂや、モンベルトの云つた如く國民生活程度の低下なき限り人口過剩に非ずとすれば、少くとも明治大正年間は人口過剩なしと云ふべきである。然しあ昭和に入つてより、米その他の食糧は外地の供給に俟ち、食糧及び原料代に當てらるべき輸出貿易は種々の壓迫を受けた。我が國民が昭和年代に於て生活程度が下りつゝあるや否や、國民一人當りの生産高が減少しつゝありや、即ち我が國が人口の相對的過剩の域にありやの問題を統計を以つて示さんとする事は避ける。何となれば斯くの如きは統計の取り方で如何にもなる事ケーンズとベバリツヂとの論争の如くなるを以つてである。唯一點略、明白な事は、我大和民族がその固有の領土大和島根に閉ぢ籠るならば生活程度の低下することは勿論、人口は絶對過剩に陥り國民の何%かは餓死を免れざる處ある事である。我植民地及勢力範圍を加ふるも今日の如く増加して行く人口を扶養するの力ありや否やは、食糧の點より云ふも、職業の點より云ふも頗る問題と曰はざるを得ない。従つて我が國の輸出貿易に對する障害は失業か生活程度の低下かの問題より轉じて、人口の絶對過剩の域に押しやる危険がある。其處で抑、人口の過剩はマルサスの云つた如く、悲惨と惡徳とを以つて抑制する外に道なきやの問題を再検討するの必要がある。

第四表 主要國人口國土及耕地

| | 日本 | 支那 | 印度 | 英國 | 美國 | 佛國 | 德國 | 瑞典 | 芬蘭 | 比利時 | 義大利 | 奧地利 | 英國 | 佛國 | 米國 | 日本 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人口一人當り國土 | 五五 | 二二 | 一三 | 四〇 | 七三 | 三六 | 二二 | 一三 | 二一 | 三〇 | 二二 | 二一 | 一九 | 一八 | 一七 | 一六 |
| 耕地面積一人當り | 八七 | 二六 | 三三 | 二一 | 三〇 | 二三 | 五五 | 二九 | 三〇 | 二一 | 一五 | 一四 | 一三 | 一三 | 一三 | 一三 |
| 農業者一人當り耕地面積 | 四三 | 二六 | 三六 | 四〇 | 三六 | 三六 | 四三 | 五〇 | 三三 | 三三 | 二六 | 二六 | 二六 | 二六 | 二六 | 二六 |
| 同一國比率 | 一〇 |
| 日本同一國比率 | 一一〇 |
| 米國 | 五〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 二一五 | 一八六 | 一六五 | 一六四 | 一六四 | 一六五 | 一六六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 |
| 佛國 | 五〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 二一五 | 一八六 | 一六五 | 一六四 | 一六四 | 一六五 | 一六六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 |
| 德國 | 五〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 二一五 | 一八六 | 一六五 | 一六四 | 一六四 | 一六五 | 一六六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 |
| 瑞典 | 五〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 二一五 | 一八六 | 一六五 | 一六四 | 一六四 | 一六五 | 一六六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 |
| 芬蘭 | 五〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 二一五 | 一八六 | 一六五 | 一六四 | 一六四 | 一六五 | 一六六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 |
| 比利時 | 五〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 二一五 | 一八六 | 一六五 | 一六四 | 一六四 | 一六五 | 一六六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 |
| 義大利 | 五〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 二一五 | 一八六 | 一六五 | 一六四 | 一六四 | 一六五 | 一六六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 |
| 奧地利 | 五〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 二一五 | 一八六 | 一六五 | 一六四 | 一六四 | 一六五 | 一六六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 |
| 英國 | 五〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 二一五 | 一八六 | 一六五 | 一六四 | 一六四 | 一六五 | 一六六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 |
| 佛國 | 五〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 二一五 | 一八六 | 一六五 | 一六四 | 一六四 | 一六五 | 一六六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 |
| 米國 | 五〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 二一五 | 一八六 | 一六五 | 一六四 | 一六四 | 一六五 | 一六六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 |
| 日本 | 五〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 二一五 | 一八六 | 一六五 | 一六四 | 一六四 | 一六五 | 一六六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 | 一八六 |

1 昭和十二年版國勢調査により算出寸

2 1 昭和十三年版國勢調査により算出する
土地の単位は凡て「ヘクタール」とす

3 凡て本國のみとし植民地を含まず

但、印度は人口及國土面積は國際聯盟統計に、農業者は國際勞働局統計

に、耕地は前記ムーカージーの著第六頁に依る
テラス田である。

支那は國土は本部とい
國際聯盟統計に依り、人口は四億と推定し耕地

はハシタの「支那の農業」に依り、農業者は済鐵誌存部「支那經濟年鑑」の農業統計より日本の農家戸数と農業者二つ比較して、主張する。

抑々人口過剰とはマルサスの云つた食糧との關係に於ける過剰も、經濟

學上の通念との並ぶべき生活程度との關係に於ける過剰も、それは常に二つの條件即ち第一、土地の有限と、第二、收穫漸減の法則の適用とを前提とする。従つて人口を制限又は減少する事なく、否人口を益々増加」へ、人口過剰から脱却する途は二ある。

其の一は收穫漸減の法則を打破る事である。收穫漸減の法則は技術の略、一定なる事を前提とする。技術の進歩があればこの原則は破れる。明治以来六十年間に我國は同一面積に略二倍の人口となりたるに拘らず、生活程度の却つて向上したるは、耕地一反歩當りの收穫の激増したる爲であつた。今後朝鮮及臺灣の農地が内地程度に集約的に耕されるならば之に應じて日本民族の人口過剰は打解されやう。

其の二は新たなる土地を開拓する事である。十八世紀及十九世紀歐洲人口は幾何級數的なる激増にも拘らず、食糧は超幾何級數的に増加し、生活程度の非常なる向上を示したのは、主として新世界に於ける新たなる土地の利用された爲であつた。今や世界には十九世紀の如く廣き土地は残され居ない。我國の周圍には尙未だ利用されぬ地廣く、而も之を領有する國は民族として出産率減退し、今後最早之を開拓するの必要に迫られて居ない。我固有の大和島根の開闢する限り「農村に於ける利用すべき資源は完全に利用し盡されて居る」⁽³⁹⁾としても一度周圍を見渡せば、未開の地は廣く、利用の方法は幼稚である。是等の土地が増加し行き大和民族の開發せらるべき運命にある事はトムソン、クロツカーレ等の世界の人口學者の認めた所である。⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾

- 1 Carr Saunders, World Population P. 279
- 2 人口問題研究所發行人口統計要覽 五頁
- 3 Mukerjee, Food Planning for Four Hundred Millions. P. 35

by International Labour Office) P. 210

27 圖二 P. 209-213

28 圖一 P. 216

29 本誌第1卷第1號拙稿 最近各國人口政策概觀五—八頁

30 Snow, Limits of Industrial Employment Journal of Royal Statistical Socie

(y 1929). Part III P. 335-6

31 Ernst Günther, Der Geburtenrückgang als Ursache der Arbeitslosigkeit, Jahrbücher der Nationalökonomie und Statistik 1931 Mai.

32 Hersch, The Fall of the Birth Rate and its Effects on Social Policy, International Labour Review 1933 Aug.

33 本誌第1卷第六號拙稿 Huber.Bunle, Boveral 批評ハラバの人口

34 本誌第1卷第11號拙稿 人口減少了論

35 Monbret, Der Einfluss des Geburtenrückgang Auf Konjunktur und Arbeitsmarkt, Schmollers Jahrbuch 1933 Dec.

36 論文集 105頁

37 同上

38 本庄榮治郎 人口及人口問題 国〇一四〇頁

39 東京帝國大學農商經濟學系 分科の前後 第一頁

40 Thompson, Danger Spots of World's Population Problems P. 47-48 及 P. 11
7-128

41 Crocker, Japanese Population Problem P.214-217

資料

徳川時代の婚姻年齢に

關する一考察

關山直太郎

近來一般文化國に於ては男女共婚姻年齢が次第に高まつてくる傾向、換言すれば晩婚の風潮を生じてゐる様である。其原因は姑く問はずとしても、其傾向は我國に於ても見られ、人口増殖を當面の目的とする人口政策の見地から、識者の憂慮する所となつてゐる。然し此事は比較的統計の完備した明治以後、特に其三十年代以後に關して言へることであつて、其以前の時代、就中徳川時代に就ては、據るべき統計もないこととて、差當り現在と比較對照することもできない。常識的には、昔はもつと早婚であつたと考へられてゐる様であるが、之は必ずしも實證的基礎に立つものではなさそうである。

徳川中期の學者荻生徂徠は其著「政談」の中で、早くも當時武士階級或是一般市民階級が晩婚になつてきた事、並に其弊害を指摘し、『婚姻ニ金ヲ取コト當時ノ風俗ナリ。由是女多ク持タル者ハ身上惡クナル、金ヲ望ムユ

ヘ相手有難ク、男女トモニ年舊迄獨身ニテ、子孫乏シキ類モ多シ。(中略)總シテ堂上方又田舎ノ百姓ハ大方二十歳ヨリ内ニテ婚禮スル故子孫多キ也』と記し、其對策として『縁組ヲ司ル役人ヲ立テ願ヲ用ヒズ上ヨリ』結婚を強制せしむるの方法を述べてゐる。之は恐らく江戸の狀態を觀察しての立論であらう。然し、時代は降るが、之と反対に肥前有田の碩學正司考祺(安政四年歿)は周禮の制を引き、早婚の時風を警めて次の如く云つてゐる。

『古ハ男ハ三十歳ニテ娶リ、女ハ二十歳ニテ嫁ス、合セテ五十天命ヲ知ル歲トナル。是禮ナリ。然ルニ今時ハ、女ハ十四、五ヨリ十七、八ニ至リ、已ニ二十ニ及ベバ縁遠ト云テ甚ダ相賤シズ。男ハ十八、九ヨリ二十三、四ヲ限リトシテ、已ニ二十七、八ニ至レバ之ヲ愧トス。此皆禮ヲ知ラザル故ナリ。世間ノ事ハ一概ニ論ジ難ケレドモ、世ノ諺ニ弟房邦益ト云テ段々季ノ子ホド才敏ナルハ年老ニ及デ産ユヘナリ。十五、十六迄ハ未ダ思慮勘辨モ付カズ、胎教養育ノ方モ知ラズ、何ヲ以テ良子ヲ生ムベキヤ、又男姑ニ仕ヘモ疎トク、家内ノ治メ方モ知ルベカラズ、夫トテモ右ニ同ジ。』

斯かる見地からして、考祺は伊勢の桑名に於て『三十歳迄ハ婚ヲ許サズ藝術專ニ致ス』由の捷あることを賞揚してゐる。周禮の『男子三十而有室、女子二十而有夫』の記事に基づき、之を男女の結婚適齡期と考ふる思想は、徳川時代の學者に多く見らるゝ所であるが、中には司馬江漢の如く蘭學の心得ある者は、更に和蘭の例を引き(恐らく實際に調べた結果ではあるまいが)、且一種の優生思想より、『人婚姻を爲すに男子は三十、女子は二十、大約唐・和蘭共に定則とす、近年吾日本男子二十に至らずして婚姻を爲す、男女とも二十に足らざる者の子必愚なり、壯年の者の子必才子な

(3)『』と稱してゐる。考祺や江漢の早婚批判・排斥論が、直に我等を首肯せしむるに足るものではないが、此等に由て觀れば、徂徠と反対のことが均しく憂へられてゐることが判る。然し此等は當時の知識階級の高踏的批判に止まつて、必ずしも實際的影響をかち得たとは思はれない。最も重要なのは實際に政策の衝にあり、且人口の多寡に最も利害を感じる（農業生産を最主要なものとする當時に於ては人口の多いことは、畢竟其財政的經濟的基礎たる米生産額の多量を意味する）封建諸侯側の見解であらう。殊に凶歎饑饉の結果人煙衰微し、生産力が衰へること再々であつた當時のことであるから、諸侯が積極或は消極的に人口増強策を、——其手段としての早婚或は勧婚政策を——採つたのは固より當然のことである。斯かる實際的要求に最も強く結びつき、端的に表明してゐるのは、例へば寛政年間戸太華が藩主米澤侯に奉つた「樹人建議」、又同じ頃高野昌碩が水戸藩主に建じた「富強六略」或は「籠田の水」中の意見であらう。昌碩の意見は、男女の婚期を失するのを防ぎ、人口の増殖を圖る爲に、周禮の「媒官」制を設けて、結婚の奨励を行ふとするのであつて、徂徠の説く所と相似てゐるが、太華は周禮の適齡婚は理想制であつて、支那自身にも行はれてゐない様であるとなし、『日本には元より嫁取年齢の制も無之、夫家の催次第、媒人の取持次第といふものにて候故、おのづから早きは十三、四より晩きは三、四十までよめるのも有之、只媒人の氣付次第が縁のはじめに御座候故、氣附れねば一生弟甥の脚をかじりて終候ものも亦多相見候。尤よめらするも、笄に遺すも夫が相應の費用有之もの故、不便や後るとおもひ乍らも二とせ三とせをいたづらに過すも亦多可有之候。仍向後女は十四、男は十七にだにならば、村役の取持にてめあはせ候事に申付置候時は、縱令後するも多くの後れに至まじく、程なく產聲は四境に聞へ可申歟と存候』と

〔註〕「米澤鷹山公」に依れば、米澤藩では凶作饑饉に因り減退した人口の増殖を圖るため、早婚を奨励し、寛政四年十一月令を下して、男子は十七歳より二十歳迄、女子は十四歳より十七歳迄に必ず結婚せしむべき様命じたと云ふ（同書五〇頁）。恐らく太華の建議に原づくものであらう。

以上は言ふ迄もなく結婚年齢に關する徳川時代の學者の意見の一斑を紹介したに過ぎず、茲に深く論究するのは其所でない。然し、恐らく徂徎にしても、考祺・江漢にしても、將又昌碩・太華にしても、日常見聞してゐる事實に基づいての立論ではあらうが、必ずしも共に何らか統計的資料に依て實證歸納したものでないことは明であらう。

徳川時代の婚姻年齢は果して如何であつたか。それは勿論時代により、或は地域に依り、將又身分・階級に依り、必ずしも一樣ではあるまい。此等を概略でも解明することは云ふ迄もなく多大の困難を伴ふべく、稿者自身固よりも多くの材料を整へてゐない。唯最近調べた所に従つて、其一斑を紹介したい。事例は關東、中部、關西所在の三農村を主とし、之に大阪のある町を附記するが、之は勿論初めから特殊の婚姻年齢を示す土地を選んだ譯ではない。然し其結果は偶然にも、甚だ早婚の村と、異常に晚婚の村と、中庸と思はるゝ村（かゝる判断は早急であるが）の事例となつた様である。

(1) 「政談」卷四、日本經濟叢書第三卷四九二頁。

(2) 「經濟問答秘錄」、同上第二十二卷一四六頁。

(3) 「春波樓筆記」、同上第十二卷三六五頁。

(4) 「籠田の水」、日本經濟大典第十四卷五五三頁。

(5) 「太華翁建議」、同上第五十二卷一四三頁。

三つの村の第一は山城國相樂郡西法花野村、第二は曾て其出生率及死亡率を紹介した武藏國葛飾郡東舟堀村、第三は信州伊那郡虎岩村である。一は太和の國境に近い山村であり、二は現在東京市江戸川区内、三は伊那盆地飯田市郊外、現在下久堅村の大字である。材料は十數年乃至數十年連續する各村の宗門改帳で、最近閲覧の機會を恵まれたものである。時代は西法花野村が徳川中期以前で一番古く、東舟堀村、虎岩村は幕末に近い。先づ三村の概要を陳べよう。

(一) 山城國相樂郡西法花野村

同村の宗門改帳は、寛文六年(一三三二六年)乃至享保二年(一三七七年)の約五十年間で、時代から云へば徳川初期、少くとも中期以前に屬すると見てよい。但し寛文及延寶期のものは、六年及元年の各一年分で、又元祿期には中間の缺年があり、更に寶永三年は帳簿の後半が缺如してゐるので、完全なものは其以外の三十箇年分に止まり、此内調査し得たのは二十九箇年分である。此内貞享四年迄は毎年十一月晦日調であるが、五年以後は三月晦日調となつてゐる。同村の人口は寛文六年四一〇人、其後微増して貞享四年には四四五人となり、之を最高として爾後又微減して寶永四年には四〇二人となつたが、之を底として稍々上昇し、享保二年には四一〇人となつた。戸數は九〇戸から一〇四戸の間を上下するが、石高は不明である。

(二) 武藏國葛飾郡東舟堀村

本村の宗門改帳は、寛政五年乃至嘉永七年の前後六十一箇年中五十三箇年分であるが、此内調査し得た年数は四十六箇年分である。村高は六百二十三石餘で増減なく、戸數は前後を通じて百六十戸内外、人口は寛政五年

(一四五三年)六八五人、同十二年六七〇人、文化七年(一四七〇年)七三七人、文政三年(一四八〇年)八三五人、天保二年(一四九一年)八二六人、同十三年七六八人、嘉永三年(一五一〇年)八五七人、同七年九一一人で、大體漸増してゐる。調査期は文政十二年乃至天保七年は毎年二月であるが、他の年は總て三月調である。

(三) 信濃國伊那郡虎岩村

同村の宗門改帳は、延寶七年及天和二年の二冊を除けば、文化、文政年間のものである。前者と後者とは百數十年も隔つてゐるし、又其人口も大差があるので、右二箇年分を除き、茲には文化(九年より)文政(十二年迄)期中十六箇年分を調査した。人口は延寶七年三九四人(戸數七九)、天和二年五三六人であるが、僅か三年間に百四十二人の激増を見たのは、同村で治水を圖り新田を開発した結果、他村から多數の移住者が入つて來たのだと云ふ(本宗門改帳の所載者である同村の平澤清人氏談)。其後約百三十年を経た文化十年には七九七人となり、更に漸増して文政元年には八二一人、同十一年には九二五人と激増し、増加率の大なること當時の農村としては稀有の例をなしてゐる。村高は天和二年の改帳には一〇六八石餘となつてゐるが、其後の記載なく、又戸數も明でない。調査の月は毎年三月である。

三

婚姻の年齢を調べるに就ては、先づ婚姻の事實を検出せねばならぬが、

この爲には連續せる宗門改帳に就き、當該年と其前年とを比較し、前年に是獨身であつた男が、當年には妻を有してゐるとき(養子縁組・入夫のときは此反対に)、此婚姻は前年中に行はれたものと看做すのである。此際宗門改帳には、當該年に行はれた婚姻・出生・死亡等の動態を傍書し、或は附

箋を貼つてゐるので、之と翌年の帳簿の記載とを對照すれば、其間の動態事實を確認し得るのである。従つて附箋或は傍書が完全なるときは一年分の帳簿で二年分の動態を知ることも出来るが、逆に不完全なるときは、一年分の改帳が缺けてゐると二箇年とも正確には知り得ない憾みがある。尙婚姻件數及年齢の検出に就ては大體次の如き方法に依つた。

(イ) 宗門改帳が年末調の場合は勿論問題とならないが、二月或は三月

調の場合は、其年の婚姻か前年の婚姻か不明なるものが多い。此等も便宜上總て前年の婚姻と看做し、前年の年齢(數へ年)を採用す。

(ロ) 某年の帳簿に男女共全然記載なく、翌年度に夫婦として記載ある場合(即ち新入村者)は當該年に結婚せること明かならざる限り不採。

(ハ) 雙方或は一方の年齢不明なるものは不採。但し年齢を調査することは容易であるから、斯かる例は稀である。

(ニ) 婚姻は固より村で行はれたもののみを探り、他村へ嫁入した如き者、即ち「片組」は不採。

(ホ) 初婚・再婚の區別をすることは厳密に云へば殆ど不可能である。

茲には既に子供を有する者、或は確實に再婚なること明かなる者のみを「再婚」とした。女子は一旦嫁しても離縁された後は又「何某娘」と肩書きされるので、連子でもなければ再婚か否か判らない場合が多い(當時は勿論氏がなく、名前ばかりであるから、本人の身元を正確に追求することは甚だ困難である。仍て女子の場合は便宜上、初婚の夫と結婚せる者を假に「初婚」、再婚の夫と結婚せる者を「再婚」とし、又例は少いが明に「再婚」の女と結婚せる夫は「再婚」として計算した。

斯くして得たる婚姻件數及婚姻率は左の如くである。但し婚姻率は、前

二二二二二二一一一
六五四三二一〇九八七六四

五二三〇三〇一〇〇〇〇〇〇

四五九六九一〇六六二三〇二

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇一〇〇〇〇〇〇〇一〇〇〇〇

五二三〇三〇一〇〇〇〇〇〇

四六九六九一〇六六三三〇二

| 年齢 | 夫 | | 妻 | | 合計 | 調査年數 | 年平均 | 平均人口 | 人口千に付 |
|----------|------|------|------|------|-----|------|------|-------|-------|
| | 初婚者 | 再婚者 | 初婚者 | 再婚者 | | | | | |
| 山城國西法花野村 | 一〇八件 | 一二一件 | 一二〇件 | 二三一件 | 二九年 | 四〇件 | 四二六人 | 九・四〇件 | 九・四〇 |
| 武藏國東舟堀村 | 二五〇 | 三四 | 二八四 | 四六 | 六・二 | 七九〇 | 七・八五 | 七・八五 | 七・八五 |
| 信濃國虎岩村 | 一二三 | 一二 | 一二三五 | 一六 | 七・八 | 八五四 | 九・一三 | 九・一三 | 九・一三 |

次に各歳別の婚姻者數を村別に掲げよう。

一、山城國相樂郡西法花野村の例

記の理由から除外されたものがあること、及見落されたものもあらうこと(殊に東舟堀村では結婚後も、夫婦宗旨を異にする者は別々の個所に記載されてゐるので見落しがないとは云へない)を考慮に入れるれば、左の計數よりも稍高くなるべく、何れにしても現在の全國平均婚姻率よりも多少高率である。

平均年齡 合五五五四五四四四四四四三三三三三三三二二二
計八五二一九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七

| | | |
|----|-----|------------------------------|
| 三歳 | 一〇八 | 一一〇一〇一一三二一四二三五四二八六二八七三八五六 |
| 四歳 | 一〇八 | 〇〇〇〇〇〇〇〇一〇〇一〇〇三〇〇一三二一六三三九 |
| 五歳 | 一〇八 | 〇〇〇〇〇〇〇〇一〇〇一〇〇三〇〇一三二一六三三九 |
| 六歳 | 一〇八 | 〇〇〇〇〇〇〇〇一〇〇一〇〇三〇〇一三二一六三三九 |
| 七歳 | 一〇八 | 〇〇〇〇一〇一〇〇〇〇一〇一〇二二〇一〇〇一〇〇〇〇〇〇 |
| 八歳 | 一〇八 | 〇〇〇〇一〇一〇〇一〇二〇一〇五二〇二三二三二六三三九 |

四三三三三三三三三三二二二二二二二二二二一一一
〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五歲

○三三一六五○一二五八六○九三二四三○三四三七五四○○○夫

○○○○○○○一〇一一一八二四八八七三三六三三九二八七三妻

二、武藏國葛飾郡東舟堀村

○○—○○—○○—一—一四六四一二一二二一二○○○○妻

二四五三〇八一二三六八七二〇三六二〇四三七五四〇〇〇夫合

○ ○ — ○ ○ — ○ — 一二一 二二五 四六五 三〇九 二九三 三七四 三四九 二八七 三妻

右表の示す所に依ると西法花野村の婚姻年齢は一般的に非常に高く、殊に男子の方が甚しい。之に對して虎岩村は男女共甚だ早婚であり、東舟堀村は其中間に在る如く見える。試みに之を明治三十二年の全國平均婚姻年齢男二七・五八歳、女三一・九八歳(全婚姻に付)、及昭和十一年の初婚男二七・八六、同女二三・九二、全婚姻平均男二九・三三、同女二四・七二に比す

るに、後者が満歳であり、前二箇村の場合が數へ年なることを考慮すれば、

虎岩村は言を俟たず、東舟堀村も遙かに早婚であつたことが明瞭となる。時代から云つて一番古い西法花野村が斯くの如く晚婚であることは特別なる理由でも存するのであらうか。今其理由を明にすることが出来ないのは遺憾である。
〔註〕

婚姻年齢の比較的に高いことは此村のみの特徴ではなく、或は此地方（山城國相樂郡地方）の特色ではないかと思はれる。断片的で充分ではないかも知れぬが、享保十一年三月晦調の「御本家宗旨改請拂帳」（縁組其他村民の出入に因る寺請状の送受帳）に依つて、古市・磯上・櫻井・小出戸・深川・猪の諸組間に請拂された十六人の妻の平均年齢はやはり二六・三歳となり、又時代は遙かに降るが、文化十三年四月調の同郡岡崎村の「宗門御改寺請竝家數人別牛馬員數帳」に就て見ても、同年九人の女子の婚姻平均年齢も二六・九歳となるのである。

〔註〕 正司考証は、伊勢の桑名藩では三十歳迄婚姻を許さなかつたと書いてゐるが、假に之が事實であつたとしても、此地方は伊勢の津藩の領地であるから、其理由として採用することを得ない。若し又藤堂藩に於ても同様の制限が設けられ、其ために斯かる晩婚を呈したのだとすれば、洵に興味ある問題で、更に深く研究するの價値があらう。

| 年 齡 | | 虎 岩 村 | | 東 舟 堀 村 | | 西 法 花 野 村 | |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|---|
| | | 夫 | 妻 | 夫 | 妻 | 夫 | 妻 |
| 二十歳以下 | 三三(二〇・四) | 九一(八〇・五) | 一六(六・四) | 一二五(四六・〇) | 一(一・〇) | 二九(二六・八) | |
| 二十歳二十五歳 | 五三(四六・九) | 一九(二六・八) | 九二(三六・八) | 一一〇(四四・〇) | 八(七・四) | 四〇(三七・〇) | |
| 二十六歳三十歳 | 三一(三七・四) | 三(二・七) | 九四(三七・六) | 二三(九・二) | 三七(三五・〇) | 三五(三三・二) | |
| 三十歳以上 | 六(五・三) | 。(一・〇) | 四八(一九・三) | 二(〇・八) | 七二(六六・六) | 一四(一三・〇) | |
| 合 計 | 一二三(一〇〇・〇) | 二一三(一〇〇・〇) | 二五〇(一〇〇・〇) | 一五〇(一〇〇・〇) | 一〇八(一〇〇・〇) | 一〇八(一〇〇・〇) | |

(備考) 本表は所謂「初婚者」のみの計数とす。

徳川時代の婚姻年齢に關する一考察

更に夫妻の婚姻年齢、特に所謂「初婚者」の年齢を觀察するに、一番早婚と見らるゝ虎岩村は、夫は二十三歳を中心として其前後八箇年に、妻は十八歳を中心として其前後七箇年に分布し、又中庸と認めらるゝ東舟堀村では、夫は二十五歳を中心として前後十二箇年に、妻は二十歳を中心として其前後十箇年に分布してゐる。何れも甚だ集中的であるが、之に對して極めて晚婚と認めらるゝ西法花野村に於ては、夫は二十歳より五十歳以上に及び、妻は十四歳より四十四歳に及び、年齢の幅が非常に廣く、集中的と云ふよりも寧ろ分散的である。但し何れにしても婚姻年齢の幅は女子に於て狭く、男子に於て廣いことは一般的に認めらるゝ所である。

次に之を(イ)二十歳以下、(ロ)二十一歳乃至二十五歳、(ハ)二十六歳乃至三十歳、(ニ)三十歳以上の四階級に分けて百分率を出して見ると左の如くであつて、虎岩村に於ては、夫は二〇%、妻は八〇%迄、東舟堀村では夫々六%、四六%迄が二十歳以下で結婚を了するに拘はらず、西法花野では夫は一%、妻は二六%が二十歳以下で結婚してゐるに過ぎない。二十一歳乃至二十五歳階級に於ては、虎岩村は夫四七%、妻は一七%，東舟堀村では夫三七%、妻四四%を示すに對して、西法花野村では、尙夫は七%、妻は三七%を示すに止まるのである。

次に夫婦の年齢組合せを觀察しよう。東舟堀村は大體中庸と認められ、特別なる現象（例へば特別に年長の夫が若年の妻と結婚するとか、或は其反対に年長の妻が若年の夫と結婚すると云ふ如き）を示してゐるとは認められないから、茲には早婚村たる虎岩村と晚婚村たる西法花野村に就て、夫の年齢別に妻の年齢及其平均を掲ぐることとする。計數は初婚及再婚を通じてである。

一、山城國相樂郡西法花野村

| 夫の年齢 | 妻の年齢 | 同上平均 |
|------|----------------------------------|------|
| 二〇 | 一九 | 一九・〇 |
| 二一 | 一四、一六、二一 | 一七・〇 |
| 二二 | 二〇、二二、二三 | 二一・〇 |
| 二三 | 二〇、三七 | 二八・五 |
| 二四 | 二六、二七、一九、三一、三三 | 二九・二 |
| 二五 | 一四、一八、三〇、三三、三五、三五 | 三〇・一 |
| 二六 | 二七、一八、二八、一九、三五 | 二九・四 |
| 二七 | 二〇、三〇、三一、三三、三三、三三、三四 | 三一・五 |
| 二八 | 二八、三五、三七 | 三三・三 |
| 二九 | 二〇、三〇、三一、三三、三三、三三、三三 | 三三・一 |
| 三〇 | 一九、二〇、二一、三三、三四、三七、三七 | 三三・〇 |
| 三一 | 一六、一九、三一、三三、三三、三七、三七、三九、三〇、三三、三四 | 三三・四 |
| 三二 | 一九、三〇、三一、三四、三四、三八 | 三五・五 |
| 三三 | 三三、三三、三四、三四、三五、三五、三九、三三 | 三三・六 |
| 三四 | 一九、一九 | 三六・一 |
| 三五 | 三三、三三、三四、三四、三五、三五、三九、三三 | 三三・六 |
| 三六 | 三三、三三 | 三四・〇 |

| 夫の年齢 | 妻の年齢 | 同上平均 |
|------|----------------------------|------|
| 一一 | 一六 | 一六・〇 |
| 一二 | 三七 | 三七・〇 |
| 一三 | 四三 | 四三・〇 |
| 一四 | 四一 | 四一・〇 |
| 一五 | 三七 | 三七・〇 |
| 一六 | 三六 | 三六・〇 |
| 一七 | 三三 | 三三・〇 |
| 一八 | 三一 | 三一・〇 |
| 一九 | 二九 | 二九・〇 |
| 二〇 | 二八、二八、二八 | 二八・二 |
| 二一 | 二七、二八、二八 | 二七・六 |
| 二二 | 二六、二六、二七、一八、一八、一九、一九 | 二六・一 |
| 二三 | 二五、二六、一六、一七、一八、一八、一八、一九、一九 | 二五・一 |
| 二四 | 二四、二四、二四、二四 | 二四・〇 |

二二一六、一七、一七、一七、一八、一八、一九、一九、二〇、
二三二〇、二〇、二〇。

二四一四、一四、一六、一六、一七、一七、一八、一九、一九、
二五一九、二〇、二〇、二九。

二六一五、一六、一七、一九、二〇、二一、三三

二七一七、一八、一八、一九、一九、二〇、三〇、三一、三五

二八一六、一九、一九、一九、一九、二〇、三〇、三一、三五

二九一五、一五、一八、一八、一八、一九、三〇、三一、三三、三〇

三〇一五、一八、一八、二一、三四、二八

三一、三三、三六

三二、三四、二六

三三、三四、二六

三四、三五、三五

三五、三六、三六

三六、三七、三六

三七、三八、三八

三八、三九、三九

三九、三九、三九

岩村の方は年齢の組合せが甚だ規則的であり、其年齢差も再婚の場合の外は、極端に異常なものは殆どなく、其中には夫十三歳妻十六歳、夫十七歳妻十五歳(二組)、夫十七歳妻十六歳(二組)を始め、十臺の夫婦が十二組、即ち約一割も存する。

七

婚姻年齢が時代の推移と共に變動してゐる事實を、我々は目前に見てゐるが、徳川時代に於ても之が認められるか否か、茲に一言つけ加へたい。前掲の三例中一は徳川初期或は中期以前と云ふべく、他は後期に屬するものと云へよう。而して其實際は初期に屬する山城國西法花野村が異常に晩婚であつて、他の二村、特に其中の信州虎岩村が早婚であつたことを知つた。然し此現象は時代的の變化と云ふよりも、寧ろ地方的の多様性を示すものであらう。從て時代的の變化を見るには各村に就き個々に觀察せねばならないが、東舟堀村を除く二村は時代の幅が三十年或は十八年で短きに失する(註)。仍て茲では比較的長期(四十六箇年)に亘つてゐる東舟堀村に就て、試に之を二期に分つて觀察する。

| 平均年齢 | 寛政十年より文政十二年に至る三十二年間中三十箇年分 | | 天保四年より嘉永六年に至る十七年中十六箇年分 | |
|---------|---------------------------|------|------------------------|-------|
| | 夫 | 妻 | 夫 | 妻 |
| 初 婚 數 | 二七・〇 | 一四・四 | 二六・九六 | 一〇・六 |
| 再 婚 數 | 二三・〇 | 一四・四 | 二一・〇四 | 一六・五 |
| 平均年齢 | 二〇・〇 | 一四・四 | 二一・二八 | 一六・六五 |
| 全 婚 姻 數 | 四三・〇 | 一 | 三八・二六 | 三三・六四 |
| 平均年齢 | 二八・二三 | 一 | 二七・二七 | 二七・二七 |
| 夫 | 一六七 | 一 | 一一七 | 一一七 |
| 妻 | 二八・五二 | 一 | 二七・三 | 二七・三 |
| 夫 | 二三・〇二 | 一 | 二三・九三 | 二三・九三 |

之に由て觀れば、西法花野村の婚姻年齢組合せは甚だ雜多であつて、夫婦の年齢差が十數歳或は二十歳以上に及ぶものも少くない。之に對して虎

再婚及全婚姻數を問題外に置き、初婚に就て之を觀れば、夫は後期の方が多少若くなり、之に反して妻は稍老けてゐるが、大體に於て餘り大なる時代的變化は認め難い。勿論之は社會關係の固定を特徴とする封建時代の農村に就て、僅か五十年を二期に切つた故であるべく、更に長期に觀察するときは、或は異つた結果が得らるゝかも知れない。

〔註〕 信州虎岩村の延寶・天和期の婚姻九件中、初婚と認めらるゝものに就て計算して見ると、夫二六・六歳、妻一八・〇歳となり、百數十年後の文化・文政期の平均に比して、夫は多少高いが、妻は稍低い。然し件數が餘り僅少であるから、輒く比較すべきであるまい。

附

前三者は關東・中部・關西所在の農村の例であるが、尙茲に當時江戸・京都に亞ぐ大都であつた大阪に於ける女子の婚姻年齢を附記しよう。資料は南組流町役所で轉綴した文政三年八月から天保六年六月に到る約十五年間の「縁組引越願帳」である。之は他町村との間に行はれた婚姻關係を始め、廣く人口の出入に關し、戸籍變更を出願せる書類を編綴したもので、此中婚姻年齢の知らるゝのは、三十七人の女子であるが（此内二人は明に再婚）、更に離婚による複籍願狀に依つて、之を窺ひ知られるものが八人あり、合計四十五人となる。其年齢別を次に掲げる。

| 年齢 | 人數 | 年齢 | 人數 |
|----|----|-----|----|
| 一七 | 二 | 二四 | 二 |
| 一八 | 二 | 二五 | 二 |
| 一九 | 一 | 二六 | 二 |
| 一二 | 一 | 二七 | 二 |
| 二二 | 一 | 二八 | 一 |
| 二三 | ○ | 二九 | 一 |
| 三四 | 一 | 三〇 | 一 |
| 四五 | 二 | 三一 | 一 |
| 五六 | 二 | 三二 | 一 |
| 六七 | 一 | 三三 | 一 |
| 七八 | 一 | 三四 | 一 |
| 八九 | 一 | 四五 | 一 |
| ○九 | 一 | 五六 | 一 |
| 一〇 | 一 | 六七 | 一 |
| 一一 | 一 | 七八 | 一 |
| 一二 | 一 | 九〇 | 一 |
| 一二 | 一 | 九一 | 一 |
| 一二 | 一 | 九二 | 一 |
| 一二 | 一 | 九三 | 一 |
| 一二 | 一 | 九四 | 一 |
| 一二 | 一 | 九五 | 一 |
| 一二 | 一 | 九六 | 一 |
| 一二 | 一 | 九七 | 一 |
| 一二 | 一 | 九八 | 一 |
| 一二 | 一 | 九九 | 一 |
| 一二 | 一 | 一〇〇 | 一 |

二六

年齢

人數

年齢

人數

年齡

人數

社會環境が乳幼兒の發育に及ぼす影響に關する一考察

笠間尙武

「小兒の發育は遺傳と小兒の受ける養護の二要件に依り支配されるもの

一序言

である。日常生活に於て小兒が充分に養護され、常に充分なる食物を攝り運動の機會が與へられるならば、兩親より大きくなる事は屢々見られる事である。然し大きくなる素質の家系に生れたる小兒であつても養護不充分なれば小さな、弱い小兒となつてしまふ。」とは小兒科學の大家ピルケーの言であるが、小兒の發育には各種の條件が作用するものである。

全て生物が健康状態にある場合、身體的表徴はその根源に於て遺傳因子に依らざることはないと斷言してよい。然し其の各々に就て微細の點迄觀察するなれば、最初約束されたる固有の性狀は發現に際して各種の外的條件により左右され、遺傳因子本來の表現は、程度の差こそあれ多少なり共歪曲されるのが普通である。殊に身體的測度の如き各種の遺傳因子に依り制約されるものに於ては外的條件の影響は著しく大であると云へると思ふ。極言するに生物體の發育は、先天的に遺傳因子により表徴されんとする本來の力に對抗して、後天的に外部より各種の環境因子が作用し、表徴力を助長し或は抑制するところの相剋の狀態にして、我々の目撃するものはその相剋の總決算たる現象型に過ぎないものである。

後天的外的に發育に關係する環境因子の種類は複雜多岐に亘つてゐるが、その主なるものとしては、栄養、運動及休養にして、又氣候・風土等の自然的環境、風俗、習慣等の人爲的影響並に分娩、立行、仰臥等の生理的な力學的影響である。爾他の生活様式、貧富、職業、都鄙、時代、文化等の文化的社會環境の諸條件は、結局前述各因子の複雜なる組合せとして見るべきものである。前言せしが如く我々の目撃する生物體の發育狀態は先天的内的の遺傳因子と後天的の外的環境因子の相剋の總決算であり、又外的には各種の環境因子が作用するものであれば、外的環境因子の單一因子のみによる後天的影響は嚴密なる意味に於て數量的には論ずる事は難し

いことであり、殊にその複雜なる組合せたる社會文化環境の發育状態に及ぼす影響は明瞭なる事は知るべくもなく、唯これ等因子が如何に發育成長に反應するかを知るに過ぎない。

二、文獻及資料

社會環境が人類殊に乳幼兒の發育に及ぼす影響に關しては本邦に於ても多數の觀察が行われてゐるが、それ等は生活階級別に見たるものと都鄙別即市町村別に見たるものとの二つに分けられる。

皆見氏は大阪市の市内、郊外小學校の兒童に就て、西原氏は神奈川縣下の都市、海邊地、中間地、山間地の兒童に就て身體の發育狀態を比較し都市兒童は他に比して身長、體重に於て優れ、胸圍に於て劣るといひ、中山、延川二氏も同様のことを認めてゐる。中川氏は北海道の農漁村の兒童に就て身體、體重、胸圍を計測し、この結果を東京市在住兒童と比較し、身長に於て東京兒童が優れ、胸圍に於て北海道兒童が優り、體重に於いては二者間に著しき差を認めないと言つて居り、小泉氏は福井縣下に於て市町部、平地部、山間部の各兒童の發育狀態を比較し、身長に於ては市町部、平地部、山間部の順を以て有意義の差を以て大小があるが、體重に於ては三者間に有意義の差は無いとしてゐる。その何れにしても都市の身長優越に關する發表は多く、古くは木山、越智、岡村、中橋、中澤、吉田、島、篠崎、松岡、石井、南崎・氏原、兵庫縣、西脇、徳島縣、中山、野村等々の諸氏の發表より數多の研究がなされてゐるが、その主なるものは學童に就て行はれたるものであつて、幼兒に就て行はれたるものは少ない。幼兒に就て行はれたるものとしては厚生省の國民體力管理制度準備調査の昭和十三年度報告に於て二歳竝に四歳の幼兒に就て身長、體重、胸圍を比較し、又昭和十四年度の同調査の千葉縣體力檢査成績報告には五歳以下の乳幼

児に就て身長、體重、胸圍を比較して居る。更に精密なる調査としては村上氏は金澤市内の幼稚園生徒と石川縣下農山村の幼兒に就て各種の身體的諸測度を計測比較し、身長、坐高、下體高、大腿長、膝關節高、上肢長等の長育は已に四歳にして都市が優り、胸圍、腹圍、胸廓直徑等の幅、厚育は之と反対に村落が優るといひ、肩幅、腰幅、體重は村落幼兒が稍劣り、上膊圍はやゝ優れてゐるが皆著しい差でないと言つてゐる。

一方に於て生活階級別即貧富別に兒童の發育に關する論文も多く、古瀬、吉田二氏の東京市の觀察をはじめ、三島、土肥原、本間、中橋、三田谷、島、八木、村上氏等の報告があり、これ等は何れも前述都鄙別に見たる場合と同様の結果を報告し、尙乳兒殊に新生兒に就ては三谷氏は條件を同一としたる富裕、中流、救費の三階級の新生兒の體重に就て比較し救費階級の新生兒の體重の劣ることを報じ、岩田氏は生活の窮迫あるも母體健全で、在胎期間が充分であるなれば顯著の差はないと言つてゐる。遠藤氏

は別に北海道各地の主なる小學校九十六校の兒童に就て發育概評を生活階

級別に觀察し、兒童の發育狀態は家庭の生活程度に比例し、家庭の生活條件良好なるもの程、その發育は益々良好に、家庭の生活條件好適ならざるもの程、その發育狀態又之に比例し低下する傾向あることを認め、別に住居地を分けて都市、農村、漁村に分ち生活程度と發育状況との關係を見るに上、中層に於ては都市が優れてゐるが、下層に於ては農村、漁村、都市

第一表 兒童發育調査被檢者數

| 地 区 名 | 府 縣 名 | 被 檢 者 | 男 | | | 女 | | | 兒 | | |
|-------|-------|-------|------|-----|-----------|-----------|-----|-----|-----------|-----------|-----|
| | | | 男 兒 | 合 計 | 市 郡 町 村 别 | 生 活 階 級 别 | 女 兒 | 合 計 | 市 郡 町 村 别 | 生 活 階 級 别 | |
| 北 海 道 | | | | | 市 | 上 中 下 | | | 市 | 上 中 下 | |
| | | | 八四〇 | 四四三 | 一〇四 | 二四六 | | | 市 | 一 二 三 | |
| 東 北 地 | | | 一六五〇 | 八五三 | 一〇四 | 二四六 | 八五三 | 一五七 | 一五六 | 二一三 | 一五〇 |
| | | | 八五三 | 二二四 | 四三〇 | 八一七 | 八五七 | 一八七 | 一八六 | 二一八 | 一五〇 |
| | | | 八五七 | 二二四 | 四三〇 | 八一七 | 八五七 | 一八七 | 一八六 | 二一八 | 一五〇 |

の順で都市は上層及中層階級に於てこそ兒童の發育良好を認めるが、下層階級に於ては農村、漁村より發育劣等を認めると言つてゐる。歐米に於ても同様の研究多く、これ等の原因に就ては大體後天的の外的の環境因子によるものと理論づけてゐる。(文献名及掲載誌名省略)

本研究所は財團法人中央社會事業協會並に恩賜財團愛育會が主催のもとに昭和十四年度兒童愛護週間に際し全國各地に於て調査したる兒童發育調查票二〇、四三〇を資料として得、筆者はこれを觀察する事を得たので、其の一端を報告するものである。

本調査は一道二府三十縣に於て、學齡前の乳幼兒に就て行はれたるものにして、計測實施期日は五月愛護週間を前後して行はれたものであるも、所により一、三期日後に行はれたるものもあるが、これに就いては別に修正を加へず、その調査月日で年齢を計算した。

調査票二〇、四三〇票に就き不完全票、學童を除きたる有效票は一九、四七四票で、これを地區別、道府縣別、性別、市町村別、生活階級上中下別に分類すると、第一表の如くなる。この各々に就て身長、體重、榮養概評の三項目に就て乳幼兒の發育狀態を觀察した。この場合の地區別の分類は氣候、風土を同一とする觀點より分類されたと思はれる厚生省衛生局衛生年報の分類に依り又生活階級上中下の分類は調査したる市町村當局者の判定によりて分類したものである。

| 四國區 | I'KIII | K'KII | II'KIV | H'III | G'IV | M'V | N'VI | P'VII | R'VIII | S'IX | T'X | U'XI | V'XII | W'XIII | X'XIV | Y'XV | Z'XVI |
|-----|--------|-------|--------|-------|------|------|------|-------|--------|------|------|------|-------|--------|-------|------|-------|
| 徳島 | 1111 | 1110 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 |
| 香川 | 1110 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 |
| 愛媛 | 1101 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 |
| 高知 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 |
| 福岡 | 1111 | 1110 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 |
| 佐賀 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 |
| 長崎 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 |
| 熊本 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 |
| 宮崎 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 |
| 鹿児島 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 |
| 沖縄 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 |
| 全 計 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 | 1111 |

註1) 地區分類ハ衛生年報ニヨル。
註2) 生活階級別分類ニヨル總計ガ被検者數ト一致セザルハ生活階級不記入ノ票ヲ除イタ結果ナリ。

尙本研究に用ひたる統計上の記號及計算方式を記す。

N = 被検者例數

$$M = \text{算術平均} = a_m + l \times \frac{\sum_{i=1}^{n'} j_i d_i}{N}$$

n' = 區間ノ總數 $i = 1, 2, 3, \dots, n'$ 値ヲトル

f_i = 第*i*區間ノ度數 d_i = 第*i*區間ノ偏差

l = 區間ノ大サ a_m = 假ノ平均値

$$\sigma = \text{標準偏差} = l \times \sqrt{\frac{\sum_{i=1}^{n'} j_i d_i^2}{N} - \left(\frac{\sum_{i=1}^{n'} j_i d_i}{N} \right)^2} - \frac{1}{12}$$

$$m = \text{算術平均} / \text{標準誤差} = + \frac{\sigma}{\sqrt{N}}$$

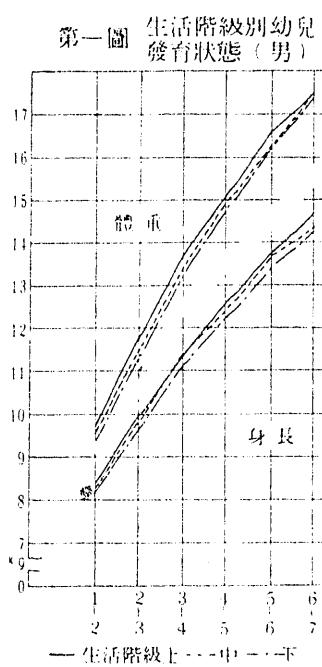
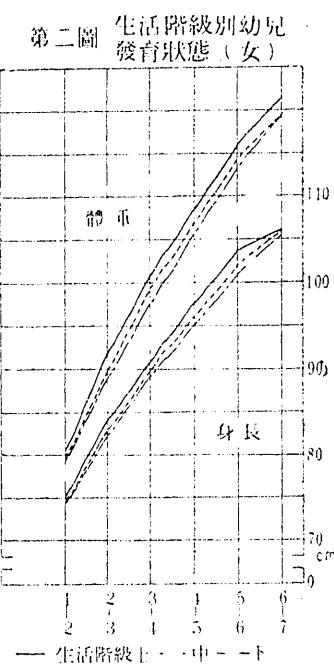
乳幼兒の發育狀態を生活階級別に觀察してみると、生活階級の分類には財產、收入、納稅、教育等種々の分類の方法があるが、この場合は前述の如くこれ等何れを加味したるものと思はれる調査市町村當局者の判断により、上、中、下の三階級に分けた。單に主觀によりて上中下の三階級に分類する事は甚だ危険が多く様に見くるが、案外誤差の少ないものである。然してこの分類も調査市町村の異なるにつけその判定の標準も違つて來る結果、これを集計し論ずる事は難しい事であるとも思くるが、兎も角この方法で分類し、生活階級上中下別に乳幼兒の發育狀態を見るに第二表第三表の如くなり、それを圖示したものが第一・二圖である。この場合生活階級不記入の票は取除してある。

第二表 生活階級別乳幼兒身體發育狀態（身長）

| 性 別 年 月 齢 月 | 男 | | | | | | | | | | | | 女 | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|-----|---------------|------|-------|---------------|--------------|------|---------------|--------------|-------|---------------|--------------|------|---------------|--------------|------|---------------|--------------|------|---|----|-------|----|----|
| | 上 | | | | 中 | | | | 下 | | | | 上 | | | | 中 | | | | 下 | | | |
| | N | M ± m | σ | N | N | M ± m | σ | N | N | M ± m | σ | N | N | M ± m | σ | N | N | M ± m | σ | N | N | M ± m | σ | |
| | cm | cm | cm | | cm | cm | cm | | cm | cm | cm | | cm | cm | cm | | cm | cm | cm | | cm | cm | cm | cm |
| 1 | 3 | 55.00 | | | 21 | 53.48 ± 0.60 | 2.76 | 6 | 55.00 ± 0.18 | 0.45 | 5 | 51.20 ± 1.21 | 2.71 | 21 | 51.62 ± 0.81 | 3.70 | 11 | 53.64 ± 0.84 | 2.79 | | | | | |
| 2 | 18 | 56.28 ± 0.60 | 2.56 | 63 | 55.89 ± 0.44 | 3.45 | 30 | 54.43 ± 0.56 | 3.04 | 15 | 54.87 ± 0.79 | 3.08 | 70 | 54.33 ± 0.39 | 3.27 | 45 | 54.60 ± 0.45 | 3.03 | | | | | | |
| 3 | 13 | 59.62 ± 0.79 | 2.85 | 63 | 58.46 ± 0.37 | 2.97 | 45 | 57.89 ± 0.52 | 3.47 | 18 | 60.89 ± 0.81 | 3.42 | 67 | 56.36 ± 0.40 | 3.31 | 42 | 57.81 ± 0.62 | 4.04 | | | | | | |
| 4 | 14 | 60.43 ± 0.70 | 2.61 | 102 | 60.47 ± 0.37 | 3.75 | 59 | 60.07 ± 0.45 | 3.44 | 17 | 58.00 ± 0.90 | 3.69 | 120 | 59.54 ± 0.38 | 4.18 | 51 | 59.99 ± 0.51 | 3.63 | | | | | | |
| 5 | 6 | 64.00 ± 1.13 | 2.77 | 107 | 61.89 ± 0.38 | 3.89 | 38 | 63.08 ± 0.60 | 3.71 | 12 | 61.83 ± 1.74 | 6.01 | 73 | 60.01 ± 0.56 | 4.75 | 55 | 61.13 ± 0.53 | 3.91 | | | | | | |
| 6 | 17 | 64.53 ± 1.24 | 5.10 | 90 | 62.60 ± 0.42 | 3.97 | 35 | 63.34 ± 0.71 | 4.18 | 15 | 62.20 ± 1.38 | 5.34 | 81 | 62.10 ± 0.39 | 3.51 | 38 | 62.63 ± 0.56 | 3.48 | | | | | | |
| 7 | 9 | 65.33 ± 0.70 | 2.11 | 98 | 66.07 ± 0.32 | 3.20 | 41 | 65.44 ± 0.51 | 3.29 | 17 | 64.77 ± 1.09 | 4.51 | 76 | 64.13 ± 0.40 | 3.52 | 41 | 62.78 ± 0.70 | 4.49 | | | | | | |
| 8 | 14 | 67.36 ± 0.81 | 3.02 | 69 | 66.51 ± 0.44 | 3.68 | 39 | 65.49 ± 0.80 | 4.98 | 10 | 68.00 ± 0.95 | 3.00 | 84 | 65.54 ± 0.26 | 2.34 | 52 | 65.08 ± 0.58 | 4.21 | | | | | | |
| 9 | 15 | 67.33 ± 0.98 | 3.81 | 98 | 67.72 ± 0.43 | 4.21 | 44 | 67.14 ± 0.53 | 3.49 | 9 | 68.89 ± 1.63 | 4.89 | 73 | 66.51 ± 0.37 | 3.12 | 42 | 66.12 ± 0.56 | 3.56 | | | | | | |
| 10 | 8 | 68.50 ± 2.77 | 7.84 | 68 | 69.65 ± 0.52 | 4.28 | 45 | 67.58 ± 0.50 | 3.30 | 14 | 68.07 ± 0.80 | 2.19 | 56 | 67.59 ± 0.56 | 4.21 | 56 | 67.93 ± 0.48 | 3.55 | | | | | | |
| 11 | 14 | 69.36 ± 0.73 | 2.72 | 68 | 70.31 ± 0.47 | 3.30 | 40 | 70.80 ± 0.56 | 3.51 | 11 | 69.09 ± 1.05 | 3.48 | 51 | 68.59 ± 0.44 | 3.14 | 37 | 68.68 ± 0.70 | 4.23 | | | | | | |
| 12 | 11 | 72.82 ± 0.96 | 3.19 | 68 | 71.90 ± 0.45 | 3.72 | 30 | 71.47 ± 0.68 | 3.74 | 7 | 69.71 ± 1.10 | 2.92 | 67 | 69.42 ± 0.46 | 3.73 | 33 | 69.09 ± 0.73 | 4.21 | | | | | | |
| 年 生 | 14 | 76.83 ± 0.46 | 5.57 | 1,051 | 76.63 ± 0.17 | 5.39 | 599 | 76.08 ± 0.20 | 4.84 | 181 | 75.42 ± 0.32 | 4.27 | 912 | 74.96 ± 0.15 | 4.53 | 599 | 74.28 ± 0.19 | 4.67 | | | | | | |
| 2-3 | 179 | 85.02 ± 0.33 | 4.43 | 880 | 84.66 ± 0.16 | 4.63 | 543 | 83.48 ± 0.21 | 4.92 | 172 | 84.08 ± 0.31 | 4.04 | 776 | 83.26 ± 0.17 | 4.62 | 504 | 82.62 ± 0.20 | 4.47 | | | | | | |
| 3-4 | 150 | 91.77 ± 0.42 | 5.16 | 937 | 91.96 ± 0.14 | 4.29 | 549 | 90.59 ± 0.20 | 4.65 | 158 | 91.94 ± 0.39 | 4.92 | 789 | 90.04 ± 0.16 | 4.38 | 506 | 89.30 ± 0.20 | 4.54 | | | | | | |
| 4-5 | 173 | 98.05 ± 0.35 | 4.65 | 841 | 97.44 ± 0.16 | 4.52 | 542 | 96.22 ± 0.20 | 4.70 | 140 | 97.74 ± 0.43 | 5.06 | 811 | 96.07 ± 0.16 | 4.45 | 493 | 95.06 ± 0.22 | 4.89 | | | | | | |
| 5-6 | 172 | 103.88 ± 0.38 | 4.96 | 701 | 103.48 ± 0.29 | 7.59 | 427 | 102.36 ± 0.23 | 4.69 | 165 | 103.88 ± 0.38 | 4.88 | 686 | 102.21 ± 0.20 | 5.25 | 424 | 101.06 ± 0.21 | 4.38 | | | | | | |
| 6-7 | 23 | 108.39 ± 0.90 | 4.29 | 119 | 106.68 ± 0.53 | 5.80 | 84 | 106.14 ± 0.61 | 5.63 | 21 | 106.14 ± 0.79 | 3.63 | 115 | 105.90 ± 0.46 | 4.92 | 53 | 105.62 ± 0.59 | 4.31 | | | | | | |

第三表 生活階級別乳幼兒身體發育狀態（體重）

| 性 別 生活 階 級 年 齡 月 日 | 男 | | | | | | | | 女 | | | | | | | | 兒 | | | | | | | | |
|--|--------------|-------|----------|--------------|------|-------|--------------|------|-----|--------------|----------|-----|--------------|-------|----------|--------------|------|-------|----------|---|----|-------|----------|----|---|
| | 上 | | | | 中 | | | | 兒 | | | | 下 | | | | 上 | | | | 中 | | | | 兒 |
| | N | M ± m | σ | N | N | M ± m | σ | N | N | M ± m | σ | N | N | M ± m | σ | N | N | M ± m | σ | N | N | M ± m | σ | | |
| | kg | kg | kg | | kg | kg | kg | | kg | kg | kg | | kg | kg | kg | | kg | kg | kg | | kg | kg | kg | kg | |
| 1-3 | 5.17 ± 0.14 | 0.24 | 21 | 4.48 ± 0.15 | 0.70 | 6 | 4.42 ± 0.18 | 0.45 | 5 | 3.70 ± 0.42 | 0.93 | 21 | 3.98 ± 0.16 | 0.73 | 11 | 4.27 ± 0.20 | 0.67 | | | | | | | | |
| 2-18 | 5.22 ± 0.24 | 1.02 | 63 | 5.12 ± 0.11 | 0.83 | 30 | 4.88 ± 0.21 | 1.17 | 15 | 5.10 ± 0.22 | 0.81 | 70 | 4.61 ± 0.10 | 0.81 | 45 | 4.68 ± 0.17 | 1.16 | | | | | | | | |
| 3-13 | 5.23 ± 0.30 | 1.09 | 63 | 5.67 ± 0.11 | 0.83 | 45 | 5.61 ± 0.20 | 1.33 | 18 | 5.75 ± 0.26 | 1.10 | 67 | 5.22 ± 0.10 | 0.81 | 42 | 5.16 ± 0.16 | 1.04 | | | | | | | | |
| 4-14 | 5.82 ± 0.29 | 1.08 | 102 | 6.15 ± 0.11 | 1.10 | 59 | 5.86 ± 0.28 | 1.16 | 17 | 5.62 ± 0.28 | 1.16 | 120 | 5.94 ± 0.09 | 0.95 | 51 | 5.91 ± 0.15 | 1.06 | | | | | | | | |
| 5-6 | 7.08 ± 0.43 | 1.06 | 107 | 6.47 ± 0.11 | 1.13 | 38 | 6.50 ± 0.37 | 1.28 | 12 | 6.50 ± 0.37 | 1.28 | 73 | 6.12 ± 0.12 | 0.99 | 55 | 6.29 ± 0.17 | 1.22 | | | | | | | | |
| 6-17 | 7.15 ± 0.22 | 0.89 | 90 | 6.99 ± 0.11 | 1.07 | 35 | 5.97 ± 0.17 | 0.67 | 15 | 5.97 ± 0.17 | 0.67 | 81 | 6.42 ± 0.12 | 1.08 | 38 | 6.37 ± 0.17 | 1.03 | | | | | | | | |
| 7-9 | 7.11 ± 0.27 | 0.81 | 98 | 7.19 ± 0.11 | 1.04 | 41 | 6.77 ± 0.25 | 1.03 | 17 | 6.77 ± 0.25 | 1.03 | 76 | 6.66 ± 0.12 | 1.02 | 41 | 6.45 ± 0.18 | 1.16 | | | | | | | | |
| 8-14 | 7.36 ± 0.31 | 1.14 | 69 | 7.29 ± 0.11 | 0.89 | 39 | 7.85 ± 0.48 | 1.52 | 10 | 7.85 ± 0.48 | 1.52 | 84 | 7.06 ± 0.12 | 1.07 | 52 | 7.05 ± 0.18 | 1.31 | | | | | | | | |
| 9-15 | 7.53 ± 0.29 | 1.13 | 98 | 7.59 ± 0.14 | 1.33 | 44 | 7.06 ± 0.36 | 1.07 | 9 | 7.06 ± 0.36 | 1.07 | 73 | 7.07 ± 0.13 | 1.08 | 42 | 7.63 ± 0.18 | 1.18 | | | | | | | | |
| 10-8 | 8.44 ± 0.56 | 1.59 | 68 | 8.09 ± 0.14 | 1.12 | 45 | 7.39 ± 0.24 | 0.89 | 14 | 7.39 ± 0.24 | 0.89 | 56 | 7.36 ± 0.15 | 1.09 | 56 | 7.14 ± 0.15 | 1.13 | | | | | | | | |
| 11-14 | 7.96 ± 0.24 | 0.90 | 68 | 8.31 ± 0.16 | 1.32 | 40 | 8.55 ± 0.44 | 1.47 | 11 | 8.55 ± 0.44 | 1.47 | 51 | 7.48 ± 0.18 | 1.28 | 37 | 7.34 ± 0.24 | 1.18 | | | | | | | | |
| 12-11 | 8.36 ± 0.34 | 1.13 | 68 | 8.40 ± 0.14 | 1.14 | 30 | 7.50 ± 0.45 | 1.18 | 7 | 7.50 ± 0.45 | 1.18 | 67 | 7.62 ± 0.16 | 1.33 | 33 | 7.49 ± 0.21 | 1.18 | | | | | | | | |
| 1-2 [#] | 9.74 ± 0.11 | 1.36 | 1,051 | 9.59 ± 0.04 | 1.39 | 599 | 9.38 ± 0.06 | 1.53 | 184 | 9.14 ± 0.09 | 1.16 | 912 | 9.02 ± 0.05 | 1.37 | 599 | 8.80 ± 0.05 | 1.31 | | | | | | | | |
| 2-3 | 11.81 ± 0.11 | 1.49 | 880 | 11.60 ± 0.05 | 1.48 | 513 | 11.44 ± 0.06 | 1.48 | 172 | 11.38 ± 0.13 | 1.33 | 776 | 11.05 ± 0.05 | 1.45 | 504 | 10.86 ± 0.06 | 1.41 | | | | | | | | |
| 3-4 | 13.67 ± 0.13 | 1.56 | 937 | 13.40 ± 0.05 | 1.66 | 549 | 13.35 ± 0.07 | 1.68 | 158 | 13.21 ± 0.12 | 1.54 | 789 | 12.89 ± 0.05 | 1.53 | 506 | 12.78 ± 0.07 | 1.55 | | | | | | | | |
| 4-5 | 15.10 ± 0.13 | 1.66 | 841 | 14.95 ± 0.05 | 1.58 | 542 | 14.28 ± 0.07 | 1.64 | 140 | 14.73 ± 0.13 | 1.55 | 811 | 14.42 ± 0.06 | 1.76 | 493 | 14.14 ± 0.07 | 1.64 | | | | | | | | |
| 5-6 | 16.60 ± 0.14 | 1.79 | 701 | 16.35 ± 0.07 | 1.81 | 427 | 16.28 ± 0.08 | 1.68 | 165 | 16.19 ± 0.14 | 1.79 | 686 | 15.92 ± 0.07 | 1.79 | 424 | 15.70 ± 0.09 | 1.74 | | | | | | | | |
| 6-7 | 17.52 ± 0.34 | 1.63 | 119 | 17.48 ± 0.17 | 1.88 | 84 | 17.36 ± 0.21 | 1.90 | 21 | 17.31 ± 0.41 | 1.88 | 115 | 16.87 ± 0.18 | 1.97 | 53 | 16.86 ± 0.25 | 1.80 | | | | | | | | |



一、身長

身長に就て生活階級別に発育の差を見る所、一歳未満は各月共に被検者數少なきを以て比較する事を止め、被検者相當多と思はる幼兒に就て生活階級上中下相互間、男女共にその算術平均の比較を行ふに、この間に差の有意義性を發見するには $M_1 - M_2 \geq 3\sqrt{m_1^2 + m_2^2}$ なる事を必要とする。 $(M_1, M_2$ は比較すべき算術平均、 m_1, m_2 は夫々の標準誤差) 序言にも述べしが如く各種因子の結合たる生活階級なる文化的社會的因子の影響による差異は簡単には斷定出来得ないが、敢てこの比較を行ふに第四表の如くなる。六一七歳は被検者數少なきを以て比較するに不充分なれど、他の年

齡に於ては相當有意義の差を發見出来る。即ち、男兒に於て二歳以上に於て三十四歳の上、下間の差を除く中・下、上・下間に有意義の差を認め、生活階級中は下に、上は下に比して優れた高き身長を示し、女児に於ては各歳に於て生活階級上は下に比し高き身長を示し殊に四一五、五一六歳に於ては上・中・下の間に確然たる有意義の差を示し身長は上中下の順に低くなつてゐる。これ等より見ると二・三例外的に有意義の差を見られないものもあるが、總體的に見て生活階級上のものは下のものに比して優れた身長を示すものであると見ることが出来ると思ふ。

第四表 生活階級別幼兒發育狀態比較(身長)

| 年齢 | 性 | 男兒 | | 女兒 | | | |
|-----|-----|------|-------------|-------------------------|-------------|-------------------------|---------|
| | | 生活階級 | $M_1 - M_2$ | $3\sqrt{m_1^2 + m_2^2}$ | $M_1 - M_2$ | $3\sqrt{m_1^2 + m_2^2}$ | |
| 1—2 | 上一中 | | 0.20 | 1.471 | | 0.46 | 1.060 |
| | 中一下 | | 0.56 | 0.787 | | 0.66 | 0.786 |
| | 上一下 | | 0.76 | 1.505 | | 1.12 | 1.116 • |
| 2—3 | 上一中 | | 0.36 | 1.100 | | 0.82 | 1.061 |
| | 中一下 | | 1.18 | 0.792 • | | 0.61 | 0.787 |
| | 上一下 | | 1.51 | 1.173 • | | 1.46 | 1.107 • |
| 3—4 | 上一中 | | 0.19 | 1.328 | | 1.90 | 1.686 • |
| | 中一下 | | 1.37 | 0.732 • | | 0.74 | 0.784 |
| | 上一下 | | 1.18 | 1.396 | | 2.64 | 1.315 • |
| 4—5 | 上一中 | | 0.61 | 1.154 | | 1.67 | 1.376 • |
| | 中一下 | | 1.22 | 0.768 • | | 1.01 | 0.816 • |
| | 上一下 | | 1.83 | 1.209 • | | 2.68 | 1.449 • |
| 5—6 | 上一中 | | 0.40 | 1.434 | | 1.67 | 1.288 • |
| | 中一下 | | 1.12 | 1.110 • | | 1.15 | 0.870 • |
| | 上一下 | | 1.52 | 1.333 • | | 2.82 | 1.302 • |
| 6—7 | 上一中 | | 1.71 | 3.133 | | 0.24 | 2.742 |
| | 中一下 | | 0.54 | 2.424 | | 0.38 | 2.244 |
| | 上一下 | | 2.25 | 3.262 | | 0.62 | 2.958 |

備考 • 印は差の有意義性即 $M_1 - M_2 \geq 3\sqrt{m_1^2 + m_2^2}$ なることを示す。

上一下は生活階級上の幼兒の平均身長より中の幼兒の平均身長を減じたるなり、上一生活階級上、以下中、下共に同様、次表體重の場合も同様。

二、體重

體重に於ても同様の事を行ひ、生活階級別に體重の差を見るに、女子に於て二十三歳、三十四歳、四十五歳に於て生活階級上のものと下のものとの間に體重の差が有意義であり、生活階級上のもの優れたる體重を示すが如く見へるが、他に於てはその差は有意義でなく生活階級別には幼兒に於ては體重の差は身長と異りて少ないと看做してよい。(第五表)

第五表 生活階級別幼兒發育狀態比較(體重)

| 年 齢 | 性 | 男 兒 | | 女 兒 | |
|--------|-----|---------------------------------|--|---------------------------------|--|
| | | M ₁ - M ₂ | 3V/m ₁ ² + m ₂ ² | M ₁ - M ₂ | 3V/m ₁ ² + m ₂ ² |
| 1—2 | 上一中 | 0.15 | 0.351 | 0.12 | 0.309 |
| | 中一下 | 0.21 | 0.216 | 0.22 | 0.212 |
| | 上一下 | 0.36 | 0.376 | 0.34 | 0.309 |
| 2—3 | 上一中 | 0.21 | 0.362 | 0.33 | 0.418 |
| | 中一下 | 0.16 | 0.234 | 0.19 | 0.234 |
| | 上一下 | 0.37 | 0.376 | 0.52 | 0.430 |
| 3—4 | 上一中 | 0.27 | 0.418 | 0.32 | 0.39 |
| | 中一下 | 0.05 | 0.258 | 0.11 | 0.258 |
| | 上一下 | 0.32 | 0.443 | 0.43 | 0.417 |
| 4—5 | 上一中 | 0.15 | 0.418 | 0.31 | 0.429 |
| | 中一下 | 0.67 | 0.258 | 0.28 | 0.277 |
| | 上一下 | 0.82 | 0.443 | 0.59 | 0.443 |
| 5—6 | 上一中 | 0.25 | 0.470 | 0.27 | 0.470 |
| | 中一下 | 0.07 | 0.319 | 0.22 | 0.342 |
| | 上一下 | 0.32 | 0.484 | 0.49 | 0.499 |
| 6—7 | 上一中 | 0.04 | 1.140 | 0.44 | 1.343 |
| | 中一下 | 0.12 | 0.811 | 0.01 | 0.924 |
| | 上一下 | 0.16 | 1.199 | 0.45 | 1.441 |

ると、第六表の如くなり、後述の市町村別の分類に於ては検査醫により判定標準異りて差異生じ比較する事は危険であるが故省略したが、この場合に於ては各市町村の生活階級の上中下を統合したる結果なるを以て比較の對象とする事が出来ると思ふ。一般に見て生活階級上のものに於て栄養概評良のもの多く、不良のもの少ないが、下の生活階級のものに於てはこれと反対の事が見る事が出来て、即、良のものの率少く、不良のものの率が高く、然らずと雖も栄養概評中のものの率が高い。殊にこれ等の傾向は年齢の少ないもの程著明に見る事が出来る様である。

四、市町村別(即都鄙別)に見たる乳幼兒の發育狀態

調査票を検査施行の市町村別に分類すると第一表の如くである。町部はその數少ないが市部、村部に於てはその數相當數に及んでゐる。然してこの市部に於ては調査施行地は京都、神戸を含む他皆中小都市にして、東京、大阪の二大都市は含んで居ない。この市町村別の分類を以て都鄙間に於ける乳幼兒の發育狀態を觀察して見るに、第七、第八表の如くになり、それを圖示すると第三圖第四圖の様となる。

一、身長

生活階級別に幼兒の發育の比較を行ひたると同様、市町村三部の男女に就て一歳以上各歳に就て算術平均の比較を行ふに、第十表の如くなる。男女共に町部と村部間には差はないが、市部村部間には各歳に於て市部が村部に比して優れたる値を示し、女兒に於ては尙三歳以上に於て市部が町部に比して高いといふ値を見せてゐる。六—七歳に於ては被檢者數少く差は發見し得ないことは生活階級の場合と同様である。市部町部、町部村部間に差を發見出来ない事は第一表に示すが如く市、村部に比して被檢者數少き事にも起因するところ多く、町部の被檢者數を増加したる場合は或は

第六表 生活階級別乳幼兒栄養概評百分率

| 性 別 | 男 | | | | | | 女 | | | | | | 兒 | | | | | |
|--------|----------|----------------------|---------------------|----------------------|--------------|----------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|----------------------|--------------|----------------------|
| | 上 | | | 中 | | | 下 | | | 上 | | | 中 | | | 下 | | |
| 生活階級 | 被檢 者數 | 榮養 概評 百分率 % | 被檢 者數 | 榮養 概評 百分率 % | 被檢 者數 | 榮養 概評 百分率 % | 被檢 者數 | 榮養 概評 百分率 % | 被檢 者數 | 榮養 概評 百分率 % | 被檢 者數 | 榮養 概評 百分率 % | 被檢 者數 | 榮養 概評 百分率 % | 被檢 者數 | 榮養 概評 百分率 % | 被檢 者數 | 榮養 概評 百分率 % |
| | 0 — 1 年 | 142 | 良 中 不良 | 46.5 43.7 9.8 | 915 | 良 中 不良 | 44.2 47.1 8.7 | 452 | 良 中 不良 | 37.8 49.8 12.4 | 150 | 良 中 不良 | 46.0 45.3 8.7 | 839 | 良 中 不良 | 46.8 43.6 9.6 | 503 | 良 中 不良 |
| 1 — 2 | 144 | 良 中 不良 | 43.0 50.7 6.3 | 1,051 | 良 中 不良 | 37.4 54.0 8.6 | 599 | 良 中 不良 | 29.0 57.1 13.9 | 184 | 良 中 不良 | 37.5 52.7 9.8 | 912 | 良 中 不良 | 34.0 57.1 8.9 | 599 | 良 中 不良 | 27.0 58.8 14.2 |
| 2 — 3 | 179 | 良 中 不良 | 49.1 46.4 4.5 | 880 | 良 中 不良 | 43.6 50.9 5.5 | 543 | 良 中 不良 | 38.5 54.7 6.8 | 172 | 良 中 不良 | 42.5 51.7 5.3 | 776 | 良 中 不良 | 42.7 53.3 4.0 | 504 | 良 中 不良 | 34.7 56.9 8.4 |
| 3 — 4 | 150 | 良 中 不良 | 51.3 46.0 2.7 | 937 | 良 中 不良 | 49.5 47.4 3.1 | 549 | 良 中 不良 | 40.9 54.0 5.1 | 158 | 良 中 不良 | 62.0 36.7 1.3 | 789 | 良 中 不良 | 52.0 44.6 3.4 | 506 | 良 中 不良 | 43.1 52.6 4.3 |
| 4 — 5 | 173 | 良 中 不良 | 44.5 51.4 4.1 | 841 | 良 中 不良 | 48.2 48.4 3.4 | 542 | 良 中 不良 | 39.3 58.3 4.4 | 140 | 良 中 不良 | 55.7 43.6 0.7 | 811 | 良 中 不良 | 49.1 48.2 2.7 | 493 | 良 中 不良 | 40.0 56.3 3.7 |
| 5 — 6 | 172 | 良 中 不良 | 43.6 48.8 7.6 | 701 | 良 中 不良 | 38.0 56.4 5.6 | 427 | 良 中 不良 | 32.8 61.3 5.9 | 165 | 良 中 不良 | 50.9 46.7 2.4 | 686 | 良 中 不良 | 39.2 56.6 4.2 | 424 | 良 中 不良 | 39.1 55.9 5.0 |
| 6 — 7 | 23 | 良 中 不良 | 39.1 60.9 4.2 | 119 | 良 中 不良 | 37.8 58.0 3.6 | 84 | 良 中 不良 | 34.5 61.9 2.1 | 21 | 良 中 不良 | 38.1 52.4 9.5 | 115 | 良 中 不良 | 48.7 46.0 5.3 | 53 | 良 中 不良 | 43.4 43.4 13.2 |

第七表 市町村別乳幼児發育状態(身長)

| 性 別 市町 村別 年月 月 | 男 | | | | | | | | | | | | 女 | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|-----|---------------|------|-----|---------------|-------|-----|---------------|------|-------|---------------|------|-----|---------------|------|-----|---------------|-------|----|---|----|-------|----|----|
| | 市 | | | | 町 | | | | 村 | | | | 市 | | | | 町 | | | | 村 | | | |
| | N | M ± m | σ | N | N | M ± m | σ | N | N | M ± m | σ | N | N | M ± m | σ | N | N | M ± m | σ | N | N | M ± m | σ | |
| | cm | cm | cm | | cm | cm | cm | | cm | cm | cm | | cm | cm | cm | | cm | cm | cm | | cm | cm | cm | cm |
| 1 | 16 | 53.94 ± 0.56 | 2.22 | 2 | 53.50 ± 1.07 | 1.50 | 12 | 54.00 ± 1.21 | 4.19 | 11 | 53.00 ± 0.82 | 2.72 | 9 | 53.56 ± 0.93 | 2.78 | 19 | 51.11 ± 0.83 | 3.61 | | | | | | |
| 2 | 52 | 56.48 ± 0.87 | 2.66 | 22 | 54.50 ± 0.65 | 3.03 | 42 | 54.55 ± 0.55 | 3.57 | 55 | 54.69 ± 0.36 | 2.65 | 16 | 54.38 ± 1.16 | 4.63 | 61 | 54.33 ± 0.42 | 3.30 | | | | | | |
| 3 | 49 | 58.31 ± 0.56 | 2.51 | 18 | 58.59 ± 0.56 | 2.36 | 58 | 58.55 ± 0.49 | 3.75 | 53 | 56.81 ± 0.45 | 3.24 | 20 | 57.05 ± 1.20 | 5.37 | 61 | 57.70 ± 0.41 | 3.17 | | | | | | |
| 4 | 91 | 59.75 ± 0.32 | 3.02 | 31 | 60.68 ± 0.68 | 3.81 | 60 | 59.90 ± 0.42 | 3.29 | 90 | 59.75 ± 0.44 | 4.16 | 29 | 59.45 ± 0.65 | 3.48 | 75 | 59.26 ± 0.52 | 4.47 | | | | | | |
| 5 | 67 | 62.61 ± 0.42 | 3.45 | 16 | 61.25 ± 0.96 | 3.85 | 72 | 62.11 ± 0.50 | 4.22 | 56 | 61.13 ± 0.59 | 4.41 | 14 | 60.93 ± 0.73 | 2.72 | 77 | 61.04 ± 0.55 | 4.85 | | | | | | |
| 6 | 68 | 64.54 ± 0.51 | 4.23 | 18 | 64.28 ± 0.82 | 3.49 | 59 | 62.95 ± 0.47 | 3.62 | 60 | 63.05 ± 0.44 | 3.41 | 13 | 62.08 ± 0.84 | 3.04 | 65 | 61.86 ± 0.40 | 3.22 | | | | | | |
| 7 | 70 | 65.89 ± 0.41 | 3.40 | 15 | 66.20 ± 0.70 | 2.71 | 71 | 65.56 ± 0.36 | 3.65 | 58 | 64.10 ± 0.50 | 3.82 | 18 | 63.22 ± 1.01 | 4.29 | 66 | 63.52 ± 0.53 | 4.27 | | | | | | |
| 8 | 70 | 67.10 ± 0.41 | 3.43 | 15 | 65.67 ± 0.59 | 2.27 | 51 | 65.63 ± 0.53 | 3.75 | 61 | 66.23 ± 0.55 | 4.28 | 16 | 65.13 ± 1.05 | 4.19 | 76 | 65.21 ± 0.47 | 4.05 | | | | | | |
| 9 | 74 | 68.42 ± 0.39 | 3.32 | 23 | 68.96 ± 1.02 | 4.90 | 70 | 66.76 ± 0.45 | 3.78 | 59 | 67.05 ± 0.44 | 3.40 | 11 | 65.91 ± 0.85 | 2.83 | 65 | 66.26 ± 0.40 | 3.26 | | | | | | |
| 10 | 52 | 69.64 ± 0.61 | 4.36 | 16 | 67.63 ± 0.74 | 2.98 | 60 | 68.54 ± 0.56 | 4.32 | 39 | 68.72 ± 0.64 | 4.00 | 22 | 67.18 ± 0.50 | 2.35 | 76 | 68.03 ± 0.47 | 4.07 | | | | | | |
| 11 | 54 | 71.32 ± 0.45 | 3.34 | 18 | 70.39 ± 0.78 | 3.29 | 60 | 69.60 ± 0.52 | 4.03 | 44 | 69.61 ± 0.51 | 3.39 | 13 | 67.46 ± 1.00 | 3.60 | 53 | 68.43 ± 0.53 | 3.87 | | | | | | |
| 12 | 54 | 72.24 ± 0.51 | 3.71 | 16 | 71.94 ± 0.87 | 3.47 | 53 | 71.49 ± 0.49 | 3.54 | 43 | 70.28 ± 0.40 | 2.60 | 13 | 69.69 ± 0.74 | 2.66 | 64 | 68.72 ± 0.55 | 4.36 | | | | | | |
| 13 | 54 | 72.24 ± 0.51 | 3.71 | 16 | 71.94 ± 0.87 | 3.47 | 53 | 71.49 ± 0.49 | 3.54 | 43 | 70.28 ± 0.40 | 2.60 | 13 | 69.69 ± 0.74 | 2.66 | 64 | 68.72 ± 0.55 | 4.36 | | | | | | |
| 14 | 772 | 77.27 ± 0.17 | 4.78 | 256 | 76.45 ± 0.29 | 4.68 | 875 | 75.87 ± 0.17 | 5.01 | 663 | 75.94 ± 0.18 | 4.63 | 222 | 74.91 ± 0.32 | 4.75 | 882 | 73.96 ± 0.15 | 4.52 | | | | | | |
| 15 | 551 | 85.23 ± 0.20 | 4.57 | 203 | 84.26 ± 0.33 | 4.67 | 916 | 83.75 ± 0.16 | 4.79 | 513 | 84.52 ± 0.19 | 4.35 | 183 | 83.37 ± 0.38 | 5.09 | 811 | 82.23 ± 0.16 | 4.51 | | | | | | |
| 16 | 604 | 91.76 ± 0.16 | 3.80 | 238 | 90.55 ± 0.23 | 4.58 | 856 | 90.88 ± 0.17 | 4.92 | 498 | 91.23 ± 0.19 | 4.19 | 209 | 89.53 ± 0.29 | 4.13 | 806 | 89.40 ± 0.17 | 4.76 | | | | | | |
| 17 | 546 | 97.93 ± 0.19 | 4.50 | 207 | 97.28 ± 0.30 | 4.30 | 862 | 96.67 ± 0.16 | 4.71 | 483 | 96.94 ± 0.21 | 4.57 | 197 | 95.16 ± 0.34 | 4.74 | 820 | 95.34 ± 0.17 | 4.83 | | | | | | |
| 18 | 465 | 103.84 ± 0.22 | 4.73 | 178 | 102.87 ± 0.35 | 4.70 | 722 | 102.72 ± 0.19 | 5.14 | 431 | 103.14 ± 0.22 | 4.47 | 193 | 101.28 ± 0.38 | 5.34 | 712 | 101.59 ± 0.19 | 4.94 | | | | | | |
| 19 | 84 | 107.57 ± 0.48 | 4.36 | 28 | 105.61 ± 0.80 | 4.23 | 118 | 106.36 ± 0.60 | 6.54 | 77 | 106.22 ± 0.48 | 4.18 | 23 | 105.44 ± 0.75 | 3.59 | 99 | 105.96 ± 0.52 | 5.14 | | | | | | |

第八表 市町村別乳幼兒身體發育狀態（體重）

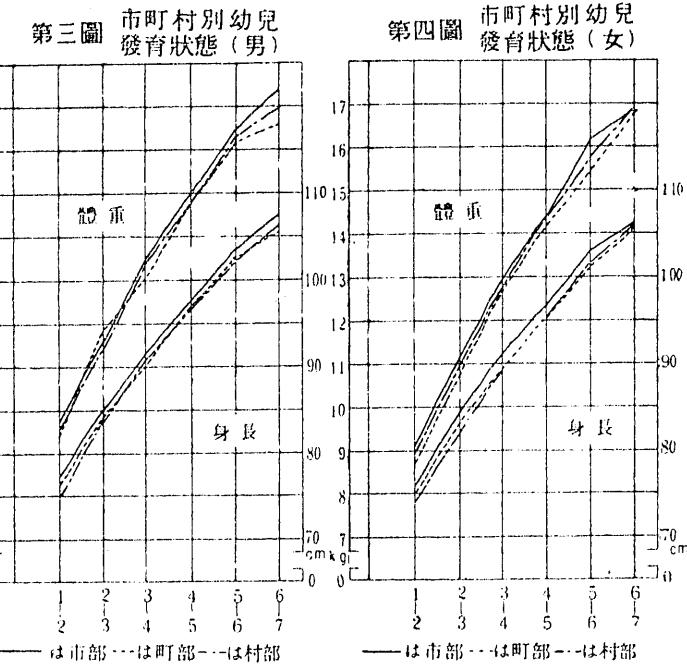
| 性 別 年月 期 | 男 | | | | | | 女 | | | | | | 兒 | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-----|-------|--------|------|-----|-------|--------|------|-------|-------|--------|-------|-----|-------|--------|------|-----|-------|--------|------|-----|-------|--------|------|
| | 市 | | | 町 | | | 村 | | | 市 | | | 町 | | | 村 | | | | | | | | |
| | N | Kg | M ± m | N | Kg | M ± m | N | Kg | M ± m | N | Kg | M ± m | N | Kg | M ± m | N | Kg | M ± m | | | | | | |
| 1 | 16 | 4.53 | ± 0.07 | 0.27 | 2 | 4.75 | ± 0.53 | 0.75 | 12 | 4.63 | ± 0.25 | 0.86 | 11 | 4.14 | ± 0.25 | 0.84 | 9 | 4.11 | ± 0.29 | 0.87 | 19 | 3.87 | ± 0.18 | 0.80 |
| 2 | 52 | 5.20 | ± 0.14 | 1.01 | 22 | 4.91 | ± 0.18 | 0.82 | 42 | 4.98 | ± 0.15 | 0.97 | 55 | 4.66 | ± 0.10 | 0.74 | 16 | 4.31 | ± 0.24 | 0.94 | 61 | 4.82 | ± 0.15 | 1.14 |
| 3 | 49 | 5.42 | ± 0.13 | 0.88 | 18 | 5.72 | ± 0.21 | 0.88 | 58 | 5.69 | ± 0.16 | 1.23 | 53 | 5.12 | ± 0.12 | 0.90 | 20 | 5.18 | ± 0.25 | 1.12 | 61 | 5.48 | ± 0.11 | 0.87 |
| 4 | 91 | 6.05 | ± 0.12 | 1.15 | 31 | 6.15 | ± 0.19 | 1.05 | 60 | 5.83 | ± 0.13 | 0.98 | 90 | 5.85 | ± 0.10 | 0.95 | 29 | 5.88 | ± 0.19 | 1.05 | 75 | 6.03 | ± 0.13 | 1.15 |
| 5 | 67 | 6.69 | ± 0.11 | 0.92 | 16 | 5.81 | ± 0.24 | 0.95 | 72 | 6.44 | ± 0.16 | 1.38 | 56 | 6.37 | ± 0.12 | 0.88 | 14 | 6.21 | ± 0.25 | 0.95 | 77 | 6.13 | ± 0.15 | 1.28 |
| 6 | 68 | 7.04 | ± 0.14 | 1.19 | 18 | 6.56 | ± 0.17 | 0.73 | 59 | 6.93 | ± 0.13 | 0.98 | 60 | 6.55 | ± 0.11 | 1.06 | 13 | 6.31 | ± 0.21 | 0.74 | 65 | 6.12 | ± 0.13 | 1.05 |
| 7 | 70 | 7.26 | ± 0.14 | 1.15 | 15 | 7.33 | ± 0.23 | 0.89 | 71 | 6.96 | ± 0.12 | 1.02 | 58 | 6.69 | ± 0.15 | 1.14 | 18 | 6.08 | ± 0.23 | 0.98 | 66 | 6.60 | ± 0.14 | 1.10 |
| 8 | 70 | 7.51 | ± 0.13 | 1.11 | 15 | 7.60 | ± 0.31 | 1.21 | 51 | 7.20 | ± 0.16 | 1.11 | 61 | 7.34 | ± 0.12 | 0.96 | 16 | 6.75 | ± 0.21 | 0.85 | 76 | 7.03 | ± 0.14 | 1.26 |
| 9 | 74 | 7.85 | ± 0.14 | 1.17 | 23 | 7.50 | ± 0.28 | 1.35 | 70 | 7.26 | ± 0.15 | 1.23 | 59 | 7.37 | ± 0.14 | 1.06 | 11 | 6.32 | ± 0.44 | 1.47 | 65 | 7.25 | ± 0.15 | 1.18 |
| 10 | 52 | 8.41 | ± 0.14 | 0.97 | 16 | 7.47 | ± 0.26 | 1.25 | 60 | 7.79 | ± 0.20 | 1.55 | 39 | 7.39 | ± 0.16 | 0.98 | 22 | 7.34 | ± 0.26 | 1.22 | 76 | 7.34 | ± 0.14 | 1.19 |
| 11 | 54 | 8.65 | ± 0.15 | 1.09 | 18 | 7.81 | ± 0.34 | 1.43 | 60 | 7.90 | ± 0.14 | 1.11 | 44 | 7.71 | ± 0.22 | 1.43 | 54 | 7.25 | ± 0.27 | 0.98 | 53 | 7.55 | ± 0.21 | 1.51 |
| 12 | 54 | 8.47 | ± 0.14 | 1.01 | 16 | 8.09 | ± 0.22 | 0.89 | 53 | 8.14 | ± 0.18 | 1.33 | 43 | 7.98 | ± 0.20 | 1.31 | 13 | 7.04 | ± 0.35 | 1.26 | 61 | 7.43 | ± 0.15 | 1.20 |
| 13 | 772 | 9.65 | ± 0.05 | 1.33 | 256 | 9.40 | ± 0.09 | 1.51 | 875 | 9.46 | ± 0.05 | 1.52 | 663 | 9.14 | ± 0.05 | 1.30 | 222 | 8.70 | ± 0.09 | 1.32 | 882 | 8.88 | ± 0.05 | 1.34 |
| 2-3 | 551 | 11.64 | ± 0.06 | 1.49 | 203 | 11.77 | ± 0.11 | 1.50 | 916 | 11.52 | ± 0.05 | 1.49 | 513 | 11.18 | ± 0.07 | 1.57 | 183 | 10.83 | ± 0.11 | 1.51 | 811 | 10.96 | ± 0.05 | 1.37 |
| 3-4 | 604 | 13.54 | ± 0.07 | 1.63 | 233 | 13.08 | ± 0.11 | 1.66 | 856 | 13.44 | ± 0.05 | 1.58 | 498 | 13.04 | ± 0.07 | 1.51 | 209 | 12.73 | ± 0.10 | 1.50 | 806 | 12.77 | ± 0.05 | 1.56 |
| 4-5 | 546 | 14.99 | ± 0.07 | 1.62 | 207 | 14.80 | ± 0.11 | 1.60 | 862 | 14.81 | ± 0.05 | 1.54 | 483 | 14.43 | ± 0.08 | 1.79 | 197 | 14.20 | ± 0.13 | 1.82 | 820 | 14.36 | ± 0.06 | 1.62 |
| 5-6 | 465 | 16.46 | ± 0.08 | 1.78 | 178 | 16.16 | ± 0.11 | 1.50 | 722 | 16.34 | ± 0.07 | 1.78 | 431 | 16.16 | ± 0.09 | 1.81 | 193 | 15.54 | ± 0.12 | 1.72 | 712 | 15.82 | ± 0.07 | 1.77 |
| 6-7 | 84 | 17.35 | ± 0.19 | 1.76 | 28 | 16.64 | ± 0.29 | 1.52 | 118 | 16.98 | ± 0.18 | 1.94 | 77 | 16.85 | ± 0.24 | 2.10 | 23 | 16.76 | ± 0.39 | 1.85 | 99 | 16.95 | ± 0.18 | 1.80 |

計し、生活階級別及び市町村別に乳幼児の発育状態を觀察し社會環境が如何に乳幼児の發育に影響するか考察を試み次の結果を得た。

一、一歳未満の乳児に就ては被検者數少なきを以て全れも比較出来ない。

二、生活階級別に幼児の發育を比較して見るに、身長に於て生活階級上なる者は下なるものに比して高い値を示して居り、殊にこの傾向は女子に於て明かに出てゐる。體重に於ては生活階級による差異は發見する事が困難の様である。

三、市町村別(即都部別)に幼児の發育を見るに身長に於て市部町部、町部村部間には差は見られないが、市部と村部の幼児間には有意の差がある。



これらの間にも差の有意義性を發見出來得るかもしれない事を附記して置く。

二、體重

市町村別に幼児の體重の優劣を同様比較して見るに第十一表の如くに

なる。即體重に於ては身長と異り殆ど全ての場合に於て三者間の差を見る事は出來ず、寧ろ町部幼児の方が村部幼児に比べて劣る様にも見へるが有意の差ではない。

五、總括及結論

筆者は昭和十四年兒童愛護週間に於て中央社會事業協會並に恩賜財團愛育會が主催の下に施行せる兒童發育調査の結果票一九、四七四票を整理集

四、全れにしても、前二者の比較に於て、身長に於ては多少の差を發見出来るが、體重に於ては差なき事は、中川氏の結論たる東京學童は身長に於て優れ、北海道農山漁村學童は胸圍に於て優れ、二者間には體重の差は認められないこと及村上氏の結論を裏付けるもので、この場合胸圍の計測を行つてない故二氏の結果と比較出来ない。

人類の發育、殊に乳幼児の發育は先天的素質として定められたる運命があるとはいへ、後天的に外的環境因子により左右支配され期待されたるものとは違つた歪曲された現象型として我々の眼に映づる事は已に述べた事であるが、この外的環境因子の影響は知る事が難しい事で、殊に諸因子の結合と思はる生活階級、都部別等の社會環境による影響は殆んど知る事は出來ない。唯全ての因子を考慮に入れず社會環境の影響の度合を比較して見ると

前述の總括の如くであつて、生活階級、市町村別なる社會文化的環境因子は體重には影響なく、身長に多少の影響を與へ、市部及生活階級上なる幼兒は村部、生活階級下の幼兒に比して身長が高い事が認められるのである。

この都市並に生活階級上層の長育優越の因つて來たる所の原因は内因即遺傳素質におくべきか、或は外因即主として生育に際して受くる環境の差によつて來る外的諸因子に求むべきかは一概に斷言する事は出來ないが、

研究者によつては都市の身長優越性に關して都市の住居者に對して人種的特殊性を與へ村落住居者と異なる種族なりとし都市に身體の大となるものが集るものなりとするものあり、又この種族的差別を否定し出生後生育に際して受くべき諸種の環境殊に育児方法の差によるとするものもある。何にしても已に多數の研究者に依り認める、都市と村落に於ける住民、壯丁並に學童の體格及び成育に見られる都市の長育優越性が已に幼兒の時代より見らるゝ事は甚だ興味深き事であり、又生活階級上層のもの長育優れ又時代の變化により學童の身長の次第に高くなりゆく傾向より按するに遺傳的内因ありと雖も、單に市部に生れ又生活階級上層の家庭に生れる事に依つて來るものではなく、都市、上層の生活階級、時代の進歩と共に來る外的因子も相當重要な原因をなしてゐるものと考へられる。中川氏の結論たる農山漁村兒童の長育に劣り、幅育に優れる原因が勞働に伴ふ一方的運動の爲の胸部筋肉の特殊變調的發達による、即生活上、經濟上の威嚇の爲に強ひられたる結果なりと言ふは學童に就ては言はるゝ事可能なれども幼兒には妥當を缺くもので、畢竟するに栄養法の差は食物内の栄養素配分の差及び栄養素攝取の原料の差を來し同時にこれは幼兒の發育に差を來すものと思はれる。勿論この場合生活階級下層の家庭及び村落に生れる子供は栄養悪く、上層の家庭及市部の兒童必しも良き栄養を攝るとは斷定出來ない。

社會環境が乳幼兒の發育に及ぼす影響に關する一考察

が、社會的殊に經濟的地位の差は育児殊に哺乳離乳方法、殊に幼兒期の栄養方法に物質的に質的の差を生じ、兩階級にある父母の智的程度、觀察目撃事物の差に相俟つて一般に栄養上の差が生ずるものと思はれる。これは勿論一假説に過ぎないが、都市の長育優越の原因に關しては更に一層の研究に俟つべきものである。

附一、地區別に見たる乳幼兒の發育

乳幼兒の發育狀態を厚生省衛生局の衛生年報の分類に依る北海道、東北區、關東區、北陸區、東山區、東海區、近畿區、中國區、四國區、九州區

第十表 市町村別幼兒發育狀態比較(身長)

| 年齢 | 性 | 男 | | 女 | | $3\sqrt{m_1^2 + m_2^2}$ |
|-----|---|------|---|-------------|-------------------------|-------------------------|
| | | 都 | 鄙 | $M_1 - M_2$ | $3\sqrt{m_1^2 + m_2^2}$ | |
| 1—2 | 市 | 1.02 | | 1.007 | • | 1.03 |
| | 町 | 0.38 | | 1.007 | | 0.95 |
| | 村 | 1.40 | | 0.721 | • | 1.98 |
| 2—3 | 市 | 0.97 | | 1.158 | | 1.15 |
| | 町 | 0.51 | | 1.100 | | 1.14 |
| | 村 | 1.48 | | 0.768 | • | 2.29 |
| 3—4 | 市 | 1.21 | | 0.841 | • | 1.70 |
| | 町 | 0.33 | | 0.858 | | 0.43 |
| | 村 | 0.88 | | 0.700 | • | 1.83 |
| 4—5 | 市 | 0.65 | | 1.065 | | 1.78 |
| | 町 | 0.61 | | 1.020 | | 0.18 |
| | 村 | 1.26 | | 0.745 | • | 1.60 |
| 5—6 | 市 | 0.97 | | 1.240 | | 1.86 |
| | 町 | 0.15 | | 1.195 | | 0.31 |
| | 村 | 1.12 | | 0.872 | • | 1.55 |
| 6—7 | 市 | 1.96 | | 2.859 | | 0.78 |
| | 町 | 0.75 | | 3.000 | | 0.52 |
| | 村 | 1.21 | | 2.305 | | 5.26 |

備考

印は差の有意性即 $M_1 - M_2 \geq 3\sqrt{m_1^2 + m_2^2}$ なることを示す。

市=市部、町=町部、村=村部。

體重に於ても同様。

の十道區に分け、各月、年別に身長、體重を觀察してみると後出の第十二

—第十四表の如くになる。

一、身長

一歳未満に於ては各月共に數少く比較をなすことを止めるが、一歳以上各歳に於て各區間に於ける差異は多少見る事が出來、表日本、南日本が裏

日本、北日本に比して高いと云へるであらう。殊に近畿區は高く、北陸、

東北の二區が低い關係は、近畿區が市部の兒童を對稱とせし事の外に何等

二、體重

地區別に分けて體重の比較を行ふと、この場合も各地區間に明瞭の差はないが、多少身長の場合と同様の事が見られるが、それ程著しきものではなく殆んど差無しと云へる程度である。

附二、日本人乳幼兒の身體發育標準

日本に於ける乳幼兒身體發育狀態に就ては種々の結果が擧げられてゐる。保健所等各所で用ひらる栗山・吉永二氏の結果をはじめ、古くよりは三輪・三島・長谷川等々の諸氏の結果ありて枚舉の暇ない程であるが、その何れも一地方、一地區に限局され、學童の發育標準に見られるが如き全國的の標準が少ない事は甚だ殘念なる事である。今一地方の乳幼兒の發育狀態を知り得たとしても、これを比較するに、對照は地區の異なる即自然的環境の違ふ地區の結果であつてその差の優劣は論じ難いこととなるのであつて、乳幼兒發育狀態の全國的の標準が是非必要となるのである。筆者は前述せる資料に就て乳幼兒の發育狀態を全國的に集計し、こゝに夫れを長示し、同時に先輩諸氏の業績と比較して見ることとする。

男 身 長

栗山
吉永氏

三島氏

宇留野氏

笠間

新生兒

栗山
吉永氏

三島氏

宇留野氏

笠間

恒

四九四
栗山
吉永氏

四九一
栗山
吉永氏

五五六

五三六

恒

第十一表 市町村別幼兒發育狀態比較(體重)

| 年齢 | 性 | 男 兒 | | 女 児 | |
|-----|-----|--------|-------------|-------------------------|---------|
| | | 都鄙 | $M_1 - M_2$ | $3\sqrt{m_1^2 + m_2^2}$ | 都鄙 |
| 1—2 | 市一町 | 0.25 | 0.309 | 0.34 | 0.309 • |
| | 町一村 | - 0.06 | 0.309 | - 0.18 | 0.309 |
| | 市一村 | 0.19 | 0.212 | 0.16 | 0.212 |
| 2—3 | 市一町 | - | 0.13 | 0.376 | 0.391 |
| | 町一村 | 0.25 | 0.471 | - 0.13 | 0.471 |
| | 市一村 | 0.12 | 0.234 | 0.25 | 0.258 |
| 3—4 | 市一町 | 0.46 | 0.391 • | 0.31 | 0.366 |
| | 町一村 | - 0.36 | 0.471 | - 0.04 | 0.335 |
| | 市一村 | 0.10 | 0.258 | 0.27 | 0.258 • |
| 4—5 | 市一町 | 0.19 | 0.391 | 0.23 | 0.458 |
| | 町一村 | - 0.01 | 0.471 | - 0.16 | 0.430 |
| | 市一村 | 0.18 | 0.258 | 0.07 | 0.300 |
| 5—6 | 市一町 | 0.30 | 0.408 | 0.62 | 0.450 |
| | 町一村 | - 0.18 | 0.391 | - 0.27 | 0.417 • |
| | 市一村 | 0.12 | 0.391 | 0.35 | 0.342 • |
| 6—7 | 市一町 | 0.71 | 1.040 | 0.09 | 1.374 |
| | 町一村 | - 0.34 | 1.024 | - 0.19 | 1.289 |
| | 市一村 | 0.37 | 0.785 | - 0.10 | 0.900 |

か地區的の差による所あると思はれる。この事と反対に南日本と思はる九州、四國の二區が割合に高くなない事は九州區に於て市部とはいへ炭坑地帶の兒童が調査對照となつてゐる關係と云へると思ふ。この場合は論題と趣旨を異とするを以て統計學的検討は省略し唯その傾向を見るに止めて置く。

第十二表 地區別乳幼兒身體發育狀態（男 身長）

| 年月 箇 | 全 國 | | | 北 海 道 | | | 東 北 區 | | | 關 東 區 | | | 北 陸 區 | | | 東 山 區 | | |
|---------|---------------|--------------|------|---------------|--------------|------|---------------|--------------|------|---------------|--------------|------|---------------|--------------|------|---------------|--------------|------|
| | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ |
| 1 H | 30 | 54.07 ± 0.58 | 0.18 | 2 | 52.50 ± 0.35 | 0.50 | 2 | 54.00 | 0.69 | 2.06 | 56.03 ± 0.52 | 2.05 | 2 | 51.50 ± 1.04 | 4.09 | 8 | 52.50 ± 1.45 | 4.09 |
| 2 | 112 | 55.43 ± 0.31 | 3.23 | 12 | 53.17 ± 0.85 | 2.93 | 9 | 54.00 ± 0.69 | 2.06 | 32 | 56.03 ± 0.52 | 2.05 | 2 | 51.50 ± 1.04 | 4.09 | 4 | 51.75 ± 1.98 | 3.96 |
| 3 | 125 | 58.39 ± 0.31 | 3.51 | 7 | 57.71 ± 1.01 | 2.66 | 16 | 57.88 ± 1.28 | 5.13 | 24 | 59.25 ± 0.66 | 3.24 | 5 | 57.00 ± 1.47 | 2.09 | 4 | 61.50 ± 1.04 | 2.09 |
| 4 | 182 | 60.24 ± 0.26 | 3.53 | 18 | 60.17 ± 1.76 | 3.10 | 13 | 59.15 ± 0.89 | 2.04 | 41 | 60.02 ± 0.47 | 3.04 | 10 | 57.70 ± 1.29 | 1.63 | 3 | 58.00 ± 0.94 | 1.63 |
| 5 | 155 | 62.07 ± 0.31 | 3.90 | 9 | 61.22 ± 1.49 | 4.47 | 15 | 59.87 ± 0.71 | 2.76 | 24 | 62.29 ± 0.56 | 2.75 | 8 | 60.75 ± 1.36 | 2.97 | 5 | 62.00 ± 1.33 | 2.97 |
| 6 | 145 | 63.79 ± 0.34 | 4.08 | 19 | 62.58 ± 0.58 | 2.54 | 14 | 63.29 ± 1.10 | 4.12 | 25 | 64.48 ± 1.08 | 5.40 | 9 | 62.67 ± 0.75 | 0.79 | 2 | 59.50 ± 0.56 | 0.79 |
| 7 | 156 | 65.76 ± 0.26 | 3.19 | 10 | 66.30 ± 1.51 | 5.41 | 17 | 64.65 ± 0.42 | 1.72 | 24 | 66.96 ± 0.50 | 2.44 | 18 | 64.08 ± 1.20 | 4.53 | 5 | 63.80 ± 2.03 | 4.53 |
| 8 | 135 | 66.28 ± 0.32 | 3.74 | 15 | 64.20 ± 1.27 | 4.93 | 11 | 64.00 ± 0.99 | 3.28 | 19 | 68.11 ± 0.60 | 2.62 | 11 | 65.73 ± 0.93 | 2.13 | 6 | 62.83 ± 0.87 | 2.13 |
| 9 | 165 | 67.76 ± 0.31 | 4.04 | 15 | 67.53 ± 0.83 | 3.19 | 13 | 65.00 ± 0.97 | 3.48 | 23 | 67.69 ± 0.83 | 4.46 | 8 | 66.88 ± 1.20 | 3.94 | 6 | 65.67 ± 1.61 | 3.94 |
| 10 | 128 | 68.87 ± 0.39 | 4.38 | 15 | 70.73 ± 0.83 | 3.21 | 11 | 68.73 ± 1.45 | 4.17 | 20 | 69.00 ± 1.09 | 4.89 | 6 | 70.00 ± 1.31 | 1.53 | 6 | 68.00 ± 0.62 | 1.53 |
| 11 | 133 | 70.46 ± 0.31 | 3.58 | 13 | 68.62 ± 1.11 | 4.00 | 20 | 68.55 ± 0.85 | 3.86 | 19 | 70.16 ± 0.91 | 3.96 | 5 | 71.60 ± 0.71 | 5.02 | 6 | 67.67 ± 2.05 | 5.02 |
| 12 | 121 | 71.82 ± 0.33 | 3.62 | 14 | 69.71 ± 0.75 | 2.80 | 9 | 69.11 ± 1.20 | 3.59 | 17 | 72.94 ± 0.74 | 3.04 | 8 | 71.63 ± 1.18 | 3.46 | 7 | 72.00 ± 1.31 | 3.46 |
| 13 | 1,938 | 76.52 ± 0.11 | 4.62 | 106 | 75.17 ± 0.36 | 3.74 | 154 | 74.94 ± 0.43 | 5.30 | 320 | 76.99 ± 0.29 | 5.17 | 117 | 75.93 ± 0.40 | 4.29 | 75 | 75.55 ± 0.65 | 5.82 |
| 14 | 1,670 | 84.39 ± 0.12 | 4.77 | 55 | 83.07 ± 0.72 | 5.32 | 148 | 81.90 ± 0.42 | 5.14 | 248 | 85.56 ± 0.29 | 4.58 | 122 | 83.44 ± 0.40 | 4.37 | 77 | 84.40 ± 0.46 | 4.05 |
| 15 | 1,693 | 91.19 ± 0.11 | 4.55 | 53 | 90.13 ± 0.62 | 4.48 | 160 | 88.80 ± 0.40 | 5.00 | 241 | 91.58 ± 0.28 | 4.33 | 104 | 89.74 ± 0.53 | 5.42 | 63 | 91.30 ± 0.53 | 4.16 |
| 16 | 97.11 ± 0.12 | 4.65 | 45 | 96.60 ± 0.66 | 4.40 | 170 | 95.08 ± 0.37 | 4.85 | 226 | 97.70 ± 0.28 | 4.22 | 103 | 96.32 ± 0.40 | 4.10 | 82 | 96.74 ± 0.48 | 4.37 | |
| 17 | 103.13 ± 0.14 | 5.07 | 43 | 102.70 ± 0.64 | 4.17 | 66 | 99.33 ± 0.72 | 5.88 | 204 | 102.84 ± 0.34 | 4.78 | 84 | 102.50 ± 0.83 | 7.58 | 76 | 103.58 ± 0.15 | 4.49 | |
| 18 | 106.63 ± 0.38 | 5.68 | 2 | 106.50 ± 2.48 | 3.50 | 5 | 106.40 ± 1.46 | 3.27 | 36 | 103.92 ± 1.10 | 6.59 | 12 | 104.50 ± 2.28 | 7.90 | 29 | 108.86 ± 0.85 | 4.95 | |

第十二表 地區別乳幼兒身體發育狀態 (男 身長) (續)

| 區別 年月 歲 | 東 海 地 | | | 近 繩 地 | | | 中 國 地 | | | 四 國 地 | | | 九 州 地 | | |
|---------------|-------|---------------|------|-------|---------------|------|-------|---------------|------|-------|---------------|------|--------------|---------------|------|
| | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ |
| 1 | | cm | cm | 5 | cm | cm | 5 | cm | cm | 0 | cm | cm | 3 | cm | cm |
| 2 | | | | 13 | 55.08 ± 0.84 | 3.04 | 18 | 56.22 ± 0.50 | 2.89 | | | | 56.82 ± 0.73 | 3.01 | |
| 3 | 1 | 55.00 | | 13 | 59.15 ± 0.67 | 2.41 | 21 | 57.76 ± 0.45 | 2.07 | 5 | 58.40 ± 1.21 | 2.71 | 17 | 56.82 ± 1.25 | 2.16 |
| 4 | 3 | 58.33 ± 1.65 | 2.85 | 22 | 59.73 ± 0.75 | 3.53 | 30 | 60.70 ± 0.77 | 4.22 | 8 | 63.00 ± 2.11 | 5.96 | 34 | 61.35 ± 0.44 | 2.55 |
| 5 | 5 | 65.50 ± 0.49 | 1.10 | 30 | 62.07 ± 0.76 | 4.15 | 24 | 63.00 ± 0.76 | 3.74 | 9 | 63.00 ± 1.22 | 3.65 | 26 | 63.12 ± 1.54 | 4.57 |
| 6 | 7 | 65.71 ± 0.96 | 2.53 | 18 | 63.11 ± 1.02 | 4.34 | 20 | 64.05 ± 0.93 | 4.14 | 9 | 63.22 ± 1.08 | 3.23 | 22 | 65.14 ± 1.06 | 2.97 |
| 7 | 9 | 61.56 ± 0.93 | 2.78 | 28 | 65.76 ± 0.60 | 3.19 | 20 | 66.00 ± 0.68 | 3.05 | 9 | 65.67 ± 1.38 | 4.14 | 21 | 66.91 ± 1.01 | 2.86 |
| 8 | 8 | 66.88 ± 0.93 | 2.62 | 28 | 66.61 ± 0.69 | 3.65 | 8 | 65.13 ± 1.86 | 5.25 | 8 | 67.13 ± 1.15 | 3.26 | 22 | 68.09 ± 0.98 | 2.73 |
| 9 | 9 | 70.11 ± 0.71 | 2.13 | 23 | 67.09 ± 0.81 | 3.89 | 26 | 68.35 ± 0.54 | 2.76 | 13 | 69.00 ± 0.89 | 3.21 | 25 | 68.50 ± 1.77 | 5.38 |
| 10 | 7 | 69.29 ± 1.74 | 4.61 | 15 | 69.40 ± 1.29 | 5.00 | 18 | 69.78 ± 0.85 | 3.59 | 13 | 67.46 ± 0.73 | 2.62 | 17 | 70.94 ± 1.02 | 4.19 |
| 11 | 6 | 72.17 ± 1.18 | 2.90 | 23 | 72.00 ± 0.69 | 3.32 | 19 | 71.53 ± 1.13 | 4.94 | 8 | 70.88 ± 0.70 | 1.97 | 13 | 71.08 ± 0.87 | 3.13 |
| 12 | 9 | 73.00 ± 0.90 | 2.71 | 18 | 70.83 ± 0.86 | 3.61 | 14 | 74.79 ± 0.81 | 3.04 | 9 | 71.56 ± 0.91 | 2.56 | 18 | 72.06 ± 0.84 | 3.58 |
| 1-2 | 61 | 78.23 ± 0.59 | 4.57 | 367 | 77.50 ± 0.25 | 4.87 | 226 | 76.60 ± 0.31 | 4.70 | 186 | 76.16 ± 0.18 | 2.41 | 291 | 76.31 ± 0.29 | 4.98 |
| 2-3 | 29 | 87.35 ± 1.10 | 5.90 | 377 | 85.67 ± 0.23 | 4.36 | 69 | 84.40 ± 0.34 | 4.18 | 192 | 83.76 ± 0.34 | 4.70 | 273 | 84.16 ± 0.26 | 4.27 |
| 3-4 | 13 | 93.85 ± 0.70 | 3.79 | 429 | 92.47 ± 0.21 | 4.26 | 169 | 91.01 ± 0.36 | 4.67 | 193 | 91.28 ± 0.35 | 4.84 | 268 | 90.83 ± 0.27 | 4.42 |
| 4-5 | 8 | 97.63 ± 1.11 | 3.34 | 414 | 98.50 ± 0.22 | 4.54 | 53 | 96.75 ± 0.47 | 5.34 | 159 | 96.55 ± 0.39 | 4.87 | 279 | 95.53 ± 0.26 | 4.36 |
| 5-6 | 9 | 105.44 ± 1.31 | 3.94 | 372 | 104.82 ± 0.24 | 4.59 | 43 | 103.52 ± 0.41 | 4.43 | 130 | 102.12 ± 0.37 | 4.26 | 265 | 102.35 ± 0.33 | 5.43 |
| 6-7 | 2 | 116.50 ± 1.06 | 1.50 | 85 | 108.75 ± 0.43 | 3.97 | 18 | 107.33 ± 1.03 | 4.39 | 9 | 103.33 ± 2.13 | 6.39 | 31 | 108.68 ± 0.75 | 4.20 |

第十三表 地區別男幼兒身體發育狀態(女 身長)

| 年 月 類 | 全 國 | | | 北 海 道 | | | 東 北 區 | | | 關 東 地 區 | | | 北 陸 地 區 | | | 東 山 地 區 | | | |
|-------------|------|---------------|------|-------|---------------|------|-------|---------------|------|---------|---------------|------|---------|---------------|------|---------|---------------|------|--|
| | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | |
| 1 | 39 | 52.21 ± 0.49 | 3.02 | | | | | | | 5 | 49.00 ± 2.07 | 4.64 | 9 | 53.45 ± 1.29 | 3.88 | | | | |
| 2 | 132 | 54.49 ± 0.28 | 3.19 | 7 | 53.71 ± 1.37 | 3.62 | 18 | 52.67 ± 0.89 | 3.79 | 29 | 54.93 ± 0.65 | 3.50 | 5 | 55.20 ± 0.51 | 1.13 | 8 | 52.50 ± 0.95 | 2.69 | |
| 3 | 134 | 57.25 ± 0.31 | 3.63 | 8 | 54.50 ± 0.56 | 1.58 | 15 | 56.20 ± 0.67 | 2.60 | 24 | 56.96 ± 0.81 | 3.96 | 6 | 57.50 ± 1.12 | 2.74 | 6 | 55.83 ± 0.65 | 1.58 | |
| 4 | 194 | 59.50 ± 0.30 | 4.19 | 11 | 59.36 ± 0.89 | 2.96 | 17 | 56.82 ± 1.13 | 1.65 | 43 | 59.26 ± 0.58 | 3.83 | 8 | 58.13 ± 1.85 | 5.24 | 5 | 58.00 ± 0.94 | 2.10 | |
| 5 | 147 | 61.05 ± 0.37 | 4.52 | 7 | 56.86 ± 1.41 | 3.72 | 19 | 60.74 ± 1.13 | 4.91 | 17 | 61.18 ± 0.86 | 3.55 | 8 | 59.88 ± 1.11 | 3.13 | 4 | 56.25 ± 2.77 | 5.54 | |
| 6 | 137 | 62.42 ± 0.30 | 3.46 | 5 | 60.20 ± 0.81 | 4.26 | 13 | 60.54 ± 0.84 | 3.02 | 27 | 62.78 ± 0.58 | 3.01 | 10 | 59.40 ± 0.64 | 2.04 | 8 | 59.75 ± 1.20 | 3.38 | |
| 7 | 141 | 63.70 ± 0.25 | 4.11 | 12 | 62.25 ± 1.20 | 4.15 | 19 | 60.90 ± 0.88 | 3.83 | 20 | 64.00 ± 0.64 | 2.86 | 10 | 65.60 ± 1.55 | 4.94 | 8 | 62.25 ± 1.34 | 3.80 | |
| 8 | 153 | 65.61 ± 0.34 | 4.20 | 14 | 63.21 ± 1.15 | 4.30 | 13 | 64.00 ± 1.25 | 4.51 | 23 | 66.87 ± 1.15 | 5.52 | 9 | 63.78 ± 1.42 | 4.25 | 5 | 62.20 ± 1.25 | 2.89 | |
| 9 | 131 | 66.56 ± 0.32 | 3.69 | 18 | 65.39 ± 0.70 | 2.97 | 13 | 65.00 ± 0.50 | 1.80 | 16 | 68.00 ± 1.25 | 4.99 | 6 | 65.50 ± 1.26 | 3.08 | 8 | 64.00 ± 1.36 | 3.04 | |
| 10 | 137 | 68.07 ± 0.33 | 3.88 | 12 | 66.42 ± 0.73 | 2.53 | 21 | 66.76 ± 1.00 | 4.59 | 17 | 69.41 ± 0.83 | 3.42 | 9 | 67.22 ± 0.71 | 2.13 | 9 | 71.00 ± 0.75 | 2.24 | |
| 11 | 110 | 68.79 ± 0.36 | 3.72 | 14 | 67.36 ± 0.90 | 3.35 | 10 | 69.80 ± 1.05 | 3.33 | 12 | 69.22 ± 1.06 | 3.89 | 10 | 69.40 ± 1.04 | 3.31 | 2 | 67.00 ± 2.12 | 4.86 | |
| 12 | 120 | 69.38 ± 0.35 | 3.86 | 16 | 69.25 ± 0.62 | 2.46 | 13 | 64.62 ± 1.36 | 4.90 | 9 | 69.44 ± 0.63 | 1.89 | 11 | 69.00 ± 1.12 | 3.71 | 5 | 70.40 ± 1.80 | 4.03 | |
| 13 | 1767 | 74.84 ± 0.11 | 4.63 | 87 | 73.51 ± 0.54 | 4.99 | 141 | 72.36 ± 0.49 | 5.81 | 271 | 75.24 ± 0.29 | 4.85 | 117 | 72.09 ± 0.57 | 3.74 | 80 | 75.86 ± 0.49 | 4.37 | |
| 2-3 | 1507 | 83.15 ± 0.12 | 4.66 | 47 | 82.87 ± 0.67 | 4.57 | 145 | 80.06 ± 0.41 | 4.93 | 234 | 83.88 ± 0.30 | 4.64 | 122 | 83.44 ± 0.40 | 4.37 | 70 | 83.03 ± 0.47 | 3.90 | |
| 3-4 | 1513 | 90.03 ± 0.12 | 4.58 | 59 | 88.58 ± 0.49 | 3.74 | 125 | 86.86 ± 0.42 | 4.73 | 211 | 90.80 ± 0.31 | 4.50 | 104 | 89.74 ± 0.53 | 5.42 | 82 | 90.61 ± 0.38 | 3.46 | |
| 4-5 | 1500 | 95.89 ± 0.12 | 4.76 | 36 | 94.58 ± 0.61 | 3.87 | 161 | 93.97 ± 0.33 | 4.23 | 211 | 96.50 ± 0.32 | 4.71 | 163 | 96.32 ± 0.40 | 4.10 | 93 | 95.80 ± 0.51 | 4.94 | |
| 5-6 | 1336 | 102.04 ± 0.13 | 4.90 | 31 | 101.00 ± 0.84 | 4.69 | 60 | 98.72 ± 0.55 | 4.28 | 201 | 102.41 ± 0.31 | 4.43 | 84 | 102.50 ± 0.83 | 7.58 | 70 | 103.10 ± 0.64 | 5.32 | |
| 6-7 | 199 | 106.94 ± 0.33 | 4.67 | 3 | 104.33 ± 1.52 | 2.63 | 6 | 103.83 ± 2.13 | 5.21 | 41 | 105.37 ± 0.54 | 3.48 | 12 | 104.50 ± 2.28 | 7.90 | 20 | 107.75 ± 0.95 | 4.34 | |

第十三表 地區別乳幼兒身體發育狀態（女身長）（續）

| 區別 年月 號 | 東 海 國 領 | | | 近 義 國 領 | | | 中 國 國 領 | | | 西 國 國 領 | | | 九 州 國 領 | | | |
|---------------|---------|---------------|----|---------|---------------|---------------|---------|---------------|---------------|---------|---------------|---------------|---------|---------------|---------------|------|
| | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | |
| 1 | | cm | cm | 7 | 51.86 ± 0.76 | 2.01 | 1 | 59.00 | cm | cm | cm | cm | 13 | 52.46 ± 0.99 | 3.56 | |
| 2 | | cm | cm | 16 | 54.44 ± 0.44 | 1.75 | 17 | 54.00 ± 0.71 | 2.92 | 6 | 55.33 ± 0.66 | 1.61 | 26 | 55.50 ± 0.67 | 3.39 | |
| 3 | | cm | cm | 28 | 57.86 ± 0.77 | 4.09 | 16 | 56.81 ± 0.76 | 3.04 | 4 | 56.25 ± 1.39 | 2.77 | 27 | 58.96 ± 0.72 | 3.76 | |
| 4 | 1 | 72.00 | | 35 | 57.86 ± 0.77 | 4.56 | 18 | 59.43 ± 0.57 | 3.13 | 14 | 60.29 ± 0.77 | 2.89 | 30 | 60.63 ± 0.82 | 4.50 | |
| 5 | 3 | 61.67 ± 1.08 | | 33 | 61.36 ± 0.68 | 5.08 | 19 | 61.95 ± 0.68 | 2.95 | 14 | 60.71 ± 0.95 | 3.55 | 23 | 62.52 ± 1.02 | 4.88 | |
| 6 | 2 | 61.50 ± 1.76 | | 28 | 63.14 ± 0.64 | 3.40 | 17 | 64.18 ± 0.60 | 2.48 | 7 | 62.00 ± 1.18 | 3.12 | 21 | 63.81 ± 0.74 | 3.41 | |
| 7 | 5 | 62.80 ± 2.67 | | 24 | 65.71 ± 0.77 | 3.76 | 16 | 63.88 ± 1.17 | 4.66 | 9 | 64.11 ± 0.78 | 2.33 | 19 | 64.21 ± 0.23 | 1.00 | |
| 8 | | 67.20 ± 1.03 | | 36 | 65.81 ± 0.58 | 3.46 | 17 | 66.18 ± 0.68 | 2.79 | 10 | 68.10 ± 0.28 | 2.81 | 21 | 66.05 ± 0.78 | 3.56 | |
| 9 | | 69.36 ± 1.38 | | 19 | 66.05 ± 0.92 | 4.00 | 19 | 67.53 ± 0.72 | 3.13 | 10 | 67.70 ± 0.25 | 2.53 | 15 | 66.40 ± 0.60 | 2.88 | |
| 10 | 4 | 73.00 ± 0.61 | | 23 | 67.00 ± 0.87 | 4.18 | 14 | 67.57 ± 0.73 | 2.75 | 9 | 70.11 ± 1.75 | 5.24 | 19 | 68.00 ± 0.55 | 2.41 | |
| 11 | 6 | 71.17 ± 1.22 | | 23 | 69.09 ± 0.80 | 3.62 | 15 | 67.80 ± 1.03 | 4.00 | 7 | 69.57 ± 1.31 | 2.33 | 11 | 67.82 ± 1.04 | 3.82 | |
| 12 | 6 | 71.50 ± 1.32 | | 23 | 69.39 ± 0.76 | 3.62 | 13 | 70.54 ± 0.73 | 2.62 | 9 | 70.89 ± 0.78 | 2.33 | 15 | 70.80 ± 0.29 | 3.82 | |
| 13 | 50 | 76.92 ± 0.71 | | 326 | 75.77 ± 0.24 | 4.35 | 231 | 75.39 ± 0.29 | 4.45 | 174 | 75.20 ± 0.46 | 6.02 | 288 | 74.57 ± 0.25 | 4.17 | |
| 2-3 | 16 | 87.06 ± 1.61 | | 644 | 84.51 ± 0.23 | 4.26 | 156 | 83.49 ± 0.34 | 4.30 | 157 | 80.32 ± 0.42 | 5.25 | 256 | 83.44 ± 0.29 | 4.57 | |
| 3-4 | 16 | 91.44 ± 0.87 | | 346 | 91.28 ± 0.23 | 4.39 | 146 | 90.08 ± 0.38 | 4.57 | 165 | 90.28 ± 0.37 | 4.76 | 242 | 88.97 ± 0.24 | 3.77 | |
| 4-5 | 17 | 98.65 ± 1.11 | | 459 | 97.13 ± 0.25 | 4.78 | 126 | 96.13 ± 0.41 | 4.59 | 143 | 96.10 ± 0.35 | 4.22 | 258 | 95.42 ± 0.29 | 4.61 | |
| 5-6 | 3 | 105.67 ± 2.29 | | 396 | 103.19 ± 0.23 | 4.40 | 105 | 102.57 ± 1.03 | 4.08 | 126 | 101.70 ± 0.22 | 2.67 | 274 | 101.60 ± 0.31 | 5.06 | |
| 6-7 | 2 | 104.50 ± 1.06 | | 150 | 73 | 107.37 ± 0.55 | 4.71 | 12 | 106.25 ± 0.82 | 2.83 | 4 | 107.50 ± 1.88 | 3.76 | 32 | 103.03 ± 0.74 | 4.18 |

第十四表 地區別乳幼兒身體發育狀態（男體重）

| 年 齢 | 全 國 | | | 北 海 道 | | | 東 北 區 | | | 關 東 區 | | | 北 陸 區 | | | 東 山 區 | | |
|--------|--------|--------------|------|-------------|--------------|------|-------------|--------------|------|-------------|--------------|------|-------------|--------------|------|-------------|--------------|------|
| | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ |
| 1 | 30 | 4.55 ± 0.20 | 0.25 | 11 | 3.75 ± 0.18 | 0.25 | 2 | 4.50 ± 0.71 | 1.00 | 11 | 4.68 ± 0.15 | 0.49 | kg | kg | kg | 4 | 4.50 ± 0.40 | 0.79 |
| 2 | 112 | 5.09 ± 0.09 | 0.93 | 12 | 4.96 ± 0.23 | 0.80 | 9 | 4.89 ± 0.21 | 0.64 | 32 | 5.14 ± 0.19 | 1.06 | 2 | 3.25 ± 0.18 | 0.25 | 8 | 4.88 ± 0.88 | 0.88 |
| 3 | 125 | 5.59 ± 0.10 | 1.14 | 7 | 5.64 ± 0.22 | 0.58 | 16 | 5.78 ± 0.44 | 1.75 | 24 | 5.83 ± 0.16 | 0.80 | 5 | 5.30 ± 0.26 | 0.58 | 4 | 5.75 ± 0.28 | 0.56 |
| 4 | 182 | 5.97 ± 0.08 | 1.04 | 18 | 5.78 ± 0.20 | 0.85 | 13 | 5.54 ± 0.30 | 1.07 | 41 | 6.12 ± 0.13 | 0.83 | 10 | 5.25 ± 0.29 | 0.92 | 3 | 5.67 ± 0.19 | 0.85 |
| 5 | 155 | 6.52 ± 0.09 | 1.14 | 9 | 6.22 ± 0.41 | 1.22 | 15 | 5.93 ± 0.23 | 0.88 | 24 | 6.60 ± 0.16 | 0.78 | 8 | 6.25 ± 0.34 | 0.97 | 5 | 6.10 ± 0.39 | 0.86 |
| 6 | 145 | 6.98 ± 0.09 | 1.07 | 19 | 7.13 ± 0.28 | 1.22 | 14 | 7.21 ± 0.24 | 0.89 | 25 | 7.02 ± 0.22 | 1.08 | 9 | 6.95 ± 0.33 | 0.97 | 2 | 5.75 ± 0.18 | 0.25 |
| 7 | 156 | 7.13 ± 0.09 | 1.08 | 10 | 8.25 ± 0.35 | 1.10 | 17 | 6.85 ± 0.16 | 0.65 | 24 | 7.50 ± 0.10 | 0.48 | 13 | 6.62 ± 0.38 | 1.38 | 5 | 7.20 ± 0.34 | 0.75 |
| 8 | 135 | 7.40 ± 0.10 | 1.14 | 15 | 7.23 ± 0.25 | 0.97 | 11 | 7.74 ± 0.25 | 0.84 | 19 | 7.71 ± 0.20 | 0.88 | 11 | 7.09 ± 0.36 | 1.25 | 6 | 6.67 ± 0.48 | 1.18 |
| 9 | 165 | 7.51 ± 0.12 | 1.51 | 15 | 7.80 ± 0.39 | 1.49 | 13 | 7.00 ± 0.33 | 1.18 | 29 | 7.71 ± 0.24 | 1.29 | 8 | 7.00 ± 0.39 | 1.10 | 6 | 7.50 ± 0.44 | 1.08 |
| 10 | 128 | 7.98 ± 0.12 | 1.33 | 15 | 7.80 ± 0.38 | 1.46 | 11 | 7.55 ± 0.41 | 1.36 | 20 | 7.98 ± 0.25 | 1.13 | 6 | 7.50 ± 0.45 | 1.10 | 6 | 7.42 ± 0.36 | 0.89 |
| 11 | 133 | 8.24 ± 0.11 | 1.22 | 13 | 8.39 ± 0.46 | 1.61 | 20 | 7.55 ± 0.30 | 1.37 | 19 | 8.18 ± 0.26 | 1.15 | 5 | 8.90 ± 0.61 | 1.96 | 6 | 7.83 ± 0.33 | 0.80 |
| 12 | 121 | 8.24 ± 0.10 | 1.12 | 14 | 8.21 ± 0.32 | 1.21 | 9 | 7.50 ± 0.57 | 1.71 | 17 | 8.38 ± 0.21 | 0.87 | 8 | 8.25 ± 0.28 | 0.79 | 7 | 8.50 ± 0.51 | 1.34 |
| 年 齢 | 1.93 | 9.66 ± 0.03 | 1.47 | 106 | 9.08 ± 0.12 | 1.28 | 154 | 9.14 ± 0.11 | 1.32 | 320 | 9.63 ± 0.07 | 1.26 | 117 | 9.26 ± 0.14 | 1.53 | 75 | 9.31 ± 0.19 | 1.60 |
| 2—3 | 1.670 | 11.56 ± 0.04 | 1.50 | 55 | 10.95 ± 0.22 | 1.64 | 148 | 11.01 ± 0.12 | 1.51 | 248 | 11.72 ± 0.13 | 2.00 | 122 | 11.02 ± 0.12 | 1.28 | 77 | 11.58 ± 0.14 | 1.20 |
| 3—4 | 1.693 | 13.43 ± 0.04 | 1.66 | 53 | 12.61 ± 0.24 | 1.77 | 160 | 13.12 ± 0.12 | 1.45 | 241 | 13.47 ± 0.10 | 1.51 | 104 | 12.99 ± 0.16 | 1.59 | 63 | 13.25 ± 0.21 | 1.63 |
| 4—5 | 1.615 | 14.90 ± 0.04 | 1.63 | 45 | 14.82 ± 0.25 | 1.68 | 170 | 14.61 ± 0.13 | 1.66 | 226 | 15.11 ± 0.10 | 1.57 | 103 | 14.70 ± 0.15 | 1.52 | 82 | 14.97 ± 0.13 | 1.21 |
| 5—6 | 1.365 | 16.36 ± 0.05 | 1.78 | 43 | 16.33 ± 0.31 | 2.04 | 66 | 15.97 ± 0.20 | 1.65 | 204 | 16.37 ± 0.13 | 1.81 | 84 | 16.03 ± 0.20 | 1.79 | 76 | 16.64 ± 0.19 | 1.69 |
| 6—7 | 229 | 17.33 ± 0.12 | 1.86 | 2 | 17.25 ± 0.53 | 0.75 | 5 | 17.10 ± 0.94 | 2.11 | 36 | 16.53 ± 0.31 | 1.86 | 12 | 16.75 ± 0.53 | 1.83 | 29 | 18.14 ± 0.38 | 2.05 |

第十四表 地區別乳幼兒身體發育狀態 (男體重) (續)

| 區別 年月 歲 | 東 海 地 | | | 近 畿 地 | | | 中 國 地 | | | 西 國 地 | | | 九 州 地 | | |
|---------------|--------------|-------|-----|--------------|-------------|------|--------------|-------------|------|--------------|-------------|------|--------------|-------------|------|
| | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ |
| 1 | | kg | kg | kg | kg | kg | kg | kg | kg | kg | kg | kg | kg | kg | kg |
| 2 | 5.00 | | | 13 | 5.25 ± 0.08 | 0.25 | 18 | 4.97 ± 0.19 | 0.79 | 5 | 5.40 ± 0.26 | 0.58 | 17 | 5.47 ± 0.24 | 0.99 |
| 3 | 4.83 ± 0.48 | 0.84 | 22 | 5.54 ± 0.21 | 0.75 | 21 | 5.00 ± 0.22 | 0.83 | 7 | 6.43 ± 0.38 | 1.02 | 27 | 5.32 ± 0.38 | 1.97 | |
| 4 | 6.30 ± 0.22 | 0.49 | 36 | 6.63 ± 0.17 | 0.91 | 24 | 6.40 ± 0.24 | 1.17 | 9 | 7.44 ± 0.45 | 1.34 | 26 | 6.67 ± 0.56 | 1.49 | |
| 5 | 6.93 ± 0.41 | 1.07 | 18 | 6.97 ± 0.19 | 0.80 | 20 | 6.25 ± 0.27 | 1.20 | 9 | 7.56 ± 0.34 | 1.01 | 22 | 7.21 ± 0.28 | 0.79 | |
| 6 | 6.67 ± 0.39 | 1.17 | 28 | 7.00 ± 0.20 | 1.05 | 20 | 6.98 ± 0.24 | 1.09 | 9 | 7.06 ± 0.28 | 0.84 | 21 | 7.31 ± 0.32 | 0.88 | |
| 7 | 7.81 ± 0.42 | 1.19 | 28 | 7.20 ± 0.20 | 1.06 | 8 | 7.19 ± 0.34 | 0.96 | 8 | 7.88 ± 0.41 | 1.17 | 22 | 7.77 ± 0.42 | 1.18 | |
| 8 | 7.89 ± 0.32 | 0.96 | 23 | 7.63 ± 0.27 | 1.29 | 26 | 7.42 ± 0.20 | 1.01 | 13 | 7.92 ± 0.34 | 1.22 | 25 | 7.49 ± 0.39 | 1.96 | |
| 9 | 8.07 ± 0.63 | 1.67 | 15 | 7.90 ± 0.29 | 1.13 | 18 | 8.15 ± 0.31 | 1.32 | 13 | 8.12 ± 0.38 | 1.36 | 17 | 8.47 ± 0.42 | 1.73 | |
| 10 | 8.00 ± 0.31 | 0.76 | 23 | 8.54 ± 0.22 | 1.07 | 19 | 8.63 ± 0.21 | 0.91 | 8 | 8.25 ± 0.25 | 0.71 | 13 | 7.85 ± 0.31 | 1.12 | |
| 11 | 8.11 ± 0.42 | 1.26 | 18 | 8.36 ± 0.27 | 1.14 | 14 | 8.93 ± 0.28 | 1.03 | 9 | 8.17 ± 0.38 | 1.13 | 18 | 8.11 ± 0.25 | 1.05 | |
| 12 | 9.56 ± 0.16 | 1.26 | 367 | 9.77 ± 0.07 | 1.40 | 226 | 9.54 ± 0.11 | 1.59 | 186 | 9.55 ± 0.12 | 1.57 | 291 | 9.35 ± 0.08 | 1.42 | |
| 13 | 12.02 ± 0.24 | 1.27 | 377 | 11.64 ± 0.08 | 1.48 | 149 | 11.51 ± 0.12 | 1.49 | 192 | 11.77 ± 0.10 | 1.41 | 273 | 11.77 ± 0.08 | 1.52 | |
| 14 | 15.50 ± 0.45 | 1.27 | 414 | 15.01 ± 0.08 | 1.65 | 129 | 14.66 ± 0.15 | 1.73 | 159 | 14.89 ± 0.14 | 1.72 | 279 | 14.95 ± 0.09 | 1.53 | |
| 15 | 16.72 ± 0.54 | 1.63 | 372 | 16.59 ± 0.09 | 1.81 | 116 | 16.23 ± 0.17 | 1.81 | 130 | 16.25 ± 0.17 | 1.91 | 265 | 16.26 ± 0.11 | 1.73 | |
| 16 | 19.75 ± 0.17 | 0.24 | 85 | 17.65 ± 0.19 | 1.72 | 18 | 17.42 ± 0.39 | 1.55 | 9 | 17.61 ± 0.62 | 1.85 | 31 | 16.63 ± 0.26 | 1.45 | |

第十五表 地區別乳幼兒身體發育狀態（女體重）

| 年 齢 | 全 國 | | | 北 海 道 | | | 東 北 部 | | | 關 東 區 | | | 北 陸 區 | | | 東 山 區 | | |
|--------|--------|--------------|------|-------------|--------------|------|-------------|--------------|------|-------------|--------------|------|-------------|--------------|------|-------------|--------------|------|
| | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ |
| 1 | 39 | 4.08 ± 0.14 | 0.85 | | | | | | | 9 | 3.70 ± 0.36 | 0.81 | | | | | | |
| 2 | 132 | 4.65 ± 0.08 | 0.93 | 7 | 4.00 ± 0.34 | 0.89 | 18 | 4.31 ± 0.21 | 0.87 | 29 | 5.07 ± 0.12 | 0.65 | 5 | 4.50 ± 0.47 | 1.05 | 8 | 4.63 ± 0.35 | 0.99 |
| 3 | 134 | 5.31 ± 0.08 | 0.96 | 8 | 5.06 ± 0.32 | 0.92 | 15 | 5.33 ± 0.20 | 0.79 | 24 | 5.42 ± 0.18 | 0.87 | 6 | 4.67 ± 0.23 | 0.55 | 6 | 5.58 ± 0.18 | 0.45 |
| 4 | 194 | 5.91 ± 0.08 | 1.04 | 11 | 5.59 ± 0.18 | 0.60 | 17 | 5.53 ± 0.26 | 1.05 | 43 | 5.97 ± 0.14 | 0.92 | 8 | 5.81 ± 0.23 | 0.66 | 5 | 6.10 ± 0.17 | 0.37 |
| 5 | 147 | 6.10 ± 0.09 | 1.10 | 7 | 5.57 ± 0.33 | 0.87 | 19 | 6.00 ± 0.40 | 1.76 | 17 | 5.97 ± 0.17 | 0.72 | 8 | 6.44 ± 0.26 | 0.75 | 4 | 5.13 ± 0.76 | 1.52 |
| 6 | 137 | 6.35 ± 0.09 | 1.01 | 5 | 6.20 ± 0.30 | 0.68 | 13 | 5.92 ± 0.20 | 0.70 | 27 | 6.26 ± 0.18 | 0.95 | 10 | 5.75 ± 0.42 | 1.34 | 8 | 5.69 ± 0.12 | 0.35 |
| 7 | 141 | 6.57 ± 0.09 | 1.12 | 12 | 5.92 ± 0.31 | 1.06 | 19 | 6.32 ± 0.24 | 1.03 | 20 | 6.90 ± 0.17 | 0.76 | 10 | 6.20 ± 0.30 | 0.94 | 8 | 6.56 ± 0.12 | 0.33 |
| 8 | 153 | 7.20 ± 0.10 | 1.19 | 14 | 6.82 ± 0.32 | 1.20 | 13 | 6.73 ± 0.26 | 0.95 | 23 | 7.30 ± 0.21 | 0.98 | 9 | 6.78 ± 0.68 | 2.05 | 5 | 6.80 ± 0.23 | 0.51 |
| 9 | 134 | 7.26 ± 0.09 | 1.12 | 18 | 6.83 ± 0.33 | 1.41 | 13 | 7.04 ± 0.42 | 1.52 | 16 | 7.53 ± 0.29 | 1.17 | 6 | 7.42 ± 0.40 | 0.98 | 8 | 6.69 ± 0.40 | 0.90 |
| 10 | 137 | 7.36 ± 0.10 | 1.14 | 12 | 7.08 ± 0.35 | 1.21 | 21 | 6.98 ± 0.35 | 1.16 | 17 | 7.44 ± 0.28 | 1.16 | 9 | 7.28 ± 0.32 | 0.96 | 9 | 7.94 ± 0.36 | 1.07 |
| 11 | 110 | 7.58 ± 0.14 | 1.43 | 14 | 7.50 ± 0.38 | 1.41 | 10 | 7.45 ± 0.44 | 1.40 | 12 | 7.38 ± 0.37 | 1.29 | 10 | 7.65 ± 0.53 | 1.67 | 2 | 7.00 ± 0.35 | 0.50 |
| 12 | 120 | 7.58 ± 0.12 | 1.29 | 16 | 7.34 ± 0.28 | 1.13 | 13 | 6.58 ± 0.27 | 0.96 | 9 | 7.28 ± 0.21 | 0.63 | 11 | 7.46 ± 0.35 | 1.15 | 5 | 8.40 ± 0.39 | 0.39 |
| 4 | 1767 | 8.95 ± 0.03 | 1.33 | 87 | 8.57 ± 0.15 | 1.38 | 141 | 8.58 ± 0.12 | 1.38 | 271 | 9.14 ± 0.08 | 1.27 | 119 | 8.69 ± 0.13 | 1.41 | 80 | 8.46 ± 0.14 | 1.20 |
| 2-3 | 1507 | 11.02 ± 0.04 | 1.43 | 47 | 10.61 ± 0.24 | 1.67 | 145 | 11.41 ± 0.11 | 1.31 | 234 | 11.13 ± 0.09 | 1.41 | 89 | 10.61 ± 0.14 | 1.34 | 70 | 11.40 ± 0.17 | 1.41 |
| 3-4 | 1,513 | 12.87 ± 0.04 | 1.51 | 5 | 12.42 ± 0.18 | 1.41 | 125 | 12.42 ± 0.14 | 1.59 | 211 | 13.25 ± 0.11 | 1.52 | 107 | 12.51 ± 0.16 | 1.67 | 82 | 12.87 ± 0.15 | 1.32 |
| 4-5 | 1,500 | 14.35 ± 0.04 | 1.71 | 36 | 13.76 ± 0.20 | 1.74 | 161 | 13.89 ± 0.12 | 1.47 | 211 | 14.66 ± 0.13 | 1.82 | 78 | 13.97 ± 0.16 | 1.38 | 93 | 14.45 ± 0.14 | 1.34 |
| 5-6 | 1,336 | 15.93 ± 0.05 | 1.74 | 31 | 15.24 ± 0.30 | 1.64 | 60 | 15.51 ± 0.21 | 1.59 | 204 | 16.04 ± 0.13 | 1.79 | 81 | 15.30 ± 0.18 | 1.64 | 70 | 16.21 ± 0.24 | 1.99 |
| 6-7 | 199 | 16.89 ± 0.14 | 1.95 | 34 | 14.83 ± 0.14 | 0.24 | 6 | 16.00 ± 0.43 | 1.04 | 41 | 16.78 ± 0.25 | 1.59 | 6 | 16.92 ± 0.95 | 2.09 | 20 | 17.68 ± 0.22 | 0.99 |

第十五表 地區別乳幼兒身體發育狀態 (女童) (續)

| 區別 年月 歲 | 東 海 區 | | | 近 畿 區 | | | 中 國 區 | | | 西 國 區 | | | 九 洲 區 | | | | |
|---------------|-------------|-------|----|--------------|-------------|------|--------------|-------------|------|--------------|-------------|------|--------------|-------------|------|--------------|------|
| | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | N | M ± m | σ | | |
| 1 | | kg | kg | | kg | kg | | kg | kg | | kg | kg | | kg | kg | | |
| 2 | | | | 7 | 3.86 ± 0.27 | 0.71 | 1 | 5.00 | kg | | | | 13 | 3.84 ± 0.21 | 0.74 | | |
| 3 | | | | 16 | 4.63 ± 0.13 | 0.53 | 17 | 4.18 ± 0.16 | 0.63 | 6 | 5.92 ± 0.30 | 0.73 | 26 | 4.87 ± 0.25 | 1.30 | | |
| 4 | | | | 28 | 5.32 ± 0.20 | 1.04 | 16 | 4.97 ± 0.24 | 0.98 | 4 | 5.88 ± 0.45 | 0.89 | 27 | 5.48 ± 0.23 | 1.21 | | |
| 5 | | | | 35 | 5.84 ± 0.18 | 1.09 | 30 | 5.80 ± 0.16 | 0.90 | 14 | 7.00 ± 0.29 | 1.07 | 30 | 5.80 ± 0.24 | 1.33 | | |
| 6 | | | | 6.25 ± 0.86 | 1.22 | 28 | 6.59 ± 0.18 | 1.30 | 19 | 6.08 ± 0.19 | 0.85 | 14 | 6.36 ± 0.29 | 1.08 | 23 | 6.44 ± 0.24 | 1.14 |
| 7 | | | | 6.00 ± 0.74 | 1.64 | 24 | 6.98 ± 0.21 | 1.02 | 16 | 6.38 ± 0.24 | 0.98 | 9 | 7.28 ± 0.50 | 1.50 | 19 | 6.55 ± 0.28 | 1.21 |
| 8 | | | | 6.90 ± 0.15 | 0.35 | 36 | 6.96 ± 0.19 | 1.14 | 17 | 7.15 ± 0.19 | 0.77 | 7 | 5.71 ± 0.14 | 0.36 | 21 | 6.66 ± 0.25 | 1.17 |
| 9 | | | | 7.41 ± 0.21 | 0.69 | 19 | 6.97 ± 0.17 | 0.74 | 19 | 7.42 ± 0.32 | 1.40 | 10 | 8.16 ± 0.09 | 0.94 | 15 | 7.07 ± 0.21 | 0.79 |
| 10 | | | | 8.63 ± 0.48 | 0.95 | 23 | 7.00 ± 0.22 | 1.05 | 14 | 7.32 ± 0.23 | 0.86 | 9 | 8.17 ± 0.45 | 1.33 | 19 | 7.47 ± 0.22 | 0.94 |
| 11 | | | | 8.25 ± 0.10 | 0.25 | 23 | 7.87 ± 0.27 | 1.30 | 15 | 7.00 ± 0.39 | 1.49 | 7 | 9.36 ± 0.59 | 1.55 | 11 | 6.73 ± 0.27 | 0.89 |
| 12 | | | | 7.83 ± 0.53 | 1.30 | 23 | 7.57 ± 0.22 | 1.06 | 13 | 8.12 ± 0.50 | 1.80 | 9 | 8.39 ± 0.52 | 1.55 | 15 | 7.67 ± 0.22 | 0.85 |
| 13 | | | | 8.99 ± 0.16 | 1.15 | 326 | 9.13 ± 0.08 | 1.49 | 231 | 8.80 ± 0.10 | 1.48 | 174 | 10.51 ± 0.10 | 1.38 | 288 | 8.73 ± 0.07 | 1.21 |
| 14 | | | | 11.63 ± 0.20 | 0.81 | 337 | 11.07 ± 0.08 | 1.42 | 156 | 11.00 ± 0.11 | 1.38 | 157 | 11.32 ± 0.12 | 1.53 | 256 | 10.89 ± 0.12 | 1.87 |
| 15 | | | | 13.72 ± 0.30 | 1.22 | 360 | 12.93 ± 0.08 | 1.54 | 146 | 12.76 ± 0.12 | 1.49 | 165 | 13.26 ± 0.12 | 1.57 | 242 | 12.72 ± 0.09 | 1.42 |
| 16 | | | | 15.44 ± 0.39 | 1.62 | 374 | 14.35 ± 0.09 | 1.75 | 47 | 14.11 ± 0.17 | 1.86 | 143 | 14.68 ± 0.15 | 1.75 | 258 | 14.32 ± 0.13 | 1.71 |
| 17 | | | | 16.67 ± 0.59 | 1.03 | 382 | 16.01 ± 0.09 | 1.76 | 105 | 15.83 ± 0.16 | 1.65 | 126 | 16.06 ± 0.17 | 1.88 | 274 | 15.73 ± 0.11 | 1.77 |
| 18 | | | | 16.25 ± 0.18 | 0.25 | 73 | 17.40 ± 0.03 | 0.26 | 12 | 16.75 ± 0.53 | 1.85 | 4 | 16.25 ± 1.30 | 2.61 | 32 | 16.00 ± 0.29 | 1.62 |

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 一ヶ月 | 三八 | 四五 | 五〇 | 五四 | 四六 | 四七 | 四八 | 四九 | 四一±〇・一 |
| 二ヶ月 | 四〇 | 五七 | 五八 | 五九 | 五五 | 五六 | 五四 | 五四 | 四六 |
| 三ヶ月 | 四一 | 五九 | 六〇 | 六一 | 六三 | 六四 | 六五 | 六六 | 六一±〇・一 |
| 四ヶ月 | 四二 | 六〇 | 六一 | 六二 | 六四 | 六五 | 六六 | 六七 | 六一±〇・一 |
| 五ヶ月 | 四三 | 六一 | 六二 | 六三 | 六五 | 六六 | 六七 | 六八 | 六一±〇・一 |
| 六ヶ月 | 四四 | 六二 | 六三 | 六四 | 六六 | 六七 | 六八 | 六九 | 六一±〇・一 |
| 七ヶ月 | 四五 | 六三 | 六四 | 六五 | 六七 | 六八 | 六九 | 七〇 | 六一±〇・一 |
| 八ヶ月 | 四五 | 六四 | 六五 | 六六 | 六八 | 六九 | 七〇 | 七一 | 六一±〇・一 |
| 九ヶ月 | 四五 | 六五 | 六六 | 六七 | 六九 | 七〇 | 七一 | 七二 | 六一±〇・一 |
| 一年 | 一ヶ月 | 二ヶ月 | 三ヶ月 | 四ヶ月 | 五ヶ月 | 六ヶ月 | 七ヶ月 | 八ヶ月 | 九ヶ月 |

身長に於ては男女共に栗山・吉永氏の結果と比して、何れも劣つてゐて、三島氏の結果との間にも同様の事が言へるが、この差は殊に乳児に於て著しい事が見られる、宇留野氏の山形縣に於ける結果は大體似て居り、又、乳兒期に於てはその後半に於て三氏の結果に比してその差が明かになつてゐる。

二、體重

體重に於ても同様の事が見られ、栗山・吉永二氏の結果に比して劣り宇留野氏の結果に對しては身長に於けるより以上近似してゐる事が見られる。これ等の事は栗山・吉永二氏の結果が調査對象が都市に多く又優良兒審査會等の特殊の對象が相當含まれてゐると聞くが、この荷重が優れたる結果を來せしものに非ずやと思へる。然し山形縣に於ける宇留野氏の結果に似て居る原因是不明である。又眞の乳幼兒の發育標準は各地方各階級所謂「並の發育」をなしたると思はれる兒を以て求めたるものたるべしとの一説があるが、幸にも本調査にては各審査醫により發育の狀態を示すと思はれる栄養概評の判定が附いてゐるを以て、この栄養概評別に乳幼兒の發育狀態を觀察し、他日機會を見て更に考究してみるつもりである。

紹介

ローデリッヒ・フォン・ウンガルン＝
シュテルンベルヒ稿 「佛蘭西の民族生物學的衰退」

Roderich von Ungarn=Sternberg: Der volkssozialistische Verfall in Frankreich, Archiv
für Bevölkerungswissenschaft und Bevölkerungspolitik, X Jahrgang^{5/6} Heft 1940

亦、「一九四〇年夏のフランスの軍事的崩壊の原因は何よりも先づ生物學的のものである」と斷じ、崩壊を導いた原因は數多くあるけれど、それらは何れも副次的意義を有するにすぎず、結局、戦敗の原因是最近百年間のフランスにおける人口自然増加の劣弱に歸せしめられねばならないとする。そして、最近百年間のフランス人口動態を英國及びドイツと比較しつつ、その劣弱性を明かにし、最後に、「世界觀說」の立場から、フランスにおける出生減退の原因に説き及んでゐるが、ここでも、フランスの歴史的現實から、精神史的な解明を與へやうとしてゐることが注目に値ひする。(註一)以下簡単に要旨を紹介する。

(註一) シュテルンベルヒの出生減退の原因についての研究の一般的な方法論については人口問題研究、一卷六號に紹介した。拙稿「フォン・ウンガルン＝シュテルンベルヒ著出生減退の原因に就ての研究」參照。

II

先づフランスの民族生物學的衰退の過程が、統計的に明かにされねばならないが、そのためには、シュテルンベルヒは、一九世紀におけるこの政治的競争國である英國及び獨逸との對比において之を明かならしめるのである。殆んど凡ての西歐文化國は、一九世紀のうちに未曾有の人口増加を経験した。これは高率の出生率と遞減する死亡率の合成果である。併しどランスは殆んど、このやうな人口増加を経験してゐない。英獨と比較すると、出産への意志の弛緩の顯著なことがこゝに見られるのである。これを明かにするのが次表の數字である。

フランスの出生率は繼續的に低下してゐるが英國の出生率は全く異つた變動を示してゐる。先づ注意すべきは、英國の出生率は、一八四一—一八五〇、一八五一—一八六〇の十年平均が、一八六一—一八七〇、一八七一—一八八〇の敗北との強度の出生減退傾向との關聯である。最近の「人口學、人口政策アルビーフ」のなかで、フォン・ウンガルン＝シュテルンベルヒも、「佛蘭西の民族生物學的衰退」と題して、この問題を取扱つてゐる。彼も

し、大戦前の十年間には〇・八まで低下し、一九三五年から一九三八年までの間は、死亡率の出生率凌駕が記録されたのである。（次表）かうしてフランスは總計七六、四二三人を、一九三五—三八の間に失つた。

| 年 | 平 均 | 出生率 (生産) | 死 亡 率 | 自 増 加 然 率 |
|---------|--------------|-------------|-------|--------------|
| 1841—50 | フランス | 27.4 | 23.3 | 4.1 |
| | ドイツ | — | — | — |
| | イングランド・ウェイルズ | 32.6 | 22.4 | 10.2 |
| 1851—60 | フランス | 26.3 | 23.9 | 2.4 |
| | ドイツ | 35.3 | 26.3 | 9.0 |
| | イングランド・ウェイルズ | 34.1 | 22.2 | 11.9 |
| 1861—70 | フランス | 26.3 | 23.6 | 2.7 |
| | ドイツ | 37.2 | 26.8 | 10.3 |
| | イングランド・ウェイルズ | 35.2 | 22.5 | 12.7 |
| 1871—80 | フランス | 25.4 | 23.7 | 1.7 |
| | ドイツ | 39.1 | 27.2 | 11.9 |
| | イングランド・ウェイルズ | 35.4 | 21.4 | 14.0 |
| 1881—90 | フランス | 20.1 | 19.3 | 0.8 |
| | ドイツ | 32.9 | 18.6 | 14.3 |
| | イングランド・ウェイルズ | 27.2 | 15.4 | 11.8 |
| 1936 | フランス | 15.0 | 15.3 | 0.3 |
| | ドイツ | 19.0 | 11.8 | 7.2 |
| | イングランド・ウェイルズ | 14.8 | 12.1 | 2.7 |
| 1937 | フランス | 14.7 | 15.0 | 0.3 |
| | ドイツ | 18.8 | 11.7 | 7.1 |
| | イングランド・ウェイルズ | 14.9 | 12.4 | 2.5 |
| 1938 | フランス | 14.6 | 15.4 | 0.8 |
| | ドイツ | 18.8 | 11.9 | 7.0 |
| | イングランド・ウェイルズ | 15.1 | 11.6 | 3.5 |

次に絶対人口数と人口密度の英獨佛三國の比較が、上述の傾向を裏付けるために試みられる。一八四一年フランス人口は三四・二百萬を、ドイツ人口は三三・九八七、〇〇〇を算した。（一八七一年の領土において）。かく百年前においては、フランスは一・三百萬だけドイツよりも多い人口數を有してゐたのであつた。しかるに、一九一〇年、ドイツ人口の六四・六百萬なるに比してフランスは三九・二百萬を示すにすぎず、即ち、七〇年の経過のうち逆にドイツに二五・四百萬だけ追越されてゐる。

人口密度の發展は次表の如くである。

| | 一八二〇 | 一八六〇 | 一八八〇 | 一九〇〇 | 一九一〇 | 一九三六年 |
|------|-------------|------|------|------|-------|-------|
| フランス | 五百五 | 五百八 | 七百一 | 七百六 | 七百六 | 七百一 |
| ドイツ | 四百一 | 七百四 | 一千零七 | 一千零三 | 一千三百六 | 一千五百三 |
| | (オーストリアを除く) | | | | | |

一八八〇の十年平均に比してより低率であることである。英國においても、ドイツにおいても、出生率の最高は七〇年代に記録され、その低下は八〇年代にあらはれたのであるが、フランスは既に早くから出生減退の一途を辿りつゝあつたのである。最近にいたり、英佛の出生率はたいへん接近してゐる。しかし死亡率は、フランスにおいては比較的變動少しきに比して、英獨においては繼續的な低下を示してゐるのである。このような出生、死亡の變動により、フランスの自然増加は、英獨に比してはるかに低率を示してゐる。

の少ない縣、たとへばマルス縣シアン・パニュの水に乏しい地方、ロアル縣シェー縣ソロンヌの嘗て鹹湖にとりまかれてゐた地方、沼澤地方等が人口密度少しことはあやしむにたりないのであるが、この他、農業にとくに適し、數十年前に充分稠密な人口を有してゐたに不拘、現在非常に低い人口密度を示す縣が少くないといふ事實である。即ちガロンヌ河の支流、ドルドーヌ河とローヌ河の間の地方、南部及び南西部地方である。ここでは人口密度は一九人にまで低下した。(平均は七六・一人である)フランスに於ては、一八九一年から一九〇六年までの十五年間に、九〇九、〇〇〇だけ人口増加を示したのであるが、ドイツに於ては、一九〇六年一年だけで九一〇、二七五の自然増加をみせてゐるのである。フランスではかくして戦前すでに、一八九〇、九一、九二、九五、一九〇〇、一九〇七、一九一一年の各年には死亡の出生に対する超過が記録されてゐる。人口數の絶對的減少は、外國移住者によつて漸く免れえたのであつた。即ちたとへば一八九一年は一八九〇年に比して、僅か一年間のうちに三八・三八〇、〇〇〇から三八・三五〇、〇〇〇へと絶對的減少を示してゐるのである。以上の叙述から、ショテルンベルヒは、「英獨に對するフランスの全く異つた人口發展が、政治及び經濟の領域上に及ぼした廣汎な影響が理解されるであらう」といつてゐる。

世界戰争は、フランスの勝利に歸したけれど、その生産能力ある人口の減少はますます大となり、その人口は、すでにフランスの強國として、世界第二の植民地國としての地位を危くするものとなつた。即ち一・七百萬の人口を有する、アルサス、ローレンスを併合したにも不拘、一九一一年八七縣における三九、六〇四、九二二から、一九二一年には九〇縣における三九、一〇〇九、七六六に減少したのである。舊八七縣だけをとるなら一九二

一年は一九一一年に比して實に二百萬の人口減少となる。一九二六年のセンサスがはじめて、九〇縣において四〇・七百萬を示し、戦前に比しての増加を記録したのであつた。この間の事情を考慮するときは、戦後のフランスは、人口學上からみると、その人口動態の中に一の轉機が生じないかぎり望なものであつたことが理解されるであらう。しかも、フランス國民は、このやうな轉機のために必要な精神的な條件をもち來すことが出来なかつたのであつた。人口はますます減退の傾向をとつた。出生率をためるためにとられた凡ての經濟的手段は完全に無力であつた。一九三九年七月二十九日の家族法典(註)による最後の廣汎にわたる法律を以てする出生減退阻止への努力も、ついに、效果をあらはすことなく一九三九一四年の戦争状態に入り込んだのであつた。

註 人口問題研究一卷一號 北岡壽選氏「佛國家族法典」參照

「フランスが現在の戰争に參加したことは、フランスにとつてはひどい冒險であつた」とショテルンベルヒは述べてゐる。後に述べられるやうに、フランスはたんに人口の量に關してばかりでなく、その國民の精神的態度世界觀においてすでにこのやうな冒險に耐ええなかつたのである。先づ、人口の量に關して考へても、國民の數がこれ以上減少するときは、フランスの國防軍事能力がひどく阻害されねばならないことは豫め明かであつた。即ち、フランスに於ては、一九三五年から一九三八年までの間に、その人口は七六・一一三だけ減少してゐるのであるが、ドイツ及びイタリアにおいては、この期間に自然増加數夫々一、九七八、一二三三及び一、五七七、二八九を示してゐるのである。一五一六〇歳までの生産年齢階級人口を比較するなら、次の如くである。

ド・イツ（一九三三） 五一、七四三、〇〇〇人

イタリア（一九三六） 二六、六三〇、〇〇〇人

この比較では、フランスはイタリアの上にあるが、これは専らフランスにおいて壯年の人口層が相對的に大きいことに起因してゐるのであつて、二、三年後、現在一五歳以下の出生減退によつて人口數少い年齢層が、生産年齢に入るとき、このいまの優越性は忽ち失はれるであらう。

現在のところ、今回の戦争において、フランスの人口喪失がどの位の程度に達したかを知ることは出來ないが、死亡數が出生數を超過することだけは確實である。たゞに再生産能力ある男子の戦死ばかりでなく、市民の間の死亡率の増大と、出生の著しい減退とは、一九三九年、一九四〇年の人口動態のなかに大きいマイナスを示してゐる。更にまた、この出生減退の影響は、現在の出生兒が再生産年齢に入るべき、二五年乃至三〇年の將來に、人口増加のマイナスを惹起せしめるであらう。こゝに注目すべきは、前大戦當時、一九一五年乃至一九年の大戦による減退を示した出生者が、丁度一九四〇年に再生産年齢階級に入り来るといふことであり、更に北フランス人口の大多數の逃亡と、現在の戦争状態の一般的精神的影響が、出生減退の傾向を鋭くするであらう。「此等凡ての現象を基礎として、次の主張がなされるであらう。フランスは軍事的崩壊とそれとともに民族生物学的衰退から完全に救済されることは出來ない。おそらく將來フランス國家がどのやうな形態をとらうとも、この國は強國としての存在をやめるであらう」とショーテルンベルヒは斷ずるのである。

III

フランスの民族的構造は極めて統一的である。國內少數民族は、フランス全人口の約十分の一にすぎず、ドイツ系を除くなら全人口の一八分の一

にすぎない。このやうに相對的に統一的な民族的構造は、統一國家として自己を主張すべき場合、困難に遭遇するところが少いにも拘らず、フランスは強國として自己を主張することが出來なかつたのである。何故であるか。こゝでショーテルンベルヒは、さきにも述べた如くに、フランスの軍事的敗北の原因を何よりも、その人口數の相對的過小の中に求めやうとする。曰く、「國が強國として存立するためには、他の列強に匹敵するだけの人口數を支配しえなければならぬ。そしてフランスが、西歐の最高強國だつたとき、即ち一九世紀のはじめ、ナポレオン時代に、その富強の頂點に達してゐたといふことは、たしかに偶然ではない。」ショーテルンベルヒは、人口多き國の人口少き國に對する優越性を、たんに、軍事的な點においてのみ認めるばかりではなく文化的な點においても、認めやうとするのである。ショーテルンベルヒの説くところによれば、はげしい、若干の人口壓迫を惹起せしめるやうな人口増加は、そこから生ずる失業、社會的緊張等の諸の困難と同時に積極的に、個人々々に對して、凡ての活動領域の上で最高の業績を強制するとともに、平均以上の優れた素質をもつ人間をより多くつくり出すからである。即ち「凡ての西歐文化國民にとつて環境は殆んど同じであるが、たかい出生率をもつ國民はただ物質的な點で強大であるばかりでなく、同時に文化的に價値ある業績において、人口増加よりもより多い寄與をなしてゐる」のである。そしてショーテルンベルヒは人口增加の少いエーデンをもつてこのことの證左としようとする。エーデンは、模範的な國民學校制度を有するにも拘らず、すでに承認間、西歐の大國民のやうに多くの才能あり一般的に卓拔した人物を生まなかつた。それ

とひつてゐる。

それでは、上述の如き結果を齎らす出生減退傾向はフランスにおいて、何故あのやうに鋭く露呈されたのであるか、何故フランス國民は最も早くから、そして最も永きにわたつて産兒制限をつけたのであるが、かく自ら問ひ、ショーテルンベルヒは次のやうに答へるのであるがこゝに「出生減退の原因の理解は、文化史的なる分析をまつてはじめて獲得される」とふ、彼の歴史主義的立場が明瞭に露呈されるのである。答は斯うだ。「自由主義、個人主義、啓蒙哲學、理性崇拜のイデオロギーは、フランスに始まつたのではないけれど、一七八九年の革命のなかで最もよく宣傳され、最も效果的に大衆の中に滲透したのである。典型的なフランス人といふのは、小市民的利己的な野心家の原型である。彼は、安息を欲し、彼の眼中には、子供は心配と苦勞の源泉であり、彼は出来るだけそのやうな苦勞から免れやうとする。彼の理想は出来るだけ静かな、たしかな理性的な生活である。このやうな人間タイプが、決して戦士でも英雄でもなく、彼の周围に英雄的な精神を喪失せしめることは明かである。——一九四〇年のフランスの敗退の原因を判断するためには以上の考慮が必要である」。

更にショーテルンベルヒは、問をつしけるのである。「一體フランス人は、上述のやうなイデオロギーに對する大きい受容力をどこから得たのであるか。一體フランス人は、そのやうな素質を本來的にもつてゐるのであるか。」この後の疑問は無條件で否定される。フランスは、一二世紀及び一三世紀、再に一六、一七、一八世紀に輝かしい政治史をもつてゐる。そしてナポレオン時代をも。だから、ショーテルンベルヒは、小市民的精神の形成を、かつての *époque glorieuse* の日に榮えた英雄的精神、ニーチェの言葉をかりるなら *hochgearteter und abseitsfliegender Geist* の擔ひ手が、世紀の

経過のうちに大部分死に絶えてしまつたことに起因せしめるのである。フランスにおいても、一般的な民主主義化に伴つて、幸福を求め、努力をいとふ小市民的人間タイプによつて驅逐されるまでは、疑ひなくこのやうな英雄的精神が活潑に働くのである。ユグノーの放逐と根絶、宗教戦争とフランス革命による貴族の大量の虐殺、このやうな *Rundschädel* による *Langschädel* の駆逐、フランスの北方性耽化によつて、英雄的精神は小市民精神におきかへられた。これが一九四〇年の崩壊の基本原因となつたのである。

最後にショーテルンベルヒは、フランスの民族生物學的再生の期待に對して懷疑的である旨を述べてゐる。五〇年以來政府によつてとられた、國民に出生減退の危険を認識せしめやうとした凡ての努力が失敗し、所謂理性的な子供數の制限への宣傳が、左翼によつて繼續的に行はれて來たといふ事實が、彼を懷疑的たらしめるのである。生物學的再生の第一の前提條件は、彼にしたがうときは、大革命の傳統からの脱却といふ意味での世界觀、人生觀のラディカルな變革であるが、大革命の傳統の繼承者、フランス・ブルジョア、知識階級の指導者の政治的破産はもはや明瞭となつてゐる。だから、このやうな變革は決して不可能ではないが、このやうな世界觀の轉換が效果的に行はれるためには永い年月を必要とする。このことは、偉大な創造力をもつた卓越した天才の仕事によつて獲得されるであらうが、フランスがこのやうな人物を生み出すか否かは分らないとショーテルンベルヒはいつてゐる。

彙報

〔参照〕

昭和十五年九月二十日公布勅令第六百二十號國民體力法
施行令抄錄

臨時農地價格統制令並臨時農地等 管理令の公布

國民體力法施行令の一一部改正

國民體力法施行令(本誌第一卷第七號本欄所載)中一部改正は昭和十六年一月三十日付官報を以て公布を見たが、之を掲ぐれば次の如くである。

國民體力法施行令中改正

(昭和十六年一月三十九日勅令第百八號)

國民體力法施行令中左ノ通改正ス
第七條及第十三條中「第十八條第一項」ヲ「第十八條第一項若ハ第二項」と改ム
第十八條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
陸軍又ハ海軍ニ使用セラルル被管理者ノ體力検査ニ付軍事上特ニ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議シ當該事業場ノ長ヲシテ其ノ體力検査ヲ行ハシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ其ノ結果ヲ厚生大臣ニ通報スルモノトス

第十九條中「前條第一項」ヲ「前條第一項又ハ第二項」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時農地價格統制令並臨時農地等 管理令の公布

臨時農地價格統制令

(昭和十六年二月二十九日勅令第百九號)

農地價格統制並に農地管理に關する勅令要綱については本誌第二卷第一號本欄所報の如くであるが、兩勅令とも夫々昭和十六年一月三十日及二月一日付官報を以て公布を見るに到つた。之を掲ぐれば以下の如くである。

臨時農地價格統制令

(昭和十六年二月二十九日勅令第百九號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)基ク農地ノ價格ニ關スル統制ハ宅地建物等價格統制合第五條第二項後段及第六條ノ場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラルルベキ國民體力管理醫ニ付テハ學校長又ハ國ノ事業場若ハ施設ノ長ニ於テ之ヲ行フ

第三條 農地ノ價格ハ當該農地ノ地租法ニ依ル貨貸價格ニ農林大臣ノ定ムル率ヲ乘ジテ得タル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣前項ノ率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス
第一項ノ規定ニ依ル處分ハ前項ノ規定ニ依ル告示アリタル際現ニ農地ニ付存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ讓渡人ノ權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

前條第一項ノ規定ニ依リ國ノ事業場ノ長ニ於テ體力検査ヲ行フ被管理者ニ對スル國民體力法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依ル體力向 上ニ關スル指示又ハ療養ニ關スル處置命令ハ當該事業場ノ長ニ於テ之ヲ爲スベシ

第四條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケ區域ヲ指定シ前條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定ムルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ前條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

前項ノ規定ニ依リ告示アリタルトキハ告示セラレタル率ヲ以テ前條ノ率ト看做ス

第一項ノ規定ニ依ル處分ハ第二項ノ規定ニ依ル告示アリタル際現ニ農地ニ付存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ譲受人ノ権利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第五條 地租法ニ依ル賃貸價格ナキ農地ヲ讓渡ス場合ニハ其ノ價格ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡人又ハ

譲受人ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
前項ノ場合ニ於テハ農地ノ價格ハ同項ノ規定ニ依ル認可アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

第六條 地方長官ハ第三條第一項但書ノ規定ニ依ル許可又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル認可ニ關スル處分ニ

シテ事案ノ重要ナルモノニ付テハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス地方長官第四條第一項ノ規定ニ依リ第三條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定メントスルトキ亦同ジ

第七條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條又ハ第五條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

ズ

第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法

法第三十一條ノ規定ニ依リ農地ノ價格ニ關シ報告ヲ

徵シ又ハ當該官吏ヲシテ農地其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類ゾノ他ノ物件ヲ検査セムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシシムルコトヲ得

第九條 第三條及第四條ノ規定ハ樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

第六條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

本令中地租法ニ依ル賃貸價格トアルハ朝鮮ニ在リテハ地稅令ニ依ル地價、臺灣ニ在リテハ臺灣地租規則ニ依ル租率トス

本令中農林大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣納稅督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附 則

(昭和十六年一月三十一日)
勅令第百四十四號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ于テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十三條第一項及第三項ノ規定ニ依ル食糧農產物等ノ生產ヲ確保スル爲ニ爲ス農地又ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ノ管理ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者(以下權利者ト稱ス)其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ地方長官(農林大臣特ニ定メタルトキハ農林大臣)ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第四條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

(參照)

昭和十三年(四月一日)公布 法律第五十五號 國家總動員法

抄錄

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送費、保管料、保險料、賃貸料又ハ加工費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命今ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

命今ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

昭和十三年(四月一日)公布 勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件ナリ

臨時農地等管理令

昭和十三年(四月一日)公布 勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件ナリ

一 國又ハ道府縣方權利者タル場合

二 主務大臣又ハ地方長官ノ命令、免許、許可、認可其ノ他ノ處分ニシテ農林大臣ノ定ムルモノニ依リテ爲ス工事又ハ施設ノ爲ニ農地ヲ使用スル場合

三 土地収容法其ノ他ノ法令ニ依リ農地又ハ之ニ要スル權利ヲ收用又ハ使用シタル場合ニ於て當該收用又ハ使用ニ係ル農地ヲ其ノ目的ニ供スル場合

四 第五條ノ規定ニ依ル許可ニ係ル農地ヲ其ノ目的ニ供スル場合

五 前各號ノ外農林大臣ノ定ムル場合

第五條 農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲其ノ所有者ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ地方長官（農林大臣

特ニ定メタルトキハ農林大臣）ノ許可ヲ受クベシ
前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第六條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

二 國又ハ道府縣ガ農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

可其ノ他ノ處分ニシテ農林大臣ノ定ムルモノニ依リテ爲ス工事又ハ施設ノ爲ニ農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

三 土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地又ハ之ニ關スル權利ヲ收用又ハ使用セントスル場合

四 前各號ノ外農林大臣ノ定ムル場合

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ農地ノ面積五千坪ヲ超ユルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リテハ農林大臣ト協議シ、其ノ他ニ在リテハ其ノ事項ノ主務大臣ヲ經由シ農林大臣ノ承認

ヲ受クベシ但シ軍機保護上支障アル事項ニ付テハ此ノ限りニ在ラズ

一 行政廳國ガ權利者タル農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル場合

二 行政廳國ノ事業又ハ本施設ニ關シ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

三 行政官廳土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲農地又ハ之ニ關スル權利ノ收用又ハ使用ニ付事業ノ認定ヲ爲シ又ハ許可ヲ爲サントスル場合

四 主務大臣又ハ地方長官第四條第二號又ハ第六條第二號ニ規定スル命令、免許、許可、認可其ノ他ノ處分ヲ爲サントスル場合

第五條 農地トキハ北海道廳長官又ハ府縣知事ハ農林大臣ノ定ムル事項ニ付農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

一 道府縣ガ權利者タル農地ヲ道府縣ガ耕作以外ノ目的ニ供セントスル場合

二 道府縣其ノ事業又ハ施設ニ關シ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

三 地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地又ハ之ニ關スル權利ヲ收用又ハ使用セントスル場合

四 前各號ノ外農林大臣ノ定ムル場合

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ農地ノ面

積五千坪ヲ超ユルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リテハ農林大臣ニ在リテハ農林計畫委員會、地方長官ニ在リテハ道府縣農會其ノ他地方長官ノ適當ト認

ムモノノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス

第六條 地方長官必要アリト認ムルトキハ道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ヲシテ農地ノ權利者ニ對シ其ノ農地ノ耕作ニ關シ勸告セシムルコトヲ得

第七條 地方長官必要アリト認ムルトキハ農地ノ權利者ニ對シ其ノ農地ヲ地方長官ノ適當ト認ムル者ヲシテ耕作

セシムル爲貸貸其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第九條 前條ノ規定ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル

第十條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ農地ノ權利者ニ對シ農作物ノ種類、地域其ノ他ノ事項ヲ指定シテ作付ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 農林大臣又ハ地方長官ハ第三條若ハ第五條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分又ハ第八條第二項ノ他ノ事項ヲ指定シテ作付ヲ命ズルコトヲ得

第十二條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ間ハズ第三條又ハ第五條ノ制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第十三條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ第十條第三項ノ規定ニ依ル處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スベシ

第十四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ農地若ハ耕作ノ目的ニ

供スルコトヲ得ル土地ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ農地若ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル士

地其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ農地ノ權利者ノ承繼人ニ對

場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十五條 第八條乃至第十條ノ規定又ハ之ニ基ク命令ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ農地又ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ノ權利者ノ承繼人ニ對

シテモ其ノ效力ヲ有ス

第十六條 第七條第一項及第二項中五千坪トアルハ臺

灣ニ在リテハ一甲トス

第八條第一項中道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹又ハ邑面長、臺灣ニ在リテハ市町村長、檺太ニ在リテハ支廳長トス

又ハ市町村長、南洋群島ニ在リテハ支廳長トス

本令中主務大臣トアルハ朝鮮總督、臺灣總督、檺太廳長官又ハ南洋廳長官ノ所管事項ニ關シテハ朝鮮ニ

在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、檺太長官トス

本令中農林大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、檺太ニ在リテハ檺太廳長官

官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官ト

アリ又ハ北海道廳長官又ハ府縣知事トアルハ朝鮮ニ

在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、

檺太ニ在リテハ檺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南

洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

アリ又ハ北海道廳長官又ハ府縣知事トアルハ朝鮮ニ

在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、

檺太ニ在リテハ檺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南

洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、檺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第三十一条 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

昭和十三年五月四日公布 勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件ナリ

ル 損失ヲ補償ス

厚生省衛生局の栄養食調査

厚生省衛生局に於ては統後國民の栄養改善に資せんがため榮養研究所（現在は厚生科學研究所の一部となる）の研究結果を基礎として「栄養改善の榮」なる冊子を刊行したが、その一部を再録すれば以下の如くで、

國民食問題の昨今論議せらるゝ折その一基礎資料として参考となるところ渺くないと考へられる。

〔參照〕

昭和十三年四月一日公布 法律第五十五號國家總動員法

抄錄

第十三條第一項及第三項

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル

工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スル

ハ收用スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又

之ヲ適用セズ

第十一條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、檺太及南洋群島ニハ

又ハ市町村長、南洋群島ニ在リテハ支廳長トス

本令中主務大臣トアルハ朝鮮總督、臺灣總督、檺太廳長官又ハ南洋廳長官ノ所管事項ニ關シテハ朝鮮ニ

在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、檺太

長官トス

本令中農林大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、檺太ニ在リテハ檺太廳長官

長官トス

本令中農林大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、檺太ニ在リテハ檺太廳長官

官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官ト

（二）食は生活の最大必要事である
「生命は食に在り」と謂はれて居る。單り生命の維持に食が絶対必要であるばかりでなく、日常の食生活の適正なるか否かは、健康の増進、體力の強化、壽命の延長等に至大の關係を有し、栄養の改善は國民體位の向上、人的資源の充實の上に一日も忽せにし得ざる所である。又、吾々が社會人として生活して行く上に、絶對必要條件とされて居る衣食住に對し、消費せらるゝ夫々の支出の割合は、食に對する經費が最も大であつて、一般の所謂中產階級の家庭に於ては、食費が全支出の凡そ五〇%にも及び、それ以下の家庭では、更に高率を示し、普通人が想像して居る以上に上ののであ

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スベシ

第十四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ農地若ハ耕作ノ目的ニ

供スルコトヲ得ル土地ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ農地若ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル士

地其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ農地ノ權利者ノ承繼人ニ對

場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十五條 第八條乃至第十條ノ規定又ハ之ニ基ク命令ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ農地又ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ノ權利者ノ承繼人ニ對

シテモ其ノ效力ヲ有ス

第十六條 第七條第一項及第二項中五千坪トアルハ臺

灣ニ在リテハ一甲トス

第八條第一項中道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹又ハ邑面長、臺灣ニ在リテハ市町村長、檺太ニ在リテハ支廳長トス

又ハ市町村長、南洋群島ニ在リテハ支廳長トス

本令中主務大臣トアルハ朝鮮總督、臺灣總督、檺太廳長官又ハ南洋廳長官ノ所管事項ニ關シテハ朝鮮ニ

在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、檺太長官トス

本令中農林大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、檺太ニ在リテハ檺太廳長官

官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官ト

アリ又ハ北海道廳長官又ハ府縣知事トアルハ朝鮮ニ

在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、

檺太ニ在リテハ檺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南

洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

アリ又ハ北海道廳長官又ハ府縣知事トアルハ朝鮮ニ

在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、

檺太ニ在リテハ檺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南

洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、檺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

昭和十三年五月四日公布 勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件ナリ

厚生省衛生局の栄養食調査

厚生省衛生局に於ては統後國民の栄養改善に資せんがため榮養研究所（現在は厚生科學研究所の一部となる）の研究結果を基礎として「栄養改善の榮」なる冊子を刊行したが、その一部を再録すれば以下の如くで、

國民食問題の昨今論議せらるゝ折その一基礎資料として参考となるところ渺くないと考へられる。

〔參照〕

昭和十三年四月一日公布 法律第五十五號國家總動員法

抄錄

第十三條第一項及第三項

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル

工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又

之ヲ適用セズ

第十一條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、檺太及南洋群島ニハ

又ハ市町村長、南洋群島ニ在リテハ支廳長トス

本令中主務大臣トアルハ朝鮮總督、臺灣總督、檺太廳長官又ハ南洋廳長官ノ所管事項ニ關シテハ朝鮮ニ

在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、檺太

長官トス

第十二條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、

第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ依ル處

分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第

十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通若ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六條ノ規定ニ依

ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタ

「生命は食に在り」と謂はれて居る。單り生命的維持に食が絶対必要であるばかりでなく、日常の食生活の適正なるか否かは、健康の増進、體力の強化、壽命の延長等に至大の關係を有し、榮養の改善は國民體位の向上、人的資源の充實の上に一日も忽せにし得ざる所である。又、吾々が社會人として生活して行く上に、絶對必要條件とされて居る衣食住に對し、消費せらるゝ夫々の支出の割合は、食に對する經費が最も大であつて、一般の所謂中產階級の家庭に於ては、食費が全支出の凡そ五〇%にも及び、それ以下の家庭では、更に高率を示し、普通人が想像して居る以上に上ののであ

る。従つて食の改善即ち栄養の合理化は、實に保健上のみならず、家庭經濟の見地よりして、又國家經倫の立場よりして、最緊切の事と謂ふべきである。

(二) 日本人の栄養要求量

扱て、食物を合理的に攝取して、正しく栄養を達成せんが爲めには、先づ吾々が日々幾何の栄養量を必要とするか、即ち栄養の要求量を確立することが、基調的問題であると信ずる。然るに、衣、住の問題に就いては、夫々數量的規格標準を設けて其の合理化を唱るに拘らず、食の問題だけは之を食慾や腹加減に放任して置いて差支へなしとする向が相當見受けられるのであるが、此の方法が全く原始的で食生活合理化の百年の計を樹つる上に甚だ不適當であることは論ずる迄も無い所である。

身體の栄養機轉には所謂變通性があつて、一時量に過不足があり、或は質に偏頗な食物を摂つて居ても、其の變通性の爲めに、當面的に糊塗することは出来るが、栄養の事に無顧慮な者は、此の變通性を夫れと知らずに餘りに之を過信して、栄養の邪道に墮して居るやうである。偏食の害や部分的飢餓(ビタミンの缺乏の如き)に就いては、今日では最早や一般の常識と迄なつて居る位である。

生命を保護する栄養の問題が、斯かる野育ちの儘の遺り方で放任さるべきではなく、是非其科學的に取扱はれ、生理的に検討されるやうに、現在進歩して來たのも洵に當然の歸趨で、内外に於て生理的保健食の研究が勃然と起つた譯である。從來提唱された生理的保健食の中で、フォイト氏の夫婦は最も著名で、我國に於ても水らく各方面でフォイト氏の標準が廣く慣用さ

れて居た。然し此の標準が直ちに日本人に適合するや否やに就いては再検討の必要がある。

總に栄養研究所が開設せられるや、日本人の栄養要求量の標準確立に鋭意研究を重ね、各階級に亘る極めて多數の日本人人體に就き、最新の試験方法に依つて、既に明確に定められた(次表の通り)。我國民の栄養

日本人の保健食の標準

(栄養研究所調)

| 年 齢 (歳) | 年 齢 (歳) | 男 | | 女 | |
|---------------|---------------|-------------------------------|--|--|--|
| | | 成年男子を 総温量 (カロリー) の比率 | 成年男子を 総温量 (カロリー) (ダラム) の比率 | 成年男子を 総温量 (カロリー) (ダラム) の比率 | 成年男子を 総温量 (カロリー) (ダラム) の比率 |
| 生後一 二 | 二 | 四八〇 | 二〇 | 二 | 四八〇 |
| 三一四 | 四 | 九六〇 | 四〇 | 四 | 九六〇 |
| 五一七 | 五 | 一二〇〇 | 五〇 | 五 | 一二〇〇 |
| 八一一〇 | 七 | 一六八〇 | 七〇 | 六 | 一四四〇 |
| 一一一四 | 八 | 一九二〇 | 八〇 | 五 | 一九二〇 |
| 一五一二〇 | 一〇 | 二四〇〇 | 一〇〇 | 九 | 二二六〇 |
| 二一十五〇 | 一〇 | 二四〇〇 | 八〇 | 八 | 一九二〇 |
| 五一一六〇 | 一〇 | 二四〇〇 | 六〇 | 七 | 一六八〇 |
| 盛年後期 | 九 | 二二六〇 | 四五 | 六 | 一四四〇 |
| 衰退期 | 六一以上 | | | 三〇 | |

イ、カロリー源

榮素の中で何々が所要カロリーをそこに提供するのであるか。所謂三大栄養素、即ち含水炭素、脂肪、蛋白質が之である。此等の栄養素を夫々比較的多量に含有する各種食品の市價を一覽すると、含水炭素性食

品(穀類、麵類、芋類等)は最も廉価で、蛋白質性食品(獸肉、鳥肉、魚介、乳卵、豆類)は比較的高價なるを常とする。例へば、牛肉、コノシロ(魚)、生揚、ウドン、甘藷の各々の一〇〇グラムは、何れも二二六一

改善上、且は食糧政策上、洵に同慶の至りである。

表に掲げた量は、云ふ迄もなく平均標準であつて年齢、性別の他、體格の大小、健康状態、勞作の程

度、食物の種類等に依つて左右され、又外界の影響をも蒙ることは勿論である。

故に食物中に多量の脂肪を織込ませることは、容積の

故に食物中に多量の脂肪を織込ませることは、容積の低い料理で而も内容のカロリー豊富なものとすることが出来る。從來の日本食は餘りにも主食偏重の傾向があつて、其の容積の割合にカロリーが貧弱であるといふ、一の大なる缺點があつたのであるが、之が改善に脂肪——動物性植物性何れでも可——の利用が望ましい。

口、蛋白質

然し、茲に最も注意すべきことは、如何に安價に要
求カロリーが満たされても、それだけで決して栄養的
に萬全といふ譯ではなし、ことである。往年ロンドンに
て Three Pence Life なる書物の出版があつて、カロ
リーのみに眼目を置いて値段が安ければそれで可いと
の主張であつたやうであるが、斯かる食物では斷じて
保健的ではなく、従つて眞の經濟的とは謂へない。茲に
蛋白質の問題を必ず考へに入れなくてはならぬ。即ち
吾々の肉を造り血を造り、發育成長の材料ともなむ
る——換言すれば身體組織の補修源である蛋白質を度
外視することは出来ぬ。日本人成年男子の營養要求の
標準高二四〇〇カロリー中に必ず一定量（約八〇グラ
ム）の蛋白質を置かねばならぬ。處が、蛋白質には極
めて多數の種類があり、其の種類の異なる從つて、
所謂生物學的营养价值に差等がある。概括的に論ずれ
ば——勿論例外はあるが、一般に動物性蛋白質は其の
生物學的营养价值が優れ、植物性蛋白質は其の营养价值が劣
て居る。併し、此の事を固守して、副食物は總て動物性
の食品を選ぶべしといふのではない。植物性食品を主
體としても、其の中に僅か乍らでも動物性の優秀なる

蛋白質を添加すれば、全體として蛋白質の栄養能率が
ずっと佳良になるのである。であるが、蛋白質の一日
要求量幾何グラムといふ中にも、發育期にある幼若な
者に對する場合は勿論、壯年期にある人々に對して殊
に妊産婦等に對しては、比較的多量の動物性蛋白質を
加へるやうにし度く、老衰期に入つては反対に植物性
蛋白質を主體とする方が、身體の生理的經濟上にも有
利であるといふ理由がある。

動物性蛋白質は市價の比較的高いものが多いが、牛
肉と云へばヒレやロースを用ふべしといふのはな
い。廉價な小間切肉で結構である。兎肉でも可い。由
來、我國は畜產には恵まれず、現狀以上に發展せしめ
ることにも大きな期待はかけられないのであるが、他
方、四面環海の我國は水產に於ては動物性蛋白質の給
源を滿たして尙餘りあるの實狀にある。魚介類の利用
は最も望ましい。併し、魚といへば鯛や鮪でなくては
ならぬといふ理由は少しも無いので、廉價な鰯、鰆、
干鱈、煮干等を以てして、其の蛋白質に何等劣る所は
ない。風味は絶對固定的なものではない。理智と教養
を以て感情や我儘を抑制し、嗜好の導導と調理の勘
考、加工の工夫等で、廉價な食品も頗る美味に攝るこ
とが出来る。大豆も亦蛋白質給源として尊重すべきで
ある。植物性ではあるが、大凡その動物性の蛋白質にも
匹敵するのである。従つて其の加工品たるキナコ、豆
腐、凍豆腐、納豆、湯葉、味噌等は立派に動物性蛋白質
に代用することが出来る。

蛋白質の含有量と其の比較表

ハ、一品以て完全食はない

以上のカロリー源、組織の補修源の外に、尙ほ各種の無機質、ビタミン類が、栄養達成の爲めに少量乍らではあるが、必須缺くべからざるものである。殊に、之等貴要の諸成分は、皮ハダとか臓物等動もすれば不可食分として廢棄されて居るやうな部分に濃密に含有されて居るので、調理と加工に工夫をこらして食膳に上ぼせるならば、廢物利用と相俟つて栄養上から一石二鳥である。

凡そ自然界から攝る吾々の食品は、夫れ一品のみで以て、含水炭素、脂肪、蛋白質、無機質、ビタミンを全部網羅し、量的にもよく整備されて居る所謂完全食といふものはない（乳児に對する母乳だけは別である）。牛乳、卵、肉、魚、米、麥等々何を以てしても、一品よく栄養萬全といふことは出來ない。乃ち、吾々は茲に廣く各種の食料を需め之を適正に配合し、生理的的要求を偏頗なく満足せしむるやうに食生活を營み以て健康の確保を期すべきである。

(三) 主食と副食

我國の食事は普通一般に主食と副食とから構成され居る。此の點は外國の例と多少趣を異にする所であるが、主食副食の判然たる區別のある事が、國民栄養改善の上に却々便宜で且つ有利である。要は、主食と副食とを栄養の本義に則せしめて活用するに在る。而して、其の活用の指針は飽く迄も學術的研究の成績に根據を置き、且之を實地に應用して得たる實績とに實際問題をも綜合考慮して歸結する所を探る可きである。

イ、主食

米飯—胚芽残存七分搗米

斯う云ふ方針に従つて、我國民の主食の筆頭にある米は、保健と經濟の兩見地に立脚して、其の栄養能率を増進せしむる爲め、白米を廢止し、混砂搗精を絶対に排除し、水洗を控へ目に、理想は無洗で、なるべく胚芽を多數残存せしめたる七分搗程度のもの、即ち胚芽残存七分搗米を最も合理的とするといふ結論に到達し、之を普く國民に推奨する所以である。

胚芽残存七分搗米も其の、炊き方で決して不美味いものではない。七分搗米の不美味いといふのは大方食べず嫌ひで、食べる人の杞憂である。一體、前述の通り風味は絶対に固定的のものではなく、之を善導教育するに依つて容易に嗜好に添はしむることが出来る。嗜好の教育は栄養改善上極めて重要な事項である。又、七分搗米飯が白米飯に比べて腐り易いといふ非難もあるが、之は正に事實である。併し、元來食物の腐敗は主として之に各種の細菌が繁殖しての結果である。細菌とても生物である以上、栄養に依つて其の生活現象を保障せられて、栄養分の適當に含有せらるゝものによりよく繁殖する。牛乳は腐り易い、生魚は腐り易い。此等の事は不問に附し乍ら、單り米丈け腐り易い事を指摘して、何故にそれを非とするのであらうか。七分搗米とても其の取扱ひ、容器等に十分な衛生的注意を拂へば相當に腐敗を遷延せしめることが出来る。

麥飯

因に、麥飯に就いて一言して置く。米の消費節約と保健の目的で麥を用ふることは甚だ好ましい。然しそう。

ら、現在一般に用ひられる麥は色々と加工を施されたものが多く、普通見るやうな、白米を主體にして之に一部麥を加へたる麥飯では、猶ほ十分に白米病を豫防することが出來ぬのである。最低三割の麥が加へられなくてはならぬ。處が、主體の米を胚芽残存七分搗米とするならば、それこそ加へる麥は一割でも二割でも、安心して可なりである。

ロ、副食

次に、主食を如何に合理的に活用しても、主食だけでは栄養は達成されるものでは決してない。必ず米丈けに依る色々の缺陷を他の食物で補足しなくてはならぬ。乃ち、副食の必要性が首肯出来る。副食物は名こそ副食物であるが、栄養全體から云ふと、殊に質の點では決して副ではなく、主食同様に基盤的な役割を演ずるものである。

毎回食の合理化

扱て、吾々は栄養要求の標準に従つて、日々の食物——主食、副食を攝るべきであるが、其の攝り方が、從來は、朝は飯と漬物ですませても晩食で補ひ、又晩は極く簡単な便當丈けであつても夕食の御馳走で埋め合せて、一日分全體として要求量を満たし、必要成分を摑ることが出来れば、夫れで栄養は足りりとされて居た。併し、輓近著しい進歩を遂げた栄養學は上述のやうな、一日を標準にして之を隨意に分けて攝食するといふ造り方では、猶ほ栄養の達成に十分ではないことを教示して居る。

第一、學理的には、各種の栄養學上の新知見を擧げることが出来るが、就中主要な事項を指摘すれば、
1、血液の恒常性。吾々の身體は器質的にも、又

機能的にも恒常性といふものが尊重されて居る。而して此等の恒常性は栄養上からは血液の恒常性に依つて支持されて居る。血液の成分が略、一定で一般の組織を栄養して居る事實は、食物も亦其の恒常性を失はないことが甚だ有利である。

2、栄養成分の相互關係。各種の栄養成分は二者或は三者が共存協力して兩に其の栄養的效果を發揮し得る場合が甚だ多い。例へば、生物學的評價の低い蛋白質でも之に僅か許りの同

評價の高い動物性蛋白質が加はると兩者合せて其の栄養能率が著しく向上される。又、含水炭素とビタミンB₁、或は又カルシウムと燐とビタミンD、等の關係は、恰も「鐵と鈷」或は「鍍と錠」と如き關係を有つて居て其の何れの一方が單獨に存しても、其の機能の發揮は十分でないのである。

第二、實驗的には、嚮に栄養研究所で研究されたる

實驗例の一、二を紹介すれば、

1、若い白鼠を用ひ之を二群に分つて、何れの群にも、一定量の大根葉と米粉と魚粉とを與へて飼養して見る。甲の群には、朝大根葉丈け與へ、晝米粉丈け、夕魚粉丈けを給する。乙の群には甲群と全く同じ材料を同じ分量丈け用ふるのであるが、之等三者を全部均等に混合して、之を三分し、朝晝夕に分ち與へるやうにする。即ち毎回食を合理化する。然る時は、例外なしに乙群の動物が甲群に比べて優秀なる成長状態を示すのである。甲群即ち一日分の食餌を偏頗

に分つて飼養されたる動物でも、途中で乙群同様に、同じ餌料を同量乍ら、毎回食を合理化した與へ方に變へると、茲から其の成長が佳良になり始めて乙群同様の域に上るのである。
2、之と同様の實驗に依り、白鼠に於てばかりではなく、犬、兎等に就ても毎回同結果を得、更に人體試験(恢復體重を標示とす)に従事しても亦然うである。

栄養獻立(単位式獻立)

以上、栄養學の理論の示唆する所も、又實驗的研究の結果からも、食物の攝取は、其の毎回食を合理化整備する場合に、最善の效果を收むるものであることが、判然と認められる。謂はゞ、毎回食の合理化は栄養上の大自然の法則である。此の不動の法則を吾々の日常の實生活に即せしめて、活用し得るやうに考案されたのが単位式獻立(栄養獻立)である。

単位式獻立の作り方

要領は次の通りである。普通日本人成年男子の一日栄養要求量は二十四〇〇カロリーと蛋白質八〇グラムである。而して主食として七分搗米三・三合を攝取するとすると、其の米の包含して居る約一六〇〇カロリー、三三グラムの蛋白質を差引いた残りの約八〇〇カロリー、四七グラムの蛋白質が副食

物から攝られなければならぬ量である。此の一日分の副食中に含まれるべき量を四等分して、其の一を即ち此の場合約二〇〇カロリーと一二グラムの蛋白質を副食の一単位とする。而して普通一般の人々には、主食は一日量を三等分して朝晝夕に供し、副食は朝晝各々一単位宛、夕二単位と配分するのが最適當である。同一筆法で子供向き又は老人向きの単位式獻立も

容易に作製出来る。

斯くの如く、先づ獻立作製に當つては、常にカロリーと蛋白質量を骨子として進んで行つて、總之を調理するに際して、重要な無機質やビタミン類の逸出損失のないやうに萬全の注意を拂ふと共に、又時には無機質、ビタミン源たる食品の添加も行はれて可い。兎も角も単位式獻立法は主旨が毎回食合理化にあるから、食物の内容の成分配合に眼目が置かれて居て、用ふる材料や調理の形式は何であつても一向差支へない。即ち、材料次第で、一食數錢のものから數圓のものでも出来るし、又日本料理、西洋料理、支那料理の形式にても、或は之等の合の子形にでも出来る譯であつて、都會向きにでも、農山村向きにでも、又朝食向きにでも、辨當用向きにでも、日常のお惣菜向きにでも、益や正月用向きにでも、客用向きにでも、何れの向きにでも應用し得る。

単位式獻立法に則ることが、保健的に最上である評りでなく、尙ほ此の方法の有利な點は、其の朝食と晝食とを交換し、若くは組み合せることに依つて、例へば三日間の獻立を利用して多數の日の獻立に變化せしめることの出來ることである。此の特長は、經濟的上に、又殊に多人數の食經營の場合等に最も重要な意味を有つて居る。尙一つの特長は、單位式獻立による食物を攝つて居ると、快い飽満感を得て、間食等の慾求がなくなり、殊に主食の量が著しく節減出来る。例へば、某縣師範學校では、從來一日一人當り主食の米の消費が七合五勺に及んで居たのであるが、單位式獻立法による栄養改善を實施した後には二勺を出でずして同じく四合三勺で十分に足り、舍生の約一割が粥食を

求めて居たのも其の跡を絶つに至り、舍内の賣店にても間食用品の賣行が頓々に減少した等の實例もある。

尙又、同一人に就いても時宜に應じて其の榮養量を増減しなければならぬ場合も起るが、斯かる場合でも（病氣の場合は別）、平常通りの単位式獻立を供して一向差支へない。即ち、主食の飯を加減して行けば、之で立派に最新式の保健食が攝れるのである。

単位式獻立の手近な例を一、二擧げて見れば、東京方面で人口に喰炎されて居る鮪の刺身は、その普通の一人前に大根人參の少量が添へられてあれば丁度一單位に相當する。もつと値段の安いものでは普通の目刺、鱈三匹に子供の握りこぶし大の馬鈴薯一箇と大根オロシ少々で、丁度一單位である。一單位であれば材料値段が異つても内容の榮養的な組成は同等なのである。

(四) 榮養改善の實狀に就て

我國に於ては、既に年來海外にも類例のない榮養改善の事業が、着々進められて居る。此の事業に於て、主食に無砂七分搗米（胚芽殘存）、副食に単位式獻立（榮養獻立）を以て、合理的榮養增進法と經濟榮養法とを適用して居る向にあつては——例へば我國各地各方面に於て榮養士諸君の指導により實施しつゝあるものでは、個人の榮養改善の場合には云々迄もなく、團體或は集團（學校、工場等）に於ける榮養改善の場合に於ても、或は農村の各家庭の臺所を統制しての榮養改善の場合に於ても、又商店とか、中小工場とか組合を組織して榮養改善を行つて居るといふ場合に於ても、い

づれも、體重、身長、胸闊、肺活量、握力等即ち體格の上に極めて良好なる成績を挙げて居るばかりでなく、各種の疾病——胃腸病、脚氣等の如き直接榮養と關係のある疾病は勿論、直接關係のないやうに思はれる結核、感冒、神經衰弱等の如き疾病が、著しく其の罹病率を低下して居る。其の他、醫療費、賣藥費が減少したり仕事の能率が増進して生産の增大を見たり、其の上食費が輕減されたり、學校に於ては缺席兒童の數が著しく減少したばかりでなく學業成績の上にも效果が現れたり、工場等に於ては主從の和合が極めて順調で労働爭議等が其の跡を絶つたり等々榮養改善の實績には甚だ見るべき顯著なものがある。

今、農村部落に於て榮養改善を行ひたる數例に就き、得たる實績の一部を左に掲げることとする。（詳細並に其の他の例に就いては別表参照）

群馬縣多井戸部落にては一箇年間の榮養改善に依り、部落内七一十三歳の兒童の體重增加率は平均男一四・四%、女一六・三%で、環境條件を略同じうする改善を行はざる隣村高瀬村の同様兒童の夫れ、男八・八%、女七・九%に比べて遙かに好成績を示して居る。

群馬縣、澤田、六郷、美里三箇村二三九人に就いては、個人の榮養改善の場合には云々迄もなく、團體或は集團（學校、工場等）に於ける榮養改善の場合に於ても、或は農村の各家庭の臺所を統制しての榮養改善の場合に於ても、又商店とか、中小工場とか組合を組織して榮養改善を行つて居るといふ場合に於ても、い

埼玉縣の部落榮養改善に於ても亦同様の實績が見られるが、其の成績の一端として、醫療費、賣藥費の一箇年一戸當り額を榮養改善前後に就いて調査した結果に依ると、精明村六五・八%減、大家村六三・九%減、七本木村に至つては八九・五%減と云ふ激減振りである。

又、同部落に於ける食費に就いて改善前後各箇年の平均一箇月一戸當り額を調査して見ると、主食品、副食品、調味料、間食、嗜好品、燃料等を合計して、精明村二七・〇%減、大家村一一・六%減、七本木村一八・四%減で、之亦非常な節約が出來て居る。

斯くの如く、保健上、經濟上に甚だ見るべき成績を挙げて居るのであるが、そればかりでなく、作業能率が向上して生産が増加し、又部落内の精神教化にも著しい效果が認められる。

我國の各家庭は勿論各方面に於て一同に上述の農村部落に於けると同一の方針に據つて、日常の食生活の合理化に銳意努力を拂ふならば、全國的には巨額の實利益を納むることが出來ると同時に、單り國民體位の向上に資する許りでなく、亦食糧の自然節約も十分に期待し得るのである。

要は、國民全體が榮養に關する知識を正確にし、既に的確なる學術的研究を以て得たる根據と、其の應用に依る實績に基いて、こゝに提供されて居る食生活上の確乎たる指針範例に従つて、躊躇なく速かに之を實行に移すべきで、現下の時局に際して特に其の最緊要なるを痛感する次第である。これが日常生活に實踐さ

| 地 方 名 | 一 人 一 麥 成 人 | 一 人 一 麥 成 人 | 一 人 一 麵 成 人 | 計 |
|----------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 庄 内 地 方 (六 筒 町 村) | 改善前 日當 合 四九二 零・四 | 改善後 日當 合 四九六 零・四六 | 減 少 額 日當 合 零・七一 零・四 | 減 少 率 合 五八五 零・四 |
| 置 賜 地 方 (四 筒 町 村) | 改善前 日當 合 四九三 零・三六 | 改善後 日當 合 四九一 零・三六 | 減 少 額 日當 合 零・八一 零 | 減 少 率 合 五九九 零・一〇 |
| 最 上 地 方 (三 筒 町 村) | 改善前 日當 合 四九四 零・三〇 | 改善後 日當 合 四九六 零・二九 | 減 少 額 日當 合 零・六六 零・六六 | 減 少 率 合 五六七 零・六 |
| 村 山 地 方 (八 筒 町 村) | 改善前 日當 合 四九五 零・二九 | 改善後 日當 合 四九三 零・二九 | 減 少 額 日當 合 零・一〇 零・一〇 | 減 少 率 合 五六九 零・一〇 |

ため、昭和十六年度より新たに國民保健學科（或は衛生醫學科）なる一科が新設されることとなつた。右新設の趣旨に關し同研究所の編錄せる説明を掲ぐれば以下の如くである。

説 明

時局の進展に伴ひ、多岐に亘る各般の國策を遂行せんが爲めには國民健康の維持向上と其の活動力の増進とに努めざる可からず。之が爲には國民各個に對する衣食住等日常生活の基準を究め、特殊疾患の豫防、診療、治療方法の研究を進むると共に、特殊の地域に住み、特定の職業に從ひ、特定の風俗習慣を有する諸種なる社會群、廣くは國民全般、小にしては市町村居住者、或は各種職業從業者、諸種族群等に對し、團體を對象としての健康狀態、衛生狀態を檢し、之に對する諸方策を案ぜざる可からず。此の方面的調査研究は上述一個人を對象とし或は研究室内實驗を主とする研究との態度、方法を異にし、從來は單に日常衛生行政機關の手に委ねられ居りたるも、醫學、衛生學各分科及び之が補助學たる心理學、統計學等の發達と複雜なる經濟的社會的事象の交錯とは、繁忙なる衛生行政組織の日常的活動以外に、特殊の公衆衛生學的研究機關の日常必要とし、斯る施設なくしては充分なる衛生行政の運用も期し難き事情にある事廣く識者の認むる所なり。

これ實に本邦内地に於ても先年厚生省に公衆衛生院（昭和十五年より厚生科學研究所と改稱）設立せられたが、南方問題の急重視せらるゝに鑑み、更に臺灣化學科の四科を備へ各擔當事項の研究に當つてゐたが、南方問題の急重視せらるゝに鑑み、更に臺灣療及保健衛生制度等に關する調査、研究を行はんが

熱帶醫學研究所に於ける厚生醫學科の新設

臺北帝國大學に附置せられたる熱帶醫學研究所に於ては、從來、熱帶病學科、熱帶衛生學科、細菌血清學科、化學科の四科を備へ各擔當事項の研究に當つてゐたが、南方問題の急重視せらるゝに鑑み、更に臺灣

運するのみならず、北部と南部とに於ても甚しき徑庭あり、住民も亦改穀以來茲に移住せる内地人の外、久しく本島に土著せる福建、廣東兩系の臺灣本島人、數種族に細區分せらるゝ高砂族等幾多の種族に分かれ、其の身體的及心理的性狀及風俗習慣を異にするを以て、島民に對する具體的衛生保健策乃至は社會福祉政策の確定上公衆衛生學的調査研究の必要性は一段と強きものあり。殊に本島内に於ける此種の研究は更に南支那洋方面居住者に對する調査研究の基礎たり又端緒たる可く、今此の見地に立つて特に新に本島に於て着手せらる可き主なる調査研究事項を掲ぐれば左の如し。

一、臺灣に於ける人口問題に關する調査研究

臺灣在住各種族の性別、年齢別人口構成、婚姻率、出生率、死亡率等の精査に基き、各種族に内在する人口増殖力の實情を瞭かにし、將來本島に於ける各種族別人口の割合の豫測、國防及產業戰線に活動すべき勞業可能人員の推定等に依り本島統治の根幹に觸るゝ資料の作製に努むるのみならず、生產率、死亡率に影響を及ぼす本島内具體的な諸事象を研究し健全なる人口對策の樹立を促さんとす。

此の研究に要する統計資料は總督府企畫部にて作製せらるゝも、更に數歩を進めたる細密研究、就中出生、死亡に及ぼす疾病、健康狀態、自然的及文化的生活環境等諸事象の影響に關しては人口學、醫學、統計學その他の専門的知識に基く特殊研究を要し、今日迄斯る必要を充すべき研究機關の本島に缺除したるは各方

本島臺灣に於ては其の氣候風土本邦内地と著しく相

一、熱帶地居住者の體力問題に關する

調査研究

一、極東熱帶地方に於ける民族衛生學的調査研究

國力伸張の基礎たる我國人的資源涵養の爲には一方量的に人口の増殖を計ると共に他面質的に國民各個の活動能力を充分に發達せしむるの要あり。これが爲には國民の身體的、精神的性状を瞭かにし其の特徴の如何に依りて職業の選擇を行ひ、疾患ある者には適當な療養の指示を與へ、筋骨薄弱なる者或は發育期にある者には然る可き體育指導を行はざる可からず。内地の例に倣ひ本島に於ても、國民體力法は近く施行の氣運にあり、未成年者一部の體格體力現況は或る程度迄に依りて闡明せらる可けれど、之等検査調査の方法、集計の方法等には専門的研究の餘地あり、其の検査人員の範圍等に就きても本島特異事情を考慮せざる可からず。更に體力法の範圍以外に屬する男女成年者に對しても尠くとも本島内居住各種族の體力規準を瞭かならしむる事、國防上、產業上將又保健上必要不可缺の事項なり。廣東、福建兩系本島人、高砂族諸種族に關する體格體力の調査は彼等の如何なる勞業に最も好適なる力を明示すべく、本島内在住内地人、就中農業移民村居住者體格體力の精査は本邦人の南方進出に際して生ずる身體的變化を瞭かにして、之に對する適當なる對應策の考究に資する所極めて多かる可し。

熱帶亞熱帶地居住者の身體發育に及ぼす生活環境、就中栄養、體育の影響等は之亦特に詳細なる研究をする部門なり。

臺灣を主とする熱帶地方居住各種族の體格、體質及び疾病の遺傳、並に各種族間に於ける混血の研究は其の事項極めて重要なにも拘らず未だ本島に於て特殊の研究を見ず。

本年内地に於ては國民優生法の公布を見、遺傳病の撲滅に第一步を進めたるも本島に於て之を施行するの適否、更に先年本島に於て施行せられたる共婚法に關聯し島民皇民化の一助として本邦内地人と島内諸種族との混血は獎勵せらる可きものなりや否や等の問題は一面慎重なる政治的考慮を要すと雖も他面極めて冷靜なる科學的探究に基く事なくしては斷じて正鶴を得たる判斷を得べからず。

島内衛生保健問題に於ける遺傳的要因の importance、所謂遺傳病の分布狀態、島内各種族混血例の精細なる身體的、心理的調査等は熱帶地方に於ける醫事、藥事及衛生の徹底的究明を標榜する熱帶醫學研究所として之を缺く能はざる研究事項なり。

一、熱帶地に好適なる醫療保健施設に關する調査及研究

具體的には臺灣に於ける醫療機關の分布、醫院の經營狀態、島民の疾患頻度、醫療費等の調査を行ひ、此に於ける官公立醫療及び保健衛生施設の活動效果等を定め、其の他一般衛生行政機關、學事衛生、社會事業關係の活動を網羅して統一的な本島内理想的醫療保健制度を樹立せんが爲必要的な調査研究を行ふ。

以上を要するに、本邦内地に於ては各帝國大學部或は醫科大學研究室の外、東京帝國大學傳染病研究所、行政諸機關に附置せられたる公衆衛生院、榮養研究所（上記兩者は現在合體して厚生科學研究所と稱す）、衛生試驗所、體育研究所、人口問題研究所等の諸機關ありて特殊保健衛生問題の研究に精進し、時局柄統治政

を如何に結合配列して當該疾患を其の社會より驅逐するかの方途を究めざる可からず。斯る研究の爲には野外に於ける大衆的實驗を必要とし、長期間に亘る記錄の蒐集整理、精密慎重なる統計學的分析を試みざる可からず。例へば特定疾患に對する豫防注射の效果如何の如きも動物實驗に依る成績判定は比較的容易なるも一定の人間社會に對する判斷は極めて困難にして特殊の専門的考慮を要するものなり。前掲公衆衛生院に於ける細菌學、傳染病學の外特に充實せる疫學研究室を設け同院に於ける衛生技術官の教程中にも疫學の授業比較的長時間を占める所以も亦上記理由に外ならず。當熱帶醫學研究所に於ても此の方面の専門的研究室を新設し既設學科と緊密聯絡の上各科の研究業績の實際的應用に遺憾なきを期せざる可からず。

策の徹底、延いては東亞國策の貫徹に協力しつゝあるも、本島臺灣に於ては行政部關係の特殊保健衛生機關皆無にして其の機能は舉げて本熱帶醫學研究所に委ねられたる現状なり。然るに本研究所は創設日尚淺く、所内各科研究室の陣容さへ未だに充實を要するもの多しと雖も就中時局の最も要望する前記人口、體力、體育、民族衛生、移住衛生、疫學、醫療保健制度等行政部と密接なる關係を有し、當面及び永遠の國策の基礎たる可き調査研究を遂行すべき施設を有せず、茲に厚生醫學一科を新設し、衛生行政の實情にも通曉せる専門家を聘して、上記未着手の調査研究を行はしめ、併せて本所既設各科研究室の研究業績の實際的應用を促進し、以て本熱帶醫學研究所創設の目的を全からしめんとするものなり。

財團法人人口問題研究會主催第十二回

人口問題同攻者會合の開催

財團法人人口問題研究會の主催になる第十二回人口問題同攻者會合は今般人口政策確立要綱の發表せられたるを機會として昭和三十五年内地人人口一億の目標を中心論題として昭和十六年二月八日厚生省新館會議室に於て開催せられたが、講演後熱心なる質問もあり非常な盛會であつた。論題、講師及び講演題名を掲ぐれば次の如くである。

論題

我國の將來人口——昭和三十五年内地人總人口一億

に關聯して

講師及題名

昭和三十五年一億人口の根據——人口政策確立要綱

の目標 企畫院調查官 美濃口時次郎
我國人口の趨勢 人口問題研究所調查部長 經博 中川友長

一億人口の可能性

東京商科大學助教授 小田橋貞壽

一億人口の生物學的基礎

厚生科學研究所教授 醫博 川上理一

美濃口調査官は本要綱設定に當り大和民族の老體化を防止し其の永遠の發展性を確保することを根本目標とせる點、特にソ聯邦等の隣邦諸國に對して其の増殖力の劣らざるものたるべき事を目標とする點を純再生産率の數字等を擧げて解説、家と民族とを基礎とする世界觀の確立が根本前提たる所以を強調、中川博士は博士の計算による我國將來人口推定の假定及結果を詳

説し乍ら、出生率を昭和十年當時のものに引き上げて保持し、死亡率は今後二十年にして人口千に付十二程度迄引下げれば昭和三十五年一億の實現は可能なる所以を説明、特に人口政策は今日の歐洲諸國に見る如き人口停止或は減退狀態に當面して初めて施行するに到つては殆んど效果なき事を強調して注目を惹いた。小田橋助教授は今次の人口政策確立要綱中婚資貸付制度と女子就業の抑制方針とは特に農村に於て、又家族手當制度は特に都市に於いて效果大なるべきを豫想、ただ家族手當制度その他の方策も特に上層階級に屬する優秀家系者の子孫維持の爲には猶ほ不充分なるべきを指摘、民族的自覺を喚起する一方、廣義の社會經濟政策確立の必要を力説した。最後に川上博士は厚生科學

研究所内に於いて論議せられた我國將來人口推定の結果を紹介、その専門的立場よりする今後の研究方針の大綱について發表する所あつた。尙、四氏を通じて人口政策の要點は死亡の減少にあらず専ら出生の増加に重點を置くべきものなるを力説せる點特に注目を惹いた。

中央農林協議會の東亞國土計畫要目の決定

中央農林協議會の國土計畫委員會に於ては東亞諸地域を通ずる綜合的國土計畫について昨夏決定せる「國土計畫基本要綱」(本誌第一卷第六號所載)に基き協議中であつたが、昭和十六年一月理事會に於て正式之を決定、同時に日本國土計畫機關設置に關する建議をも決定、内閣、企畫院、關係各省、對滿事務局、興亞院に之を提出した。

東亞計畫要目

第一 策定要領

一、大東亞諸地域の自然的並に社會的諸條件を考量して日・滿・蒙・支等各單位地域間に於ける人口並に施設の配分及び資源の利用開發計畫を策定する

こと而して右計畫に當りては廣く國防、經濟、文化等諸般の事項を併せ考慮すること

二、人口配分計畫は良質人口の增强を目標として之を策定すること、而して人口の配分は資源の賦存と不可分の關係にあるを以て人口配分計畫は之を資源の利用、開發計畫と關聯せしめて策定すること

三、人口配分計畫との關聯に於て文化、厚生計畫を策定すること

四、產業計畫は治水、利水計畫、動力計畫、交通、通信計畫等との關聯に於て之を策定すること

五、產業計畫に於ては各種資源の綜合的利用開發を圖り諸地域間の一元的統合を期すると共に國土の荒廢並に洪水旱害の防除、水源の涵養等國土の保全、培養を十分考慮すること

六、產業計畫は大東亞共榮圈内に於て少くとも必要物資の自給自足を目指として之を策定すること

七、交通通信計畫は產業計畫に適應するの外大東亞共榮圈各般の紐帶として適合するやう策定すること

第二 策定事項

一、人口配分計畫
二、產業配分計畫

イ、農業計畫
ロ、畜產計畫

ハ、林業計畫

ニ、水產計畫
ホ、礦業計畫

ヘ、工業計畫

右產業計畫に於ては金融、交易等流通に關する諸

事項を考慮すると共に單位相互間に於ける交流計畫を併せ策定すること

三、治水、利水計畫

四、動力、熱源計畫

五、交通、通信計畫

六、文化、厚生計畫

第三 機 關

東亞計畫の策定並に促進の爲め日・滿・蒙・支等の官民合同による綜合的中樞機關を設置すること

日本國土計畫機關

一、國土計畫は内閣總理大臣の主管とし中央に國土計畫局を置き内地に在りては地方に支局を置くこと

但し地方支局の管轄は現在の道府縣區域に依らず全國を適當の數區域に分ちて之を設け必要に應じ道府縣に分局を設くるものとす

二、内閣に國土計畫中央委員會を設置し中央計畫の策定並に實施に關する諸機關たらしむること

三、各廳は國土計畫の策定に參畫すると共に其の所管に從ひ實施を掌ること

四、地方支局に國土計畫地方委員會を設置すること

地方法委員會は中央委員會に準ずるものとすること

五、地方計畫は中央の示したる要綱に即應し之を策定するものとし中央の認可を受けたる上決定するものとすること

六、國土計畫を促進する爲め中央並に地方(道府縣市町村を含む)に國土計畫協力體を置くものとし農林漁業に關しては農林漁業に關する中央及び地方團體を以て之に充つること

七、外地に付ては右に準じ適當なる機關を設くこと

兒童母性研究會の第三回協議會の開催

兒童母性研究會に於ては昭和十六年二月十五日東京市麹町區法曹會館に於て第三回協議會を開催したが、その研究報告題名及び報告者氏名を掲ぐれば次の如くである。

研究報告

一、大賀研究所研究報告 (報告者) 小山良修

一、偏食による第二肺動脈音の強盛

兒科診療第四卷第六號(昭和十三年六月)

發表

二、副腎皮質ホルモンの研究

東京醫事新誌三〇九三號、三一三八號(昭和十三年、十四年)醫事公論一四八七號、一四八八號(昭和十六年)發表

和十三年、十四年)醫事公論一四八七號、一四八八號(昭和十六年)發表

三、腸内細菌叢に及ぼす牛酪乳の効果に就て(小谷英三)

兒科診療第六卷、第七卷(昭和十五年七月)發表

四、大豆を基礎とする哺育料に就て(井上數平、田中振爾)

東京醫事新誌第三一四〇號(昭和十四年六月)發表

五、幼兒保健相談

六、腸管蠕動作用に對する補助營養品の影響

七、種類及大豆乳等の營養品を以て飼育せるマウスの瓦斯排泄量の變化と一般發育との關係に就て

八、乳兒及母性に必要なビタミン研究及其補給方法

一、東京帝國大學醫學部脳研究室に於ける異常兒童の調査に就て
吉益修夫

一九三九年獨逸國勢調査の若干細目

集計の發表

一九三九年五月一七日施行の獨逸國勢調査結果の細目集計についてその後獨逸統計局機關誌 Wirtschaft u. Statistik 誌上に發表されたるものの中主要なるもの再録すれば以下の如くである。

職業別所屬人口集計

本調査後各地域別に漸次集計されてゐた定住人口七八〇七二〇〇〇人(現住人口より兵役義務及び労働奉仕義務の遂行中にある者を除けるもの)の職業別所屬人口の全國的集計は以下の如くであるが、所謂「定住人口」から除外されてゐる兵士及労働奉仕中の男女を

| 總人口 | 農業及林業 | | 工業・手工業 | | 商業・交通業 | | 公務・自由業 | | 家事手傳人 | | 獨立無業者 | |
|----------------------|-------|------------------------------------|--------|-----|--------|-------|--------|------|-------|------|-------|-----|
| | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 |
| 一八八二年 | 四〇二五 | 二六〇五 | 三九九 | 一〇〇 | 一四八三 | 三〇·〇% | 一〇〇 | 三八四 | 一四八二 | 六七三〇 | 八一五二 | 一〇〇 |
| 一八九五年 | 四三三〇 | 二五五三 | 三五五 | 一〇〇 | 一四六四 | 四〇·一% | 一三五一 | 五二三 | 一一一〇 | 一〇四四 | 二六三 | 五一〇 |
| 一九〇七年 | 五五九九 | 二四九六 | 二三〇 | 九六 | 一三一三 | 四一·六% | 一五五四 | 八四一 | 一二六 | 一〇三〇 | 三〇七 | 一五九 |
| 一九二五年 | 六一八一 | 二四四四 | 三三八 | 九〇 | 一六四四 | 四一·五% | 一五九一 | 一〇五六 | 一六四六 | 一五九 | 二四〇 | 一五九 |
| 一九三三年 ⁽²⁾ | 六〇九九 | 二四七五 | 二〇八 | 八六 | 一五五六 | 三九·〇% | 一七三一 | 一六九 | 一五六五 | 一五〇七 | 七七 | 一五〇 |
| 一九三九年 | 六六一八 | 二三三五 | 一八〇 | 七六 | 一五九七 | 四一·〇% | 一八一 | 一〇七四 | 一五八〇 | 一五〇一 | 六六〇 | 一〇一 |
| (備考) | (1) | 一九三八年一月一日現在の領土内人口なり。 | | | | | | | | | | |
| (2) | | 一九三九年度の数字は服務の兵士及労働奉仕中の男女を除く定住人口なり。 | | | | | | | | | | |

もその服務前の職業によつて集計せる数字は猶ほ完成するに到らない。又こゝにいふ職業別所屬人口とは有

業者及び獨立生計の無業者(地主、金利生活者、恩給受領者、自己の財産又は他の補助によつて生活する者等)と並に之に扶養せらるゝ本業なき家族を含む總數の謂

ひで、随つてこの職業別人口の比率は職業別の扶養家族の多寡により實際の職業別人口の比率と必ずしも一致するわけではない。その詳細なる分析は猶ほ完成を見ること到らず、さりとて一九三三年の調査結果は既に陣腐で利用し難い。

定住人口の職業別所屬別集計

| 農業及林業 | 總數 | | 男 | | 女 | |
|--------|-------|-------|--------|---|---|---|
| | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 |
| 工業・手工業 | 三一四六 | 一七〇三八 | 一四·四二八 | | | |
| 商業・交通業 | 一三〇五八 | 五八六三 | 六一九五 | | | |
| 公務・自由業 | 七六七七 | 三八〇三 | 三八七四 | | | |
| 家事手傳人 | 一六二八 | 四八 | 一五八〇 | | | |
| 獨立無業者 | 一〇三六一 | 四〇〇六 | 六三五五 | | | |

(1) 職業別所屬人口の變遷(一八八二—一九三九年)

職業別所屬人口の累年比較

職業別所屬人口の變遷の跡を示すに足る正確な数字は舊領土(即ち一九三八年一月一日現在の領土)内でしか求め難いが、之を掲ぐれば別掲の如くで、最初の職業調査の行はれた一八八二年以降農業及林業部門所屬人

右百分比

| 農業及林業 | 一九一 | 一八〇 | 一〇一 |
|--------|-----|-----|-----|
| 工業・手工業 | 四〇三 | 四五五 | 三五六 |
| 商業・交通業 | 一五四 | 一五六 | 五三 |
| 公務・自由業 | 九八 | 一〇一 | 一九五 |
| 家事手傳人 | 二一 | 〇一 | 三九 |
| 獨立無業者 | 一三三 | 一〇七 | 一五六 |

口は今日に到る迄不斷の減退を示してをり、且つこの傾向は一八八二年を更に數十年遡るところに初まると考へられる。減退速度は前世界大戦後に特に顯著だが、一九三三年後を見る著減は一九三三年には多くの無業者及びその家族が單に蓄て農林業に屬してゐたといふだけの理由でこの部門へ所屬せしめられたといふ事情に負ふ所も多い。又舊農業者が當時の經濟恐慌の結果一時的に歸農してゐたといふ事情もある。更に三年以後に見る兵役及び労働奉仕義務への動員の影響は農業及林業に於て特に顯著で、特にこゝでは他の職業部門に於ける如くその損失が補充せられることが妙いといふ事情も考慮されよう。尙、農林業部門に於ける三年以後の變動を男女別に見ると、男子人口の減少が特に著しいこと次表の如くで、その數字は家庭内にあつて農業の手助けをする女子の数が著しく増加することを推測せしめるに足らう。

| (農業及林業) | | 一九三九年 | 一九三三年 | 減少率 |
|---------|---|--------|--------|-----------|
| 總 | 數 | 二三、二六五 | 一三、七一五 | (+) 一〇・六% |
| 内 | 男 | 五、五三九 | 六、五九〇 | (+) 一六・〇% |
| 女 | | 六、七三六 | 七、一二五 | (+) 五・六% |

工業及手工業部門所屬人口の増加は最も顯著で一九三三年以降に二百二十萬八・六%の増加となつてゐるが、一九三三年にはこの部門所屬の失業者及びその家族が八百五十萬近くを算へてゐたことを考へ合せるると三九年に於ける實増加は一千萬を超えることになるわけである。農林業部門所屬人口に對する當部門の優位も三三年以降いよ／＼著しく、三三年には猶ほ二倍とまではゆかなかつたのが三九年には優に三倍以上となつてゐる。また一八八二年には農林業部門所屬人口

は當部門所屬人口よりも多かつたわけだが九五年には既に逆となつてをり、且つ前者が不斷に減退するに反して後者は絶えず増勢を示してゐる。たゞ一九二五一三年間に見られる一時的減退は不況の爲他部門又は獨立無業者の範圍へ移るもののが多かつたに依る。

商業及交通業部門所屬人口は一九三三年までは絶え

ず増加してゐたが、三三年以降四十萬、三・七%の減少を見せてゐるのが注意を惹く。

反之、公務(及自由業)部門所屬人口は調査毎にその比重を高めてきてをり、特に一九三三年以降の激増は目ざましい。三三一一三九年間に百七十萬三分の一以上の増加をみたわけで當部門所屬人口は三九年には全人口の十分の一を占めるに到つてゐる。この著増は

三年ナチス政權樹立以來國防軍の再建と共に伴ふ諸機關の擴充に負ふもので、當部門には一般行政官の外に國防軍の將校、下士官、長期服役の兵士、關係諸工廠及諸學校の職員及労働者、その他三三年以後に初まる労働奉仕の指導者たちが含まれてゐるわけである、

新しい經濟指導の職員もあり、また併て三三年には當

時の保險業務の實情により商業及交通業部門に含められたみた労働者失業保險の全關係者も今回は公務として取扱はれることになつたといふ點もある。多くの名譽職員を含んでゐるとはいへ國民の保護に從事する黨下部組織幼稚園等の發展も亦見逃し難い。當部門の増大の詳細はなほ發表の域に到らないが、軍事關係の労働力が數倍化ることは明瞭で、之に較べては一

家、事手傳人(之に扶養せらるゝ所屬人口は殆んどないといつてよい)は一九〇七年以來初めて増加をみせ、增加十萬餘の數字は範圍の狭い當部門にとつては確かに注目すべきだが(増加割合八・一%)、然しなほ一九二五年の狀態を再現するに到らず、婚姻及び子供數の増加と經濟的好況とによる増大需要量を充たすに足りない。

獨立無業者及び其の所屬人口は多少減少した。之は老年者の増加にも拘らず猶ほ働き得る金利生活者の多數が勤勞生活に再歸せる事實を物語るものといへよう。尤も一九三三年には恐慌の結果として多數の労働者が娘むなく勤勞生活を停止するの餘儀なき事情につたことも注意すべきだ。

社會階級別所屬人口集計

本調查施行區域の定住人口總數中有業者及び之に扶養せらるゝ本業なき家族の總數は六七、七一〇、〇〇〇人で、之をその社會的地位によつて分類せる集計數字は次の如くである。

| | | 有業者及びその家族 | | |
|-------|-------|-----------|--------|--|
| | 總數 | 男 | 女 | |
| 獨立有業者 | 二、四三七 | 六、八七九 | 四、五五八 | |
| 家族從業者 | 六、九五〇 | 一、三三三 | 五、六一六 | |
| 官會社員 | 四、七六三 | 三、五九五 | 二、一六八 | |
| 勞働者 | 八、七九八 | 四、〇三六 | 四、七六三 | |
| 右百分比 | | 一八、六三九 | 一七、二三三 | |

一般行政組織や國民保護施設に於ける人員増加の實數は

獨立有業者

一六・九

二〇・五

一三・三

一〇・三

四・〇

一六・四

家族從業者

官吏
會社員
労働者

| | | |
|------|------|------|
| 一三・〇 | 一二・一 | 一三・九 |
| 五三・八 | 五五・七 | 五〇・〇 |

社會階級別集計の累年比較
右社會階級別集計についても累年統計は舊領土内に

對してしか行ひ難いが、之を示せば別掲の如くで、特
に一九三三年以降獨立有業者を除いては各階級とも増
勢を示してゐる。

社會階級別所屬人口累年比較（一八八二——一九三九年）

（有業者及之に扶養せらるゝ本業なき家族）

| 總數 | 獨立有業者 | | 家族從業者 | | 官吏及會社員 | | 勞働者 | | |
|-------|--------|--------|-------|-------|--------|------|--------|--------|--------|
| | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 | |
| 一八八二年 | 三八・二九五 | 一四・七二六 | 三八・五〇 | 100 | 一・七三七 | 四・五% | 100 | 一八・九八八 | 四九六% |
| 一八九五年 | 四三・〇三 | 一四・九七四 | 三四・四〇 | 101・七 | 一八・七六 | 四・三% | 108・〇 | 四・七三七 | 一〇・九% |
| 一九〇七年 | 五一・一〇一 | 一三・七六〇 | 三六・九〇 | 九三・四 | 三・八九八 | 七・六% | 一一・四・四 | 七・三三〇 | 一四・一% |
| 一九二五年 | 五七・四三六 | 一二・〇三七 | 三〇・九〇 | 八一・七 | 五・六〇五 | 九・八% | 一〇・九七九 | 一九・一% | 二五四・二 |
| 一九三三年 | 五七・〇八一 | 一一・二七四 | 一九・八〇 | 七六・六 | 五・四八九 | 九・六% | 三二・七 | 三八・六〇 | 二八・八二五 |
| 一九三九年 | 五九・三八六 | 九・六一二 | 一六・二〇 | 六五・三 | 五・八三七 | 九・八% | 三一・六〇 | 一〇・五四 | 一八・五% |

（備考）本表は一九三八年一月一日現在の領土内の集計なり。

獨立有業者（及びその家族）の減勢は既に一八九五年
以降に見る恒常的傾向であるが、一九三三年以降の減
少は特に著しい。蓋し一般的經濟好況の結果以前の恐

慌期に娘むを得ず收支償はざる獨立有業者として生活
してゐたものの多數が俸給又は賃金生活者へと轉向せ
る爲で、その際舊職業は全然放棄せられず寧ろ副業と
して續けられてゐる場合も多いであろうことは三九年
調査による農業經營數に殆んど變更を見ない點からも
想像することができる。

家族從業者即ち家業の手助けをする妻子その他の家
族員の累年比較はこの種の手助けが前大戰前の調査に
較べてはるかに廣義に評價せられるようになつたため
比較は極めて困難で、一九三三年以降の増加の一部も
若干の地方に於ける調査法の改善に歸すべきであら
う。三三年以降の増加を男女別に見ると次の如くで、

男子の著減に反し妻及び娘の手助けの強化せる事實を
物語つてゐる。

ユダヤ及ユダヤ的混血人口集計

| 總數 | 一九三九年 | | 一九三三年 | | 增減率 | |
|-----|-------|-------|------------|--------|--------|--------|
| | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 | 千 |
| 内、男 | 一・〇九〇 | 一・三六六 | (+) 一・一・一〇 | 一・一・一〇 | 一・一・一〇 | 一・一・一〇 |
| 内、女 | 四・七四七 | 四・二六三 | (+) 二・四〇% | 二・四〇% | 二・四〇% | 二・四〇% |

官吏及會社員とその家族の増加は經濟行政及び配給
機構の擴充に伴ひ一八八二年以降絶えず増加してを
り、一九二五——三三年間の多少の減退も實は單にそ
の所屬家庭員數の減少によるものであつた。三九年に
於ける官吏及會社員（並に所屬家族）數は一八八二年の
倍以上になつてゐる。

増勢の最も著しいのは労働者及その家族で一八八二
年以降その總數に於ても割合に於ても不斷の増勢を示
してゐる。（以上一九四〇年第十六號所載）

なほ右數字の中には私生兒の場合は集計されてゐな

いわけであるが大勢を察するには充分で純ユダヤ人の方が混血者よりも遙かに多いことが注意を惹く。獨逸統計局はこの事實を以つて從來僅かの資料を基とせる單なる推測によつて杞憂されてゐた民族的混血の事實に對して極めて樂觀的な結論を抱くに到つた。

一九三三年以降の比較

いきましを三三年調査と比較してみると次の如くであるが三三年の調査に於ては單に (Glaubensjuden) 即ち正式にユダヤ教會に屬する者のみを算へてゐるので、正確なる比較は困難で完全なユダヤ人の一部が除外されても一方低度のユダヤ混血兒や、時には全くユダヤ人に非ざる者も多少は含まれてゐるわけである。尤も三九年調査の最後的確定集計に當つてはユダヤ人又その混血兒の宗教別集計も行はれる筈なので、一層正確な比較が可能となるわけである。

| 一九三九年 | | 一九三三年(1) | |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| (混血を除く) | (ユダヤ教會所屬者) | (混血を除く) | (ユダヤ教會所屬者) |
| 一三三・五〇(0・四三%) | 一三三・七〇(0・四六%) | 一三三・五〇(0・四三%) | 一三三・四八(0・四三%) |
| 一九一・四八(11・八三%) | 一九一・四八(11・八三%) | 一九一・四八(11・八三%) | 一九一・四八(11・八三%) |
| 二七・七七四(0・七五%) | 二七・七七四(0・七五%) | 二七・七七四(0・七五%) | 二七・七七四(0・七五%) |

(備考) 上二段の括弧内の數字は現住人口に對する百分比なり。
(1) 舊領土内の調查は一九三三年六月十六日、ザール地方は三五年六月二十五日、舊境太利は三四四年三月二十二日、ズーテン獨逸地方は三〇年十二月一日。

(2) メーメル地方、ダンチヒ及び新東部地域を含まず。

ユダヤ人に都市、特に大都市居住者の多いのも数字に明らかな特徴で、市町村別現住比率の百分比を示せば次の如くである。

| 全國現 住人口 | ユダ ヤ人 (第一種) | 混 血 | |
|------------|-------------------|--------|-------|
| | | (第一種) | (第二種) |
| 一萬以下 | 五〇・四 | 九・二 | 一〇・九 |
| 一一二萬 | 六・二 | 二・〇 | 二・八 |
| 二一五萬 | 八・〇 | 三・三 | 三・六 |
| 五一十萬 | 五・一 | 三・一 | 三・七 |
| 十萬以上 | 三・〇・一 | 八・一・一 | 七・七・七 |

| 都 市 百萬以上 | 都 市 百萬以上 | ユダヤ人 | |
|------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| | | (混 血 (第一種)) | (混 血 (第二種)) |
| 全 國 平 均 | 一 都 市 | 〇・四二 | 〇・〇九 |
| 十 萬 以 上 | 一 都 市 | 一・一三 | 〇・一四 |
| 都 市 百萬以上 | 都 市 百萬以上 | 二・三一 | 〇・一三 |
| 都 市 百萬以上 | 都 市 百萬以上 | 〇・四七 | 〇・一四 |
| 都 市 百萬以上 | 都 市 百萬以上 | 四・七六 | 〇・八一 |
| 都 市 百萬以上 | 都 市 百萬以上 | 〇・八一 | 〇・三五 |
| 都 市 百萬以上 | 都 市 百萬以上 | 一・一九 | 一・一九 |
| 都 市 百萬以上 | 都 市 百萬以上 | 一・一九 | 一・一九 |

移出入人口の集計

兩調査年次間の移出入人口の收支決算は總人口の增加と出産による自然増加数を差し引くことによつて計算することができるが、各年次により又各地方別による種々の差等を問題にしなければ之によつておよその大勢を窺ふには足りる。前世界大戰に前後して多數の歸國者を見た爲め移入増を示した一九一〇一二五年を除いて一九〇五年以降の獨逸は續いて移出人口超過を示してゐたこと次表の如くであるが、ナチス政權成立後の經濟復興は多數のユダヤ人の國外移出にも拘らず遂にその出支表を逆轉せしむるに至つた。

| 内 | 十一五十萬 | 一二八 | 二一・一 | 一二・三 | 一四・五 |
|-------------------------|-------|------|------|------|------|
| 百萬以上 | 一〇・〇 | 五五・七 | 五一・〇 | 四四・三 | 一一・八 |
| (ベルリン、ハノン) (ルク及ウイーン) | | | | | |
| 内 | 十五十萬 | 一二八 | 二一・一 | 一二・三 | 一四・五 |
| 五百一一百萬 | 七・四 | 一五・四 | 二三・四 | 一一・八 | |

ズデーテン獨逸地方の減少率の極めて高いのは同地方の獨逸再歸に先立ち同地のユダヤ人が國境通過の憂なしに莫大な財産を伴つてボヘミア及モラビヤ地方へ移住せるが爲であるといふ。

ユダヤ人の體性別集計

本調査に於けるユダヤ人の體性別集計をみると極めて異數で、前二三年調査にも指摘されてゐる女子過剩は更に顯著となつてゐるが、勿論これは獨身壯年男子を主とする國外移住の當然の結果で、それは過剩率が混血者に於けるよりもユダヤ人老齡化の點にも窺れるが、併し根本はやはりユダヤ人老齡化の事實に基くと考へられる。集計結果を掲げれば次の如くである。

(備考) メーメル地方、ダンチヒ及び新東部地域を除く。

なほユダヤ人の總人口(現住人口)に對する百分比を示せば次の如くである。

| 都 市 百萬以上 | 都 市 百萬以上 | ユダヤ人 | |
|------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| | | (混 血 (第一種)) | (混 血 (第二種)) |
| 全 國 平 均 | 一 都 市 | 〇・四二 | 〇・〇九 |
| 十 萬 以 上 | 一 都 市 | 一・一三 | 〇・一四 |
| 都 市 百萬以上 | 都 市 百萬以上 | 二・三一 | 〇・一三 |
| 都 市 百萬以上 | 都 市 百萬以上 | 〇・四七 | 〇・一四 |
| 都 市 百萬以上 | 都 市 百萬以上 | 四・七六 | 〇・八一 |
| 都 市 百萬以上 | 都 市 百萬以上 | 〇・八一 | 〇・三五 |
| 都 市 百萬以上 | 都 市 百萬以上 | 一・一九 | 一・一九 |
| 都 市 百萬以上 | 都 市 百萬以上 | 一・一九 | 一・一九 |

年次 総數(△は減)
世界大戦前の領域 年平均(同上)

の諸地方の獨逸人についても續々本國再移住は行はれてゐるといふ。

一四、一八七、四四二
一一〇・五
內十萬以上(大都市)

世界大戦前の領域

| | | |
|---------|---------|-------|
| 一八四三—五二 | 六八四、〇〇〇 | 七六〇〇〇 |
| 一八五二—一六 | 七六一〇〇〇 | 八四六〇〇 |

都鄙別人口の集計

| 世界大戦後の領域 | |
|-----------------------|---------|
| 一九一〇—一五(1) | 三三〇'〇〇〇 |
| 一九一五—三三(1) △ | 二三四'一〇〇 |
| 一九三三—三九 | 五一三'一〇〇 |
| 一九三九年中期の領域(メーメル地方を除く) | 八六七〇〇 |
| 一九三三—三九 | 九三'〇〦〇 |
| | 一五'七〇〇 |

右移入人口の大部分は獨逸人の歸國によるもので、更にナチス建設計畫の進行に伴ふ外國労働力移入の増加も少くない。之は主としてボヘミア及びモラビアの兩保護領、スロバキア、伊太利、ハンガリー、ユーゴスラビア及び和蘭からの移入による。又獨逸人の歸國は從來の無統制歸國とは趣きを異にし大部分は新しく獲得せられた獨逸の新生活領域への計畫的移住として行はれたものである。既にラトヴィア、エストニア、ガリシア及び東波蘭の獨逸人は殆んど本國再移住の實現を見、リスアニア、ベッサラビア、南チロルその他

本都鄙別集計は人口二千の行政単位を境として都市及び農村に大別し更にその細分類を試みたものであるが、かかる區分が農業とその他の産業とを區別する限界となるわけでないのはいふ迄もない。たゞ種々の行政的に極めて有用である爲に行はれたもので、之に

ると農村(人口三千以下の自治體)の人口は全國人口の十分の三強、残りの十分の七近くは都市人口となることになるが、この所謂都市人口總數五千四百三十萬中二千四百二十萬は六十二の大都市(人口十萬以上)人口であり、又ベルリン、ウイーン及ハンブルグの三大都市(人口百萬以上)だけで殆んど八百萬近く、全國人口の一〇・一%を占有してゐることになる。本調査結果の主要數字を掲ぐれば次の如くである。(以下凡て現住人口數なり。)

| | | |
|-------------------------------------|-----------|------|
| 五十萬—一百萬(九市) | 五、八七二、五六三 | 七・四 |
| 百萬以上(三市) | 七、九八〇、六〇九 | 一〇・一 |
| 七九、三七五、二八一 | 一〇〇・〇 | |
| (備考) 本表はメール地方を除く一九三九年中期の領域人口 なり。 | | |

又、一八七一年以降農村人口比率の減退の跡を示せば次の如くで、前世紀の七一年に六三・九%を占めた農村人口は世紀の交替を境として都市人口との比重を逆轉してゐる。但しその絶對數に於ては約二千六百萬の數値を以て世界大戰までは大約不動の姿勢を示してゐたが、大戰後の行政區劃變更は特に二五—三年の間に於いて農村人口總數の著激を結果してゐる。

| 世界大戰前の領域 | | 百分比 | |
|----------|--------------|-------------|-----|
| 一八七一 | 一六・三三(六三・九) | 一四・七九(三六・一) | 百分比 |
| 一八八〇 | 一六・五一(五八・六) | 一八・七三(四一・四) | % |
| 一八九〇 | 一六・一九(五三・〇) | 一三・三四(四七・〇) | % |
| 一九〇〇 | 一五・七四(四五・六) | 三〇・六三(五四・四) | % |
| 一九一〇 | 一五・九六(四〇・〇) | 三八・九七(六〇・〇) | % |
| 獨壟合邦前の領域 | | 百分比 | |
| 一九一〇 | 二三・三九(三八・三) | 三六・〇六(K1・七) | % |
| 一九一五 | 二二・三七(三五・四) | 四〇・八一(六四・六) | % |
| 一九三三 | 一一・六一(三一・八) | 四四・四一(六七・三) | % |
| 一九三九 | 一一〇・八八(三〇・一) | 四八・四四(六九・九) | % |

一九三九年中期の領域(メーメル地方を除く)

一九三九

二五〇五(三一六)

五四・三三(六八・四)

百萬以上 10・1 10・5 (一) 0・4 (一) 1・0
 計(總數) 七九、三七五 千
 七六、四三九 千
 三・八 二・九六 千

(備考) 本表は各年次現在の市町村區別による。一八七一年分には在フランスの軍隊を除く。一九二五及三年のザール地方は夫々一九二七年七月十九日及一九三五年六月二十五日の調査による。

但し前記の如く都市人口の著増の一因は行政區劃の變更、特に新市域の擴大等によつても速進されてゐる

ので、この影響を除外する爲にいま三年の區劃を基準として之を同區劃に於ける三年人口と對比して見る

ると次表の如くなり、計二百九十万強の人口増加の殆ど全部は都市人口増加として行はれたことを示して

を、増率は中小都市に於て最も著しい。百萬以上の

大都市に減率を見るのはウイーン市の人口減少が強く響いてゐる爲である。尙、本表に見る三年一三九年間の農村人口は兵役義務制復活の爲め多數の農村出身兵士が都市人口の一部として集計される結果を見た影響も僅少でないことを獨逸統計局は注意してゐる。

| 一九三九年 五月十七日 | 一九三 三年(1) 增加率 | 一九三 三年(1) 增加率 | |
|----------------|---------------------|---------------------|-----------|
| | | 四、三三八、七五六 | 四、二四一、五〇一 |
| ベルリン市 | 四、三三八、七五六 | 四、二四一、五〇一 | 二・三 |
| ウイーン市 | 一、九二九、九七六 | 二、〇九一、五四一 | (一) 七・七 |
| ハンブルグ市 | 一、七一一、八七七 | 一、六七五、七〇三 | 二・一 |
| ミュンヘン市 | 八二九、三一八 | 七七三、〇九五 | 七・三 |
| ケルン市 | 七二九、一三一 | 七五六、六〇五 | 二・一 |
| ライプチヒ市 | 七〇七、一六五 | 七一五、六六八 | (一) 一・二 |
| エッセン市 | 六六六、七四三 | 六五四、四六一 | 一・九 |
| ドレスデン市 | 六三〇、一三六 | 六四二、一二九 | (一) 一・九 |
| ブレスラウ市 | 六二九、五六五 | 六二五、一九八 | 〇・七 |
| ドルトムント市 | 五五三、一六一 | 五五五、八五七 | (一) 〇・四 |
| デュッセルドルフ市 | 五四一、四一〇 | 四九八、六〇〇 | 八・六 |

(備考) 三年六月十六日現在、ウイーン市のみは三年三月二十二日前現在。

(以上一九四〇年第廿一號所載)

内、

| | | | | |
|----------|------|------|-----|------|
| 十萬一二十二萬 | 五・八 | 五六 | 七・三 | 一〇・五 |
| 二十萬一十五十萬 | 七・二 | 七・二 | 四・三 | 七・九 |
| 五十萬一百萬 | 七・四 | 七・五 | 一・九 | 三・七 |
| 十萬以上 | 三〇・五 | 三〇・八 | 二・六 | 二・一 |

一九三九年ソ聯邦國勢調査結果の報告

tistik 1939 Nr. 19/20 及び 1940 Nr. 14 の報告する所より主要数字を再録すれば次の如くである。

總人口及男女別人口と其の増減

六日、ザール地方に於ては三年五月二十二日、ズテーテン獨逸地方に於ては三〇年十一月一日現在による。(2)前調査以後に制定された市町村人口一二、〇四四人を含む。

尚、人口五十萬以上の十二大都市人口を示せば次の如くである。

右結果を一九二六年十一月十七日の國勢調査結果(總人口一四七(百萬))と比較すると増加總數二千三百四十萬、割合は一五・九%となり、前世紀末(一八九七年に總人口一〇六・四(百萬))に對して増加總數六千四百萬、割合は六〇・一%となる。一九二七年(二六年十二月の調査結果)より三九年までの年平均増加は百九十五萬、千人に付一二・三の割合となる。但しこの高い平均自然増加率も實際には内外の諸事情による相當大きな振幅を含んでおり、また最近數年間は出生及び死亡數共に激減をみせてゐる。三九年六月一日のプラウダ紙及び第十八回黨大會席上のスター・リンの演説(イスバースチア紙所載)等に報告されてゐる所によると、一九三五年の死亡率は(人口千に付)一六・三%であるが一九三八年の死亡率は前世界大戰前(約一七)に對し四〇%の低下をみせてゐる。

尚一九三九年九月二十八日の獨ソ協定によりソ聯邦に附屬するに到つた舊波蘭の人口は約千二百萬(一九三一年調)で、ソ聯邦の總人口は約一億八千二百萬となつたことになる。

又、男女別人口について之を見ると女子人口の方が増勢遙かに強く、二六年の調査結果に對比し男子人口の増加は一〇・六(百萬)、一五%、之に對し女子人口の

一九三九年一月十七日に施行されたソ聯邦の國務調查結果について獨逸統計局機關誌 Wirtschaft u. Sta-

増加は一二・八(百萬)、一六・九%となつてをり、従つて女子人口の過剰は他の諸國とは反対に前世界大戦後より更に著しくなつたことになる。即ち男千に付、女(一八九七年)一、〇一一人(一九二六年)一、〇七〇人、(一九三九年)一、〇八七人の割合となる。

地域別人口及人口密度

| 地 域 | 面 積 | 人 口 | 一方秆に付人口 |
|-------------------------|------------|-------------|---------|
| R S F S R (所謂大ロシア聯邦) | 二六五〇 方秆 | 一〇五二九九 千 | 六六 |
| ウ ク ラ イ ナ | 四〇五 | 三〇九六〇 | 充盈 |
| 白 ロ シ ア | 三七 | 三五六 | 四三九 |
| ア ゼ ル バ イ ジ ャ | 六八 | 三二〇 | 三七三 |
| ジ ヨ ル リ ジ ア | 七〇 | 三五五 | 四三一 |
| アルメニア | 三〇 | 一三八三 | 四二七 |
| トルコマン | 四〇四 | 一三四 | 三八二 |
| ウズベック | 三七六 | 一三三 | 三七一 |
| タ チ ッ ク | 一四四 | 一四三 | 三三三 |
| カ サ ツ ク | 二七四 | 六二六 | 二九四 |
| キ ル ギ ス | 一七九 | 一四九 | 二九四 |
| 計 | 三二五 | 一七〇四七七 | 八〇九 |

右表中大ロシア聯邦共和国の人口密度が極めて低いのは人口稀薄な西比利地方を包括してゐるからで、モスクワ地方の人口密度は一方秆に付一八〇・五となつてをり、ソ聯邦の人口密度は之を中心に四方に次第に稀薄化してゆくことになつてゐる。

都市人口の著増

| 都 市 人 口 | 一九二六年 | 一九三九年 |
|---------|-----------|-----------|
| 一百万 | 二六三(一七九%) | 五百九(三一六%) |

農村人口 二三〇四(二・一%) 一四五(四・一%)

即ち都市人口は二六年以來二倍以上の増大で、農村人口は反之五・一%の減となる。尤もソ聯邦の都市人口とは都市ソヴィエートを有つ自治體の人口をいふもので、都市と農村との區別は市町村の大いさの區別を示すわけではないが併し大勢には變りない。都市人口著増の主因は離村で、三九年六月二日プラウダ紙所載の國家計畫委員會委員長ウォスネセンスキの報告によると一九二六年以降の農村人口の全損失は二千四百三十萬、年平均二百萬を超えることになる。之に對し農村人口の自然増加は千八百十萬、年平均百五十萬で、從つて農村人口の純損失は年約五十萬、通計約六百萬と算定されることになる。農村人口離村の動力は勿論工業化であるが、三九年三月の第十八回黨大會席上スターリンは農村は今後更に年約百五十萬の青年を工業に提供せねばならぬと語つてゐる。

又、人口十萬以上の大都市の數は二六年の三一市より八二市に著増、全人口の一六・一%を占めるに到つたこと次表に見るが如くである。

民 族 別 集 計

一九三九年ソ聯邦國勢調査の結果による總人口一億七千四十七萬の内、今日まで民族別に集計されたものは二億六千九百五十二萬であるが、當民族別調査は客觀的徵表によらず専ら本人の申告に基いて集計されたもので、大體に於いて客觀的事實と一致することは承認せられるが、併し種々の動機によつて事實と相違する場合の妙くないことも否定し難い。また民族別集計は四十七民族、二民族群(アゼルバイジャノン人及びダゲスタン人)及び其の他の五十項に分類されたが、この分類法は前一九二六年調査のそれと多少相違する爲兩調査の結果を比較するには種々の困難を感じる。(主觀的申告によることは前調査も同じ。)

いま兩調査の主要民族別數字(人口五十萬以上のも)を掲げれば次の如くである。

| 都 市 及 都 市 的 移 住 地 | 市 數 | 人 口 (括弧内は總 人口に對する 百分比) |
|-------------------|-------|---------------------------------|
| 二〇萬以上 | 三九 | 二二・三(二二・五%) |
| 二〇萬一〇萬 | 四三 | 六一(三六%) |
| 一〇萬一五萬 | 九二 | 六七(三九%) |
| 五萬以下 | 二二九六 | 二一八(二二八%) |
| 計 | 二、三七〇 | 五五・九(三一六%) |

又、人口五十萬以上の都市を擧ぐれば次の如く十一市を算へてゐる。(＊印はアジアの部)

| 民族別 | 総数 | 百分比 | 一九二六年に對する増減率 |
|--------------------------|-------------|--------|--------------|
| ロシア人 | 九〇九千九百九十九人 | 五八・〇% | (+) 二七・三% |
| ウクライナ人 | 二六〇四千五百四十一人 | 一六・七% | (+) 一〇・〇% |
| 白ロシア人 | 五二六七千四百四十一人 | 三・九% | (+) 二・一% |
| ウズベク人 | 四六四〇千九百四十一人 | 二・八% | (+) 一・〇・〇% |
| タタール人 | 四〇〇三千九百八十八人 | 二・三% | (+) 一・三% |
| カサック人 | 三〇九八千九百八十八人 | 一・八% | (+) 一・三% |
| ユダヤ人 | 三〇一〇千九百零一人 | 一・七% | (+) 一・三・〇% |
| アゼルバイジヤン人 ⁽¹⁾ | 二七四八千九百四十一人 | 一・三・〇% | — |
| グルジン人 | 二三四六千九百四十一人 | 一・三・五% | — |
| アルメニア人 | 二二五九千九百四十一人 | 一・六・四% | — |
| モルドワイン人 | 二一五九千九百四十一人 | 一・六・四% | — |
| 獨逸人 | 一四三五千九百四十一人 | 〇・八・六% | (+) 一・四・九% |
| チュワシ人 | 一三五〇千九百四十一人 | 〇・八・一% | (+) 一・三・五% |
| タチク人 | 一三五〇千九百四十一人 | 〇・八・一% | (+) 一・三・五% |
| キルギース人 | 八四三千九百四十一人 | 〇・五・一% | (+) 一・五・九% |
| ダケスタン人 | 八四二千九百四十一人 | 〇・五・〇% | (+) 一・五・九% |
| バシキール人 | 八二八千九百四十一人 | 〇・四・八% | (+) 一・八・一% |
| トルコマン人 | 八一八千九百四十一人 | 〇・四・八% | (+) 一・八・一% |
| ボーランド人 | 七六九千九百四十一人 | 〇・三・九% | (+) 一・九・九% |
| ボチャク人 | 六〇五七千九百四十一人 | 〇・三・六% | (+) 一・〇・一% |

を占めてゐるが、之にウクライナ人及び白ロシア人を加へた三スラブ民族の合計は一億三千二百三十六萬人にして七七・六五%、即ち全人口の四分の三以上を占めることになる。前調査時に較べて増加率の著しいのは少數民族の例外的數字を除くとタタール人(四七・四%)、アルメニア人(三七・二%)、ロシア人(二七・三%)、ウズベク人(二四・〇%)の順序となつてゐる。(總平均増加率は一五・九%)。反之、前調査時に較べて減少を示してゐるものはウクライナ、カサック、ボーランド人等西及び南の邊境諸民族で、ウクライナ人の減少は特に注意を惹く。ユダヤ人もこの對總人口比率は二六年の一・八二%から一・七七%に低下している。ロシア人の對總人口比率は二六年の五二・九%から五八・〇九%への著増の跡をみせてゐるが、三九年調査に於ては他民族に屬すべきものの多數がロシア人として申告せることも否定し難い。

社會階級別集計

三九年調査によるソ聯邦人口の社會階級的構造は次の如くで、コルホーズ農民が全人口の約四五%といふ壓倒的比率を占め、之に亞いで全人口の約三分の一を占める労働者、第三位が全人口の六分の一を超える一般勤務者といふ順序になつてをり、労働者と一般勤務者と併せると全人口の約半分近く(四九・七%)を占めて、コルホーズ農民よりも多くなる勘定になる。無業者の比率が極めて多いことも亦注目に値しよう。

(1) 一九三九年調査に於けるアゼルバイジャン・ソヴェート共和国の總人口は三、二〇九、七二七人にして、その約三分の二がアゼルバイジャン人として算計されてゐることになる。その内の大部分はトルコ人と考えられる。

| 社會階級別 | 人口(家族を含む) | 年 | 年 | 年 |
|----------------|--------------|-------|-------|-------|
| 労働者(都市及農村に於ける) | 五、五六六千三百二十九人 | 一九二八年 | 一九三七年 | 一九三九年 |
| 勤務者(都市及農村に於ける) | 三、三六五千七百四十四人 | 一九二八年 | 一九三七年 | 一九三九年 |
| 不詳 | 一一三五三千零三十三人 | 一九二八年 | 一九三七年 | 一九三九年 |
| 計 | 一九五九一千零三十一人 | 一九二八年 | 一九三七年 | 一九三九年 |

*一九三九年の第十八回黨大會に於けるモロトフの報告に依る。

労働者及び勤務者の比率は二八—三七年間に二倍以上となり、三九年までに三倍近くになつてゐる。コルホーズ農民及び組合化せる手工業者の比率は二八—三七年間に飛躍的に増大したが、三七—三九年間に労働者及び勤務者の増率に押され其の比率の後退を見せてゐる。資本主義的分子は拂拭せられ、獨立の農民及び手工業者も完全にその社會階級的勢力を喪失してしまつてゐる。労働者、勤務者、コルホーズ農民

及び組合化せる手工業者の通計は三九年には既に全人口の九六・六%を占めてゐることになる。

尙、労働者及び勤務者の總數(家族を含む)は三九年に八四・三(百萬)であるが、之に對し都市人口は五五・九(百萬)であるから、労働者及び勤務者のかなりの部分が農村地方に住んでゐるものであることが推察される。

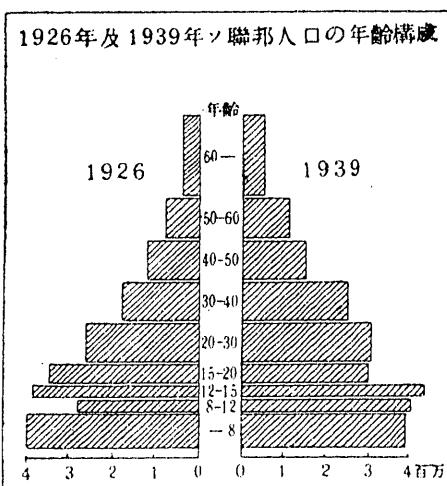
年齢構成の集計

三九年調査の結果によるソ聯邦人口の年齢構成としてソ聯邦中央統計局の發表するところの數字は次の如くで、

一九三九年及二六年の年齢構成*(總數)

| | 一九三九年 | 一九二六年 |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 八歳以下 | 三一、四一二・三千 | 三一、九三五・一千 |
| 八一二二歳 | 一六、四〇九・一 | 一一、三三六・二 |
| 一二一一五歳 | 一三、三三六・一 | 一一、五二一・四 |
| 一五一一一〇歳 | 一五、一二四・一 | 一六、九七六・五 |
| 二〇一三一〇歳 | 三〇、六三九・〇 | 三五、八五一・〇 |
| 三〇一四〇歳 | 二五、三三三・〇 | 一七、五一七・七 |
| 四〇一五〇歳 | 一五、二三五・九 | 一三、八六二・三 |
| 五〇一六〇歳 | 一〇、六七・四 | 九、四四六・一 |
| 六〇歳以上 | 三二・九 | 八八・七 |
| 不詳 | 一六九、五一九・一 | 一四七、〇三七・九 |
| 計 | 一九三九年 | 一九二六年 |
| 一九三九年及二六年年の年齢構成*(百分比) | | |
| 一九三九年 | 一九二六年 | |
| 八歳以下 | 一八・五 | 二一・七 |
| 八一二二歳 | 九・七 | 七・六 |

右の數字を更に大きく集計してみると次の如くで、八歳以下の人口比率一八・五%(三九年)は之を獨逸の一九・一%(西歐及オーストマニア、三八年々首現在、以下同之)の數字と較べてみると極めて高い。三〇歳までの人口比率も西歐と較べると極めて高いが、老齡となるに隨つて逆關係を示し、六〇歳以上の比率に於ては獨逸の一九・一%に對し六・六%といふ半分に近い數値を示してゐる。



*西ウクライナ及西白ロシアを除く。

一九二六年に較べると若年人口の比率は稍く低下を見せてゐるが、とはいへ他の歐洲諸國と較べると格段で、一五歳以下の人口比率を比較してみると次の如くである。

| | | | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|
| ソ聯邦(一九三九年) | 三六・二% | 二〇歳以下 | 四八・六% | 四五・〇% |
| 独逸(一九三九年) | 三三・三% | 二一歳以下 | 四九・五% | 三三・〇% |
| 大ブリテン | 三二・一% | 二二歳以下 | 五〇・一% | 一五・四% |
| 和蘭(一九三八年) | 二八・六% | 二三歳以下 | 五二・八% | 六・六% |
| ルーマニア(一九三〇年) | 三四・七% | 二四歳以下 | 五三・一% | 六・八% |
| 英領印度(一九三一年) | 四〇・〇% | 二五歳以下 | 五五・一% | 六・八% |

又、ソ聯邦の年齢階級別人口の各年齢階級別年平均人口分布をとつてみると次の如くで、

| | 八歳以下 | 三・九三 百萬 |
|--------|------|------------|
| 八一二二歳 | 四・一〇 | 三・〇二 |
| 一二一一五歳 | 四・四四 | 三・〇六 |
| 一五一一〇歳 | 四・一〇 | 三・〇六 |
| 二〇一三〇歳 | 四・一〇 | 三・〇六 |
| 三〇一四〇歳 | 四・一〇 | 三・〇六 |

四〇—五〇歳

五〇—六〇歳

六〇歳以上

一・五二
一・〇九

中等教育を受けたる者 二三・二 七・八

農村人口 一九三九年 一九二六年

八八・二

六一・九

六六・六

三〇・〇

四五・二

四五・二

九三・八

六七・二

七六・八

三五・三

五六・三

五〇・六

八六・三

三五・六

五六・九

三五・六

一五・八

六三

三三・三

一九・六

全人口

一九三九年

一九二六年

九歳以上 男 女 計

九三・六 一九〇・八

六六・五

九歳以上 男 女 計

八一・二 九五・一

五二・一

九歳以上 男 女 計

八三・四 九一・一

四二・七

九歳以上 男 女 計

八九・一 六四・五

五六・六

九歳以上 男 女 計

九一・五 一九三九年

四〇・九

九歳以上 男 女 計

九五・七 一九三六年

一・四

九歳以上 男 女 計

九五・七 一九二六年

二・四

九歳以上 男 女 計

八四・〇 一九二五年

二・四・五

九歳以上 男 女 計

八九・五 一九二四年

六七・六

九歳以上 男 女 計

九七・六 一九二三年

七六・三

九歳以上 男 女 計

九一・〇 一九二二年

八八・〇

九歳以上 男 女 計

八二・二 一九二一年

八・〇・九

九歳以上 男 女 計

八六・五 一九二〇年

七三・九

九歳以上 男 女 計

四六・五 一九一九年

六七・五

九歳以上 男 女 計

三五・九 一九一八年

五〇歳以上

九歳以上 男 女 計

四九・三 一九一七年

五〇歳以上

九歳以上 男 女 計

六一・一 一九一六年

五〇歳以上

九歳以上 男 女 計

六七・五 一九一五年

五〇歳以上

九歳以上 男 女 計

六九・三 一九一四年

五〇歳以上

九歳以上 男 女 計

七三・九 一九一三年

五〇歳以上

九歳以上 男 女 計

八〇・九 一九一二年

五〇歳以上

九歳以上 男 女 計

八二・二 一九一一年

五〇歳以上

九歳以上 男 女 計

九四・二 一九一〇年

五〇歳以上

九歳以上 男 女 計

九一・〇 一九〇九年

五〇歳以上

九歳以上 男 女 計

九二・二 一九〇八年

五〇歳以上

九歳以上 男 女 計

九三・二 一九〇七年

五〇歳以上

『また他民族の人口増殖力と比較してみます。死亡率を目標の如く低下しただけでは、日本人口の純再生育率は現在の一・二に對して〇・三を増して一・五となるだけであります。その反対に出生率が増加するだけで死亡率が低下しなかつた場合には、純再生育率は〇・六を増して一・八となります。そしてそれだけで既にソ聯邦の純再生育率一・七を凌駕することになります。従つて今日の死亡率が今後少しも下らないとしても、出生増加の目標が達成されさへすれば、日本人の増殖力は今日のロシアのそれを凌駕する事になるのであります。』

(第十二回人口問題同人會に於ける
美濃口調査官の報告より)

最後に教育程度別集計の主なる数字を掲ぐれば次の如くである。

高等教育を受けたる者
一百四
一一〇
〇・六